

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
902	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	参考	1. 業務概要（全体図）及びシステム構成図	－	－	「オンラインで予約を行い・・・」と記載がある。		業務効率の向上	住民異動届の内容が統一される前提だが、転籍と同日の転出などがあるため本籍の情報も届に記載を依頼している。しかし、本人が本籍を失念しているなど、入力が不完全になると想定されるため、簡素で間違いないフォームにしてみたい。	フォームについては本仕様書の対象外であるため対応なし。	対応なし
903	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	参考	1. 業務概要（全体図）及びシステム構成図	－	－	「転入届に予め印字する機能等をもたせる」と記載がある。	「転入届に予め印字する機能及び修正並びに情報の追加入力する機能をもたせる」に修正する。	業務効率の向上	連携できるシステム（児童、国保等）に自治体ごとに差異があるのであれば、統一されるであろう異動届の情報だけでは、不足するため、追加の情報を入力できるシステム仕様並びに異動届としなければ、市民サービスも業務効率もあがらないため。	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届においての、追加の情報を入力する方法については本仕様書において規定しないため、対応なし。	対応なし
446	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	参考	1. 業務概要（全体図）及びシステム構成図	－	－	14ページの従来の特例転入を利用した転出との差異ポイント②	システムとマイナポータルを自動で連携する。（標準機能でデータを人が出力してインポートする作業を無くす）	業務効率の向上	転出・転入手続きのワンストップ化について、転出届に係る情報を申請管理システムを経由し取得とあるが、届け出があった際には通知メール等がくるようにしてほしい。（定期的に確認ではなく）	システムとマイナポータルはバッチ処理等で自動で連携する仕様を想定しているため対応不要。また、メール送付についてはマイナポータル・申請管理システム側で討議されることであるから、本意見照会の対象外である。	対応なし
904	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	参考	1. 業務概要（全体図）及びシステム構成図	－	－	転出・転入に手続きのワンストップ化に伴う特例転入・転出における業務フローの改正	特例以外についても記載する。	業務効率の向上	マイナンバーカード以外での転入においても、出力される転出証明書を統一し、スキャナーでよみとれる形式としたり、QRコードで証明書を発行することで、転入側の自治体での入力ミスを防ぎ業務効率をあげられるため。	特例転入・転出以外のフローも作成済みのため、対応不要。	対応なし
295		住民記録システム標準仕様書	参考					標準仕様書に記載はないが、カード裏面印字についての実装の記載を希望する。	業務効率の向上	個人番号カード及び在留カード等について、システムと連携して印字を行っているため、実装する機能として記載をお願いしたい。	「7.1.1.3カード管理状況」において、「住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。」と記載があるため、対応なし。	対応なし
1057	事業者	住民記録システム標準仕様書	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	－	－	「また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3（1）対象自治体」で示した指定都市、中核市等及び一般市区町村の類型ごとに判断される。特に明記しない限り、3類型全てに当てはまる要件として記載しており、必要に応じて、「指定都市においては、～～」、「（一般市区町村においては、実装してもしなくても良い。）」のように記載している。」の記載がある。	「また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3（1）対象自治体」で示した指定都市、中核市等及び一般市区町村の類型ごとに判断される。特に明記しない限り、3類型全てに当てはまる要件として記載しており、必要に応じて、「指定都市においては、～～」、「（一般市区町村においては、実装してもしなくても良い機能）」とし、「指定都市においては、～～」と記載したほうがわかりやすいため。」と修正する。	業務効率の向上	【実装すべき機能】に「（一般市区町村においては、実装してもしなくても良い。）」の記載がよくあるが、一般市区町村が大多数であるため、【実装してもしなくても良い機能】とし、「指定都市においては、～～」と記載したほうがわかりやすいため。	原則と例外の書き分けの問題であり、対応なし	対応なし
177		住民記録システム標準仕様書	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	－	－	・今後、整備する予定の「（仮称GovGov-Cloud）」上において、各ベンダが、本仕様書に準拠しているシステムを提供し、 ・各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用する	・今後、整備する予定の「（仮称GovGov-Cloud）」上において、各ベンダが、本仕様書に準拠しているシステムを提供する。 ・各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用する	業務効率の向上	読みにくい。	誤記または不整合のため対応する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-999	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容			「(3)想定する利用方法」の中に「本仕様書に示した個別の案件を一々提示してRFIやRFP、更にはFit&Gap分析を行って調達するのでなく、・・・」と記載がある。	RFIやRFP、Fit&Gap分析は行う旨の修正をする。	法令への対応	法令ではないが、「自治体DX推進手順書」では行うよう記載されているため。	「標準化後にシステム更改を行う際は」という限定を入れることとする。手順書は、標準化の導入フェーズが故にFITGAPなどがあるものの、標準化後の世界観では原文の記載はあり得るものと認識。	仕様書修正
551	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏の管理	P.30 マイナンバーカードの券面更新に係る事務の記載がない。	マイナンバーカードの券面更新に係る事務フローを追記する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書「7.1.1.3 カード管理状況」において、カード券面プリンタの機能が実装すべき機能とされているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	事務の粒度がかなり小さいため、対応なし。	対応なし
552	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	1.1 住民データ	1.1.7 通称の管理	P.31 マイナンバーカードの券面更新に係る事務の記載がない。	マイナンバーカードの券面更新に係る事務フローを追記する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書「7.1.1.3 カード管理状況」において、カード券面プリンタの機能が実装すべき機能とされているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	事務の粒度がかなり小さいため、対応なし。	対応なし
170	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	1.1 住民データ	1.1.7 通称の管理	ラスター形式の図を使用している。	ベクター形式の図に修正する。	業務効率の向上	図の記載内容が判読しにくい。第1版ではベクター形式で作図されていたのに、本案ではラスター形式になっている。元に戻していただきたい。	ベクター形式へ変更	軽微な修正（不整合、誤字など）
906	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1 国外からの転入	「通知して終了」	住民票コードの出力フローを追加する。	業務精度の向上	初回の場合、住民票コードが出力されるため、その出力フローも記載すべき。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
734	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1 国外からの転入	P.35 提示書類に「パスポート又は戸籍謄本（抄本）及び戸籍の附票の写し」とある。	パスポート、戸籍謄本（抄本）及び戸籍の附票の写し	業務精度の向上	国外からの転入届においては、パスポートと戸籍謄本（抄本）の両方が必要なため、「又は」の文言を「及び」に修正すべきではないでしょうか。	「パスポート、戸籍謄本（抄本）及び戸籍の附票の写し」に修正する。	仕様書修正
553	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1 転入	P.34 マイナンバーカードの券面更新に係る事務の記載がない。	マイナンバーカードの券面更新に係る事務フローを追記する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書「7.1.1.3 カード管理状況」において、カード券面プリンタの機能が実装すべき機能とされているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	事務の粒度がかなり小さいため、対応なし。	対応なし
905	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1 転入	バックヤードの「本人確認できなかった」	通知名の明記する。	業務精度の向上	代理人がきた場合の本人確認通知のことであれば、上段の本人確認との差が不明瞭であるため。	上段の本人確認の中で本人確認ができた/できなかったで分岐しており、住民異動受理通知を出すか否かの記載のため、対応なし。	対応なし
2-95	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「転出・転入手続のワンストップ化にかかる転入届」の様式（案）について	「異動日」欄と「あたらしい住所」欄については、届出人記載とし、システム印字させないこと	業務精度の向上	「異動日」および「あたらしい住所」については、転出届の時点ではあくまでも予定の内容を記載するケースが多いため（結構適当に記入している場合が多い）、転出届の内容をシステム印字してしまおうと、転入時に頻繁に住民に訂正をさせることになってしまった。また、本人がシステム記載された内容を十分に確認せず提出してしまった場合は、後日になっての修正届が頻発することが容易に想定される。当該2項目については、システム印字を行わずに届出人記載とすることを強く要望する。	届出人が確認すれば済むことであり、むしろ、書かせないことに重きを置くべきであるため、対応なし。	対応なし
2-1205	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	P.36 業務フロー 転入予約の情報の入手元であるマイナポータルの事務フローがない。 「転入届（事前印字）」	業務フロー マイナポータルから転入予約情報を入手する事務フローを追記。	業務精度の向上	「転入届（事前印字）」とありますが、支所・出張所等でも転入届を受け付けている区市町村では、事前に転入届を印字する支所・出張所及び日時を判断する必要があります。マイナポータルの転入予約情報が無いと転出届を印刷する支所・出張所等を特定できないため必要です。	転入予約は、仕様書の対象外であるため、対応なし。	対応なし
556	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	P.36 マイナンバーカードの券面更新に係る事務の記載がない。	マイナンバーカードの券面更新に係る事務フローを追記する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書「7.1.1.3 カード管理状況」において、カード券面プリンタの機能が実装すべき機能とされているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	事務の粒度がかなり小さいため、対応なし。	対応なし
555	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	P.36 提出書類「個人番号カード」	提出書類 「個人番号カード又は住基カード ※住基カードは転出・転入手続のワンストップ利用不可」	業務精度の向上	住民基本台帳カード保有者は「転出・転入手続のワンストップ」サービスは利用できませんが、特例転入の手続きを行えるため、「住民基本台帳カード」を提出書類に追記すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりのため、修正する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
171	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	ラスター形式の図を使用している。	ベクター形式の図に修正する。	業務効率の向上	図の記載内容が判読しにくい。他の業務フロー図と同様にベクター形式にて作図していただきたい。	ベクター形式に変更する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-937	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	令和3年通常国会において、住民基本台帳法が改正されマイナポータル所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日続柄、個人番号転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとした。	・左記に、「届出者の連絡先」を追加してほしい。 ・特例転入は、マイナポータルからオンラインで申請するものと今まで通りの窓口による届出の2パターンになるのか、わかりやすく記載してほしい。	住民サービスの向上	新住所が違っている場合があるため、違っていた場合、前もって確認して修正した方がよければ確認手段としたい。また、期限内に転入処理をしなければカードが失効してしまうこともあり、連絡が取れる手段となると考える。 ・特例転入は、（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）によるマイナポータルからオンラインで申請するものと今まで通りの窓口で届出の2パターンになるのでしょうか。窓口に来た方にもマイナポータルでの申請をいただこうように案内するものでしょうか	届出者の連絡先については、届出の際に手記入いただく情報であり、事前準備に使用する転入証明書に記載されている情報ではないため、対応なし。 （2点目は質問のため、対応なし）	対応なし
557	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.2 転居	4.1.2 転居	P.37 マイナンバーカードの券面更新に係る事務の記載がない。	マイナンバーカードの券面更新に係る事務フローを追記する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書「7.1.1.3 カード管理状況」において、カード券面プリンタの機能が実装すべき機能とされているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	事務の粒度がかなり小さいため、対応なし。	対応なし
707	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3 国外への転出	「個人カード又は通知カード及び住基カード」と記載がある。	「通知カード」を削除し、「個人カード又は住基カード」に修正する。	法令への対応	令和2年5月25日以降は、氏名、住所等に変更が生じた場合でも通知カードの記載事項の変更は必要ないため。	意見のとおり削除。ただし、「個人カード」は、「個人番号カード」に修正（その他の箇所についても平仄を合わせる）。	軽微な修正（不整合、誤字など）
558	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3 国外への転出	P.40 マイナンバーカードに国外転出による返納の券面記載に係る事務の記載がない。	マイナンバーカードの券面記載に係る事務フローを追記する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書「7.1.1.3 カード管理状況」において、カード券面プリンタの機能が実装すべき機能とされているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	事務の粒度がかなり小さいため、対応なし。	対応なし
907	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3 国外への転出		通知のフローを追加する。	業務効率の向上	No.4と同様だが、本人確認できなかった場合の本人確認通知であれば、通知の処理が必要であるため。	住民異動届受理通知を盛り込む。	仕様書修正

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
2-1206	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	P.41 業務フロー 届出を審査した結果（処理した結果）や届出内容の補正を求める際の、届出人に対する通知（連絡）する事務フローがない。	業務フロー 届出人に対して、受理決定（又は不受理）して処理が完了した旨の通知及び届出内容の補正を求める際の事務フローを追記する。	業務精度の向上	特例転出届が受理されて転出の処理が完了したことを、届出人に対して連絡する必要があります。 また、世帯主の一部転出においては新世帯主の届出を求める必要があり、不現住実態調査においては不現住が確認されている者等で届出された転出日を実際に転出した日に補正を求める必要があります。届出期間の経過等により特例転入の要件を満たさない場合においては、届出人に対して届書の補正や転出証明書の郵送料の負担を求める必要が生じます。 現状の郵送転出届では、電話連絡により対応していますが、マイナポータルでは、これらの機能は実装されるのでしょうか。	対応なし。 （マイナポータルの機能は、標準仕様書の範疇外）	対応なし
559	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	P.41 提出書類「個人番号カード又は住基カード」	提出書類 「個人番号カード又は住基カード ※住基カードは転出・転入手続のワンストップ利用不可」	業務精度の向上	住民基本台帳カード保有者は「転出・転入手続のワンストップ」を利用できないため追記すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりのため修正する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-1000	事業者	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	マイナポータルからの転出届情報を受領し、住民記録システムで特例転出を実施した場合、転出処理の処理結果を通知していない。	転出の届出処理が完了した旨を通知する。 ※不備がある場合、不備内容を通知	業務精度の向上	マイナポータルからの転出届情報を受領し、住民記録システムで特例転出を実施した場合、転出処理の処理結果を通知していない。 ※マイナポータルでの受付は完了したが、届出の処理が完了した旨を通知したほうがよいと考える。 例えば、マイナポータルでの申請ができたが突合結果の不備等により転出の届出処理ができなかった旨を通知していないと、市民が転入地の手続きに来た際に転出の手続きが完了していないことを知ることになり、トラブルが発生しやすい	本仕様書の範疇外のため、対応せず。 マイナポータルとのインターフェイスについては、今後、デジタル庁を中心に、公募自治体との検討会での検討等を踏まえ、検討が進められるものと認識しており、弊省としても、その検討の場に参加するなど、適切に対応して参りたい。	対応なし
172	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	ラスター形式の図を使用している。	ベクター形式の図に修正する。	業務効率の向上	図の記載内容が判読しにくい。他の業務フロー図と同様にベクター形式にて作図していただきたい。	ベクター形式に変更する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-871	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	取り込んだ転出届の情報について、取り込んだ情報そのものか、住民記録システム内の情報との突合により届出内容を確認した後の情報が、管理できること。	取り込んだ転出届の情報について、取り込んだ情報そのものか、住民記録システム内の情報との突合により届出内容を確認した後の情報が、届出内容を確認した後修正した情報が、管理できること。	システム上の理由	取り込んだ情報を確認後修正したものも管理していないと、転出先自治体に変更情報を送付できないため。	「住民記録システム内の情報との突合により届出内容を確認した後の情報」については、修正した情報を含むいうかたちのため対応なし。	対応なし
2-938		住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	令和3年通常国会において、住民基本台帳法が改正されマイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日続柄、個人番号転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。	・左記に、「届出者の連絡先」を追加してほしい。 ・特例転出は、マイナポータルからオンラインで申請するものと今まで通りの窓口や郵送による届出の3パターンになるのであれば、わかりやすく記載してほしい。	住民サービスの向上	新住所地が違っている場合があるため、違っていた場合、前もって確認して修正した方がよければ確認手段としたいため。また、期限内に転入処理をしなければカードが失効してしまうこともあり、連絡が取れる手段となると考える。 ・特例転出は、（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）によるマイナポータルからオンラインで申請するもの。 今まで通りの窓口や郵送による届出の3パターンになるのでしょうか。	マイナポータル側で検討されるべき内容であることから、対応なし。 マイナポータルとのインターフェイスについては、今後、デジタル庁を中心に、公募自治体との検討会での検討等を踏まえ、検討が進められるものと認識しており、弊省としても、その検討の場に参加するなど、適切に対応して参りたい。	対応なし
182		住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）			住民サービスの向上	転出届のオンライン化を推奨するならば、転出届を起点として発生するその他の手続き（例えば、国保脱退・後期高齢者医療資格喪失/変更・介護保険・児童手当・児童福祉手当など）は職権で完了するように、法改正を国の内部で促し、転出届はオンラインで済んだが、他の手続きが残ったということのないようにしてほしい。	他の手続きについては本仕様書の対象外となるため対応なし。	対応なし
183		住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）			住民サービスの向上	転入届の事前印刷の様式を標準化の通常転出にも適用し、転出証明書＝転入届書の共通様式にして、転出証明書を持っていて、その場で署名すれば、転入先で届書の記載が不要になるように対応してほしい。	転出証明書に記載のQRコードを読み込む等で手続き記載を避けることができるため、対応なし。	対応なし
173	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.1.3 転出	4.1.3.1 転入通知の受理	ラスター形式の図を使用している。	ベクター形式の図に修正する。	業務効率の向上	図の記載内容が判読しにくい。第1版ではベクター形式で作図されていたのに、本案ではラスター形式になっている。元に戻していただきたい。	ベクター形式に変更する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
562	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.2.1 職権記載	4.2.1 職権記載・申出	P.45 住民票コード通知票の記載がない。	住民票コード通知票に係る事務フローを記載する。	業務精度の向上	住民票コードをはじめて記載する者については、住民票コード通知票を送付しているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
561	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.2.1 職権記載	4.2.1 職権記載・申出		提出書類 「職権記載申出書」 「在留カード等」「世帯主との続柄を証する文書」…外国人の場合	業務精度の向上	申出による職権記載のため、「職権記載申出書」が必要かと思えます。 外国人住民にあっては、「在留カード等」「世帯主との続柄を証する文書」が必要かと思えます。	「職権記載申出書」「事実を証明する資料（疎明資料）」などに修正	仕様書修正
560	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.2.1 職権記載	4.2.1 職権記載・通知・調査	P.44 住民票コード通知票の記載がない。	住民票コード通知票に係る事務フローを記載する。	業務精度の向上	住民票コードをはじめて記載する者については、住民票コード通知票を送付しているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
565	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.2.1 職権記載	4.2.3 職権修正・申出		提出書類 「職権処理申出書」 「（国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者証、又は被保険者資格証明書）（介護保険の被保険者証又は国民年金手帳）個人番号カード又は住基カード在留カード等世帯主との続柄を証する文書」	業務精度の向上	申出による職権修正のため、「職権処理申出書」が必要かと思えます。 また、提出書類は申し出の内容により異なりますが、転居届と同様に記載してはいかがでしょうか。	「職権記載申出書」「事実を証明する資料（疎明資料）」などに修正（＃561の対応とする。）	仕様書修正
563	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.2.2 職権消除	4.2.2 職権消除	P.48 「世帯主変更通知書」及び「世帯主変更依頼通知書」の記載がない。	4.2.2.1死亡・届出と同様に、「世帯主変更通知書」及び「世帯主変更依頼通知書」の事務フローを追記する。	業務精度の向上	職権消除により、複数人世帯において世帯主が消除された場合、「世帯主変更通知書」又は「世帯主変更依頼通知書」を発送しているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	複数人世帯で世帯主が不現住となり世帯員が残留しているパターンはかなり稀であると考えられるため、対応なし。	対応なし
908	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡・届出	世帯主変更通知	フローの削除	業務効率の向上	世帯主変更通知は、1人しか世帯に残らない場合の職権修正後の通知をさすか。もしそうであれば、自明であるため通知をしなくてもよいと考えられるため。	「世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が1人となる異動の処理を行う場合は、職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行えること」としているため、対応なし。	対応なし
566	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.2.3 職権修正	4.2.3 職権修正・申出	P.52 マイナンバーカードの券面更新に係る事務の記載がない。	マイナンバーカードの券面更新に係る事務フローを追記する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書「7.1.1.3 カード管理状況」において、カード券面プリンタの機能が実装すべき機能とされているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	事務の粒度がかなり小さいため、対応なし。	対応なし
567	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.2.3 職権修正	4.2.3.2 職権修正・軽微な修正	P.53 マイナンバーカードの券面更新に係る事務の記載がない。	マイナンバーカードの券面更新に係る事務フローを追記する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書「7.1.1.3 カード管理状況」において、カード券面プリンタの機能が実装すべき機能とされているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	事務の粒度がかなり小さいため、対応なし。	対応なし
568	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 職権修正・誤記修正・法第30条の50通知	P.55 タイトル「4.2.3.3 職権修正・誤記修正・法第30条の50通知」	タイトル「4.2.3.3 職権修正・法第30条の50通知」	業務精度の向上	P.54「4.2.3.3 職権修正・誤記修正」とP.55「4.2.3.3 職権修正・誤記修正・法第30条の50通知」の両方のタイトルに「誤記修正」が含まれています。「誤記修正」はP.54「4.2.3.3 職権修正・誤記修正」の事務フローかと思しますので、P.55「4.2.3.3 職権修正・誤記修正・法第30条の50通知」の「誤記修正」の文言は削除すべきではないでしょうか。 また、「誤記修正」の文言を削除する場合にあっては、フロー図右下コメントの「④4.2.3.3誤記修正」の文言も削除願います。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。 「4.2.3 職権修正・法第30条の50通知」として、要件は「4.2.3.1修正」および「4.2.3.2軽微な修正」を加える。	軽微な修正（不整合、誤字など）
569	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コード変更請求	P.56 住民票コード変更請求の添付資料に「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」とある。	「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」の記載を削除する。	業務精度の向上	住民票コード変更請求における添付書類として、「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」は必要ありません。 ※本人確認書類としての用途を除く	「本人確認書類」と修正する。	仕様書修正
909	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.4 個人番号の異動	4.4 個人番号の指定		項ごと削除	システム上の理由	紛失時の申出による場合は、次項の変更・請求の事務になると存じます。新規で附番される場合は、出生や国外転入などの事務が伴うため、この単体のフローは存在しないと考えられるため。	出生・国外転入・第30条の46転入～届出に入れ込む （住民票コード出力の後）	仕様書修正
570	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.4 個人番号の異動	4.4 個人番号の変更・請求	P.59 個人番号指定請求の添付資料に「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」とある。	「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」の記載を削除する。	業務精度の向上	個人番号指定請求における添付書類として、「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」は必要ありません。 ※本人確認書類としての用途を除く	「本人確認書類」と修正する。	仕様書修正
571	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.1、4.5.2 第30条の46転入、第30条の47届出	P.62 住民票コード通知票の記載がない	住民票コード通知票に係る事務フローを記載する。	業務精度の向上	住民票コードをはじめて記載する者については、住民票コード通知票を送付しているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書追加
573	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.3、4.5.4、4.5.5 帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出	P.63 マイナンバーカードの券面更新に係る事務の記載がない。	マイナンバーカードの券面更新に係る事務フローを追記する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書「7.1.1.3 カード管理状況」において、カード券面プリンタの機能が実装すべき機能とされているため、業務フロー図に記載すべきではないでしょうか。	事務の粒度がかなり小さいため、対応なし。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
572	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.3、4.5.4、4.5.5 帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出		提出書類 「個人番号カード又は住基カード」	業務精度の向上	個人番号カード等の券面事項の更新手続きが必要なため、提出書類に「個人番号カード又は住基カード」を追記してはどうか。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
910	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動取消し・通知・調査		フローの分解	業務精度の向上	転入前であれば、転入地としては、システムに取り込まれていないため特に処理はないと考えられるため。一定期間転入がない場合の予定データの消除のフローが別途必要。 転入後であれば、住民からの取消の申出または転出地からの通知での処理のフローがそれぞれ必要。	転入後については住民からの申し出および転出地からの通知の両フローあるため、対応なし。	対応なし
574	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動取消し・通知・調査		令第12条第4項通知に関する事務フローを追記する。	業務精度の向上	異動の取消処理を職権で行うため、4.2.3職権修正・申出と同様に職権記載等通知（令第12条第4項通知）の処理が必要ではないでしょうか。	当該通知による職権修正のフローを追加する。	仕様書追加
576	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	4.6 異動の取消し	4.6.1.1 転出取消・申出	P.67 転出取消の添付資料に「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」とある。	「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」の記載を削除する。 「転出証明書」を追記する。	業務精度の向上	転出取消における添付書類として、「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」は必要ありません。 ※本人確認書類としての用途を除く また、「転出証明書」を交付している場合は回収します。	「本人確認書類」と修正し、「転出証明書」を追記する。	仕様書修正
577	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	5 証明	5 証明書の交付（住民票の写しの例）	P.68 証明書の交付の添付資料に「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」とある。	「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」の記載を削除する。	業務精度の向上	証明書の交付請求時の添付書類として、「在留カード等」及び「世帯主との続柄を証する文書」は必要ありません。 ※本人確認書類としての用途を除く	「本人確認書類」と修正する。	仕様書修正
911	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	1. 業務フロー	5 証明	5 証明書の交付（住民票の写しの例）	支援措置対象者か」と記載がある。	YESの場合：本人請求であれば解除、証明書出力のフローを追加。	住民サービスの向上	発行できるため	本人の場合は証明書発行可能であるフローを追加する。	仕様書追加
300	事業者	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	2. ツリー図	—	—	L 外国人住民のみに関係する異動 c 日本人住民データの管理	L 外国人住民のみに関係する異動 c 外国人住民データの管理	システム上の理由	外国人住民のみに関係する異動であるため、外国人住民データの管理が正しいと考える。なお、他のツリー記載において、日本人、外国人共に対象となるものも日本人住民データの管理とされているものがあり、修正が必要。	ご指摘のとおりのため、修正する。	仕様書修正
355	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	2. ツリー図	—	—	国外からの転入時、4入力照合する前に統合端末での個人番号・住民票コードを確認する記載がない	3 受理 4 入力照合の間に本人確認 住基ネットを記載	業務精度の向上	国外転入の場合、個人番号・住民票コードの確認が必要である。本市では統合端末で確認後、住基システムへ手入力している。個人番号・住民票コードの確実な確認のためにも記載が必要と考える。	本人確認は入力照合の前の「本人確認」において実施するため、対応なし。	対応なし
178		住民記録システム標準仕様書	第3章 業務フロー等	2. ツリー図	—	—	第3章 1. 業務フローに基づき、機能要件の一覧性を高めるため、ツリー図を作成します。本仕様書の機能要件との対応関係を示すため、第4章機能要件の項番を付記します。	第3章 1. 業務フローに基づき、機能要件の一覧性を高めるため、ツリー図を作成する。本仕様書の機能要件との対応関係を示すため、第4章機能要件の項番を付記する。	業務精度の向上	ここだけですす調	統一的に記載すべきであるため、修正する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-1004	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	「「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目には含めず、また住民票の写し等の証明書上も表示しない。」と記載がある。	「入力項目には含めず」を「住民となった年月日（異動日）と同じ年月日とし」に修正し、「証明書上も表示しない」を「証明書上に表示する」に修正する。	住民サービスの向上	「住所を定めた年月日」を空白にすると、住民票を見慣れていない住民などから問合せが発生する可能性がある。わかりやすい住民票を提供すること、記載をすれば避けられる問合せは事前に対応すべきことから本修正が必要と考える。なお「住所を定めた年月日」の値を空にせずに「住民となった年月日（異動日）」の値を引用すれば操作量は変わらないので事務負担にはならない。	事務処理要領や法律に従っているので修正は要らない。	対応なし
384	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	「※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。」と記載がある。	「※「管理」とは、データの照会・設定・保持・修正ができることをいう。」に修正する。	業務効率の向上	標準仕様書にデータとしての管理項目の記載はあるが、それらを照会できることの記載はないと認識している。当たり前の内容のため不要かと思うが、左記の修正案で補填しておく方が確実ではないかと考えたため意見に記載。なお、印鑑登録システム標準仕様書の記載の形式を鑑みると、下記の段に示す要件を追記することにより補充してもよいと考える。	照会を許容する項目については「7.2.2他業務照会」に記載があり、当該章に記載されている項目は提示している意味の「管理」が必要であることから、対応なし。 ※ただし、成年被後見人については#2-26の対応とする。	対応なし
996	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	「住民記録システム標準仕様書（案）【第2.0版】」に記載なし	【実装しない機能】として、「世帯を単位として住民票を調整し、世帯員全員に共通する事項となる住所（方番を含む）・世帯主の氏名のデータ及び、その異動の年月日・事由の履歴データを、共通事項のデータ項目として管理。」を追加する。	システム上の理由	住民票は、住基法において世帯を単位として編製可能であり、要領の第2－1－（1）において様式例が示されている。この様式例では、世帯員全部に共通する事項（世帯主の氏名・住所）の記載欄と、その共通事項に係る異動年月日・事由の記載欄が示されている。「住民記録システム標準仕様書（案）【第2.0版】」では、日本人・外国人住民データの管理は個人ごととに保有するため、「住民票の写し（世帯連記式）のレイアウト」には、共通事項となる住所・世帯主の氏名を表示する欄はあるが、共通事項に係る異動年月日・事由の表示欄は示されていない。標準化前の住記システムで、この共通事項のデータを世帯員個人ではなく、世帯の共通事項データとして保有している場合、標準化住記システムへのデータ移行時に支障（個人のデータ管理項目に、共通事項のデータが含まれない）が生じるため。（標準仕様書に合わせて要領の改正が必要。）	「1.1.3個人票／世帯票」において、「なお、現在、データの保有方法や、世帯を単位として調製している自治体が存在することから、そのような自治体においても、住民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できるようにする場合については、当該機能を有しているものとみなすこととした。」としているため、世帯ごとの調整を【実装しない機能】としているわけではないことから、対応なし。	対応なし
1001	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	「住民記録システム標準仕様書（案）【第2.0版】」に記載なし	【住民票のその他の項目】に「年齢」（照会時点の満年齢）を加える	業務効率の向上	異動等の各種届出において、「年齢」を要件とするものも多く、管理項目に加えることで、確認作業における業務効率化を図れる。	画面要件のため対応なし	対応なし
2-713	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	【実装すべき機能】 【住民票記載事項に当たる項目】 ・生年月日（和暦で管理すること。）	【実装すべき機能】 【住民票記載事項に当たる項目】 ・生年月日（西暦で管理すること。）	業務精度の向上	令和元年5月1日を迎えるにあたり、システム障害や間違った証明書の発行を防ぐために、事前の動作検証に加えて5月1日に職員による最終確認（一連の窓口業務が正常に行えるか、証明書が正しく出力されるか）を行った。 （現在のシステムにも、西暦・和暦変換機能は持っているが、最終的には正常動作を検証する必要があるため。） 年月日に関するデータの持ち方はすべて西暦に統一させるとともに、証明書に記載の年月日も西暦にさせることで、上記のようなシステム改修や動作検証が不要となる。	対応なし。 （日本人住民の生年月日の表記は、戸籍の記載と一致させているため、和暦（元号）で示せるようにしている。なお、【考え方・理由】に記載のとおり、データ保持の方式として西暦での保持は認めているところ。）	対応なし
932	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	【住民票その他の項目】で、旧世帯主（転入前の世帯主の氏名）について記載がない。	【住民票その他の項目】で、旧世帯主（転入前の世帯主の氏名）について追加する。	システム上の理由	住民基本台帳ネットワークシステム構築手引書操作手引書（操作手順／統合端末編）2.3.39戸籍附票記載事項通知情報入力（住所地）において、旧世帯主情報の入力を求めているため。また、住民記録システム標準仕様書7.1.1 C S連携でも自動送信するものとなっているため、データの保持が必要と考える。	住所地における戸籍附票記載事項通知情報を入力に際し、「旧世帯主（転入前の世帯主の氏名）」の情報は、必須項目ではなく、任意項目であるため、【実装してもしなくてもよい機能】として整理する。	仕様書追加
921	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、種別の変更があった年月日、資格取得・喪失年月日	不要	法令への対応	令和元年10月25日厚生労働省年金局作成の「番号制度の導入に伴う市町村における年金関係事務の概要について」では、住所変更ではJ-LISからの異動情報で報告は省略できるとしている。また、住民基本台帳上、住基に年金番号記載がないものは年金機構から送付される（データ）によって記載するとされています。年金情報は転出証明書に記載して新住所に継続する必要がありますが、現在は他の方法で可能となっています。住民基本台帳に年金情報を記載する必要はないと考えますので法、省令等からの削除の検討をお願いします。	法令の記載事項であるため対応なし。	対応なし
244	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	・署名用電子証明書シリアル番号	・署名用電子証明書シリアル番号 （住基ネットから連携可能になるまでは、空値でよい。）	システム上の理由	署名用電子証明書シリアル番号は、現在住基ネットからデータ連携できる項目となっていないため。	署名用電子証明書のシリアルは各自治体のCSには連携されており、統合端末から確認が可能。今後、CSから既存住基システムへ情報を連携する改修を行うことで対応すべく検討を進める。	仕様書修正
785	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	なし	介護認定の有無 児童手当受給の有無	住民サービスの向上	各担当部署へ案内する際に使用している。介護認定の有無で担当課へ出向くことが必須かどうか決まるので認定についても表記してほしい。	介護認定の有無については情報連携にておこなう箇所であるため本仕様書の対象外となる。 児童手当受給の有無は「児童手当の受給開始・終了年月」において確認可能なため対応なし。	対応なし
2-26	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	日本人住民について、以下の項目を管理（※）すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。	日本人住民について、以下の項目を管理（※）すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいうが、住基法第7条事項、成年被後見人の情報については、同一データベース内で当該データを管理するシステムが稼働する場合は、住民記録システムでは参照可能とすることで「管理」の要件を満たすこととする。	業務効率の向上	住基法第7条事項は、住民記録以外の各業務システムが管理する項目であり、住民記録と各業務システムが同一ベンダのシステムである場合は、住民記録で管理する場合には、二重管理・二重入力となり業務効率は悪い。また、入力ミスやデータの不整合が発生するため。	住民記録システム内での管理は必要とする。	対応なし
1008	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1.10 世帯主	世帯主未設定の場合、未設定世帯に属する世帯員の続柄をどのように住民票に記載すればよいのか記載がない	「世帯主未設定の場合、未設定世帯に属する世帯員の続柄は、従前の続柄のままとする」 あるいは「世帯主未設定の場合、未設定世帯に属する世帯員の続柄は、空欄とする」という記載	業務精度の向上	世帯主未設定の場合、未設定世帯に属する世帯員の続柄は空欄とすればよいのか、従前の続柄のままでよいのか不明	ご指摘理解するため、下記に修正する。 「世帯主未設定の場合は、未設定世帯に属する世帯員を従前の続柄の状態、あるいは空欄の状態ではシステムへ連携ができること。」	仕様書修正
40	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1.1 続柄	【実装しない機能】に「「実装すべき機能」に示す以外の続柄を管理すること。」と記載がある。	「管理」の注釈を追加する。	法令への対応	「1.1.1 日本人住民データの管理」で、「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう」となっているため、過去に管理していた続柄「長男」や「子（の子の子）」を保持することはできないと解釈できる。	ご指摘のとおり、「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう」と記載があるため、注記を追加せずとも過去に管理していた続柄は保持できないと解釈可能であるため。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
247	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.13 宛名番号・世帯番号	宛名番号、世帯番号はそれぞれ、最下位の1桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の1桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11（M11W2～7）とする。余りが0の場合、検査付番は0とする。また、本ルールの適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。	宛名番号、世帯番号はそれぞれ、最下位の1桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の1桁はチェックデジットとする。指定都市の場合、チェックデジットの算出方式はモジュラス11（M11W2～7）とする。余りが0の場合、検査付番は0とする。また、本ルールの適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。 指定都市以外は、チェックデジットの算出方式は任意の形式とする。	システム上の理由	指定都市においては、考え方・理由欄に記載のとおり、区間内異動を考慮するとチェックデジットの統一は望ましい。しかし、チェックデジットを使用したシステム機能が標準仕様書内には、定義されておらず指定都市以外ではチェックデジットの仕様を全国統一することの合理性がないため。 また、現行のチェックデジットから変更する必要のあるベンダーにおいて、上記理由にもよりのコスト増となることが想定されるため。	対応無し。	対応なし
2-1015	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「B類型については関係する異動履歴のうち直接対応する異動項目と併せて記載することとする。」とある。	A類型：異動項目の履歴、B類型：項目によらない当異動の留意事項、C類型：異動によらないその住民票の備考 という整理にしたうえで、B類型の「直接対応する異動項目と併せて」に関して削除。 修正案： 「B類型については関係する異動履歴と併せて記載することとする。」	業務効率の向上	B類型を異動項目と併せて記載となると、異動時にB類型の留意事項がある場合に、操作として、この留意事項をどの項目に入れるかという判断と項目を選択してB類型の留意事項を入れていくということになり、運用の手間が増える。修正後案の通り、項目ではなく異動履歴に対する留意事項とすれば「どの異動項目に設定するか」を判断する必要がなくなる。 例えば、「特別養子である旨」を記載するのにもどの異動項目と併せて記載するのかが不明である。異動項目と併せて記載する仕様のままとする場合、「○B類型として記載する留意事項の例」に記載されているそれぞれの事例について、どの項目に併せて記載すべきが明記してほしい。	「1履歴に対して、A類型の統合記載欄およびそれに紐づくB類型の統合記載欄」とするため、対応なし。	対応なし
1059	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。なお、留意事項の自動入力機能は、一般市区町村においては実装しなくても良い。（実装しない場合は留意事項について自由入力できること。）」の記載がある。	「留意事項について自由入力できること。」と修正し、「【実装しなくても良い機能】 異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。なお、指定都市、中核都市においては実装すべき機能とする。」と追加する。	業務効率の向上	一般市区町村が大多数であるが、【実装すべき機能】に記載されると誤認しやすいため。	原則と例外の書き分けの問題であり対応無し。	対応なし
579	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	P.114【実装すべき機能】 除票にあつては、これに加え、統合記載欄に除票固有の記載事項を記載すること。（20.1.3（住民票の除票の写し）参照）	【実装すべき機能】 除票にあつては、これに加え、統合記載欄に除票固有の記載事項を記載すること。（20.1.4（住民票の除票の写し）参照）	業務精度の向上	住民票の除票の写しの項番は「20.1.4」に変更されました。	誤記または不整合のため要対応	軽微な修正（不整合、誤字など）
580	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	P.114 異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。 なお、留意事項の自動入力機能は、一般市区町村においては実装しなくても良い。（実装しない場合は留意事項について自由入力できること。）	住居表示、土地の名称変更等を実施した際における留意事項の例を明記していただきたい。	業務精度の向上	20.0.3異動履歴の記載（P.266）において、「{b1留意事項}・・・異動項目と紐付く留意事項を記載する。（具体的な記載事項については1.1.14（統合記載欄）参照）」とありますが、住居表示等を実施した際の例がなく、記載例を確認したいので、明記していただくをお願いします。	【考え方・理由】に対応する形で例示を提示する。	仕様書修正
582	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	P.116【考え方・理由】 ○B類型として記載する留意事項の例 ・転居届と同日に婚姻届があった旨	P.116【考え方・理由】 ○B類型として記載する留意事項の例	業務精度の向上	転居の履歴及び婚姻による氏名変更等は【異動履歴】に自動記録されるため、留意事項に転居届と同日に婚姻届を提出した旨と婚姻前の氏を記録する処理は不要と考えますが、いかがでしょうか。	対応不要（同日付で処理が重なった際に、その旨を留意するための記載）	対応なし
492	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	婚姻前の氏 ・転入届と婚姻が同時にあった場合 ・既に婚姻届を出している者から転入届があった場合 ・婚姻届受理証明書又は戸籍謄本を添付した	・既に婚姻届を出している者から転入届があった場合 ・婚姻届受理証明書又は戸籍謄本を添付した の2事例は、婚姻前の氏を記載しない	業務精度の向上	すでに戸籍の届出の事実が発生した後、転入においては、従前の氏を記載しない事務処理すべきでない」と判断している。 （戸籍届出の内容と住民登録が相違することになる） 転入後、婚姻であれば従前の氏を記載する。	対応不要（同日付で処理が重なった際に、その旨を留意するための記載）	対応なし
493	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載失	除票の修正を原則しない	法令への対応	住民行政の窓 元.7 470 P30.31に修正が認めれないことが記載されている	除票の記載内容を変更するのではなく、判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載を統合記載欄に追記するだけであるため、対応なし。	対応なし
491	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	転出届後に住民票を修正した旨 外国人住民から転出届の提出がなされ、転出証明書を交付したが、転出予定年月日が到来していない状況において、当該外国人住民に係る法第30条の50に規定する出入国在留管理庁からの通知があり、住民票を修正した場合	当該外国人住民に係る法第30条の50に規定する出入国在留管理庁からの通知があり、住民票を修正した場合 →転出届出後、修正すると、本人に交付した転出証明書と差異が発生するので、修正しないものとする	業務精度の向上	交付した転出証明書と市の情報に差異が発生することで業務に支障が発生する可能性が大。	対応不要 （転出届がなされた後に、住民票の記載事項の修正が生じた場合には、職権修正が必要）	対応なし
367	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	特別養子縁組を解消した場合： 「特別養子縁組解消」と記載がある。また、「特別養子縁組の解消」と記載がある。	特別養子縁組を解消及び特別養子縁組解消並びに特別養子縁組の解消を「特別養子縁組」に修正する。	法令への対応	民法第817条の10に特別養子縁組の離縁について記載があり、また、戸籍関係届書類標準様式に「特別養子縁組届」があるため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
581	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。」	A類型からC類型までの分類について、以下の事象における分類と留意事項の記載例を明記していただきたい。 ・外国人住民が住民登録したまま国外で死亡した場合（参考：H24.10.29外国人住民基本台帳室事務連絡） ・転出届（または職権消除）後であって転入届前に死亡した場合 ・帰化等をした場合において、帰化等の前の住民票に記載する帰化後の氏名	業務精度の向上	A類型からC類型までの分類及び留意事項の記載内容を全国統一化するため、様々なケースにおける記載例を整理していただくをお願いします。	そのほかの例示を上げると際限がないため、【考え方・理由】に対応する形で例示を提示する。	仕様書修正
684		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄			業務精度の向上	・統合記載欄について、詳細な法令の規定はないため市区町村ごとに様々な運用がなされているため、事務の標準化し標準的な文例が示されるとよいと思います。 ・文の記載について、ある程度の長さになる場合、複数行の記載欄があった方がよいです。現行システムでは圧縮して1行に表紙していますが読みにくい長さの文があります。 ・複数行で記述する場合、開業位置の指定ができるよい。（誤読等を防ぐため。）	対応不要 （20.0.2 参照）	対応なし
465	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	「個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。」	「個人及び世帯を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモにはファイルの添付が可能であること。」に修正する。	業務効率の向上	個人単位のメモのみだと異動や証明発行の都度、世帯員全員のメモの確認の手間が生じる。メモの管理で世帯単位を基本とすれば、世帯のメモを確認すればよく、異動や証明発行の際の確認の時間の短縮が可能となる。 ただし、個人単位で管理したいメモもあるため、個人単位でのメモと併用したい。 また、関係人からの不現住申出があった場合にその申出書類、参考書類をPDF化して添付する等、メモにはファイルを添付したい。ファイルの添付ができない場合、別途紙ベースでの資料の管理を継続して行うことになるため、非効率的である。	個人単位での管理が基本の住民票であることから、世帯に関するメモについても個人単位のメモに記載することに対応可能。 なお、不現住申出があった場合の管理は住記としての管理項目ではないので対応不要。 そのため、対応なし。	対応なし
917	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	「個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモを入力した者のユーザID及び日時が記録されること。メモの修正・削除について履歴管理されること。メモ入力されたものについては、住民票の写し等の証明書に出力されないこと。」と記載がある。	「個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモを入力した者のユーザID及び日時が記録されること。メモの修正・削除について履歴管理されること。メモ入力されたものについては、住民票の写し等の証明書に出力されないこと。照会した者にメモが入力されている場合はメモが入力されている旨がポップアップ等により明示的に確認できること。」と追記する。	業務精度の向上	基本的にメモは特段の対応を要する者に対して入力する。当該者を照会した際にメモが入力されている旨がポップアップ等により明示されれば、対応漏れを防ぐことができる。	抑止設定など使用用途が定まっているものであれば対応であるが、対応なし	対応なし
228	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	「○加害者に関する項目」と記載がある。	「○加害者に関する項目」の後に、「（複数人の登録を可能とする）」と追記する。	業務精度の向上	加害者が複数人存在する場合もあるため。	あえて書く必要がないため、対応なし。	対応なし
229	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	「○申出者より支援を求められている事務及び抑止退所の住所等」との記載がある。	「○申出者より支援を求められている事務及び抑止退所の住所等」の後に「申出者及び併せて支援を求める者個人ごとに登録できること）」と追記する。	業務精度の向上	支援措置申出者と併せて支援を求める者の「前住所、本籍、前本籍、前々本籍」は同一とは限らず、個人ごとに支援を求められている事務や住所が異なるため。	あえて書く必要がないため、対応なし。	対応なし
544	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	「住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも住民票（原票）の支援対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を有すること。」と記載がある。	「その場合でも住民票（原票）の支援対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を有すること。」の記載を削除する。	システム上の理由	住記システムから画面遷移でDBを確認できる機能は必ずしも必要無いのではないかと。画面遷移を可能にするための作業負担や支援措置情報の確認頻度等を考慮すると、住記システム上で支援措置対象である旨の表示が出た場合に必要に応じて各々が管理しているDBの情報を確認すれば事足りるのではないかと。	対応なし。 過去の意見照会でも、支援措置にかかる情報の一元的な管理について妨げるものではないとしているが、前提として、総務省通知に基づき記載事項の例示から抜粋した項目であるため、これらの確認が住民記録システムでできることを要件としている。	対応なし

No	発出者	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
986	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	「併せて支援措置を求める者に関する項目」については、以下の9項目とする。 ・氏名及びフリガナ ・通称及びフリガナ ・宛名番号 ・生年月日 ・性別 ・前住所 ・申出者との関係	「併せて支援措置を求める者に関する項目については、以下の9項目とする。 ・氏名及びフリガナ ・通称及びフリガナ ・宛名番号 ・生年月日 ・性別 ・前住所等 ・本籍 ・前本籍等 ・申出者との関係	業務精度の向上	併せて支援を求める者の前住所等、本籍、前本籍等については、申出者と異なる場合もあるため、併せて支援を求める者に関する項目としてデータベース上確認できる必要があると考える。 併せて支援を求める者の本籍等をデータベース上で確認できないと、申出者と同じ本籍であるとの誤認により、本籍地市区町村への連絡漏れの発生等が懸念される。	本籍地市区町村への連絡に必要であると理解したため、修正案を反映する。 ※母が外国籍、子が日本国籍の場合等に必要な項目となるのご意見もあり	仕様書修正
293	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	【実装すべき機能】 <データベース上の項目> ○申出者より支援を求められている事務及び抑止対象の住所等・・・ ・住民票の写し等の交付（現住所、前住所）	「前住所」を「前住所等」に修正する	業務精度の向上	支援措置の対象者の事実によっては、前々住所に家族がおり、当該家族も支援措置を受けているなどの理由から、前々住所も支援対象とすることがあり、対象範囲を前住所地にとめることは実務に合わないため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
963	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	【実装すべき機能】 住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、・・・ 端末画面上でデータベースを確認できること。	【実装すべき機能】 住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、・・・ 支援措置責任者は端末画面上でデータベースを確認できること。 ○申出者に関する項目へ「避難先」を追加したい。	業務精度の向上	システム内に加害者に関する項目が含まれるが、市町の職員が加害者になっている場合もあり、3.4支援措置同様に、詳細情報の確認・閲覧等については制限を強化しておく必要があると考える。	ご指摘理解するため、下記修正する。 「支援措置責任者の了承を得て又は支援措置責任者のみが 」	仕様書修正
539	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	【実装すべき機能】<データベース上の項目> ○申出者に関する項目 記載なし	○申出者に関する項目へ「避難先」を追加したい。	業務効率の向上	支援対象者の情報を管理する際、宛名システム等で避難先も併せて管理できれば業務効率が向上すると考えられる。	対応なし。 仮に避難先があるとした場合にはメモ対応（郵便物を送る先という意味で）で良いと考える。	対応なし
720	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	【実装すべき機能】に「仮支援措置」の項目がある。	「仮支援措置」の項目を削除する。 「支援対象者管理」に、相談記録が記載できる項目を追加する。	自治体個別の条例・政策などの対応	「仮支援措置」は事務処理要領に記載されていない制限システムであり、当区では実施していない。全国共通の基準がない以上、パッケージに存在させると、あたかも全ての市区町村で行っている・行えるように捉えられてしまう危険性がある。条例等で「仮支援措置」が制定されている場合は、抑止レベルのアラートと、相談記録で対応することが望ましいと考える。	実装すべき機能のまま（考え方・理由に基づく。） （なお、事務処理要領の改正を予定している。）	対応なし
230	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	<データベース上の項目>	<データベース上の項目>に、「○住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求の際の代理人又は使者に関する項目 ・氏名 ・宛名番号（同一市町村の場合に限る。） ・生年月日 ・住所」を追加する。	業務精度の向上	住民基本台帳事務処理要領において、あらかじめ支援措置対象者を取り決めた代理人又は使者からの請求であれば、支援措置対象者の住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求に応じることとされているため、代理人の情報もデータベース上で管理する必要がある。	対応なし。 特別な事情があった場合にのみ、代理人による申請を認めているが、代理人が加害者側になるケースもあり、常に同一人物の交付請求に応じる運用とは限らないため、項目としては管理しない。 必要があればメモ欄で対応できる。	対応なし
2-1021	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	<データベース上の項目> ○支援措置の期間について、支援措置の開始年月日を入力すると、支援措置の終了年月日が自動セットされる。	支援措置の終了年月日は自動セットされるが、任意に修正ができること。			「3.4支援措置」において「支援措置の期間設定は、1年とし、支援措置の開始年月日を入力すると、支援措置の終了年月日が自動的に設定及び表示され、必要に応じて修正できると。」とあるため対応なし。	対応なし
2-1022	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	<データベース上の項目> ○申出者に関する項目と○併せて支援措置を求める者に関する項目において、世帯番号がない。	世帯番号が必要。			住所でも特定は可能であるため、対応なし	対応なし
2-1019	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	○仮支援措置	・仮支援措置の終了年月日 を追加する	業務精度の向上	仮支援措置は法的根拠を有しないものであるが、多くの自治体では仮支援期間を14日間と定めていることが多い。仮支援措置のまま放置されることの無いよう、終了日も設定しておくことが望ましいと考える。	仮支援措置のまま放置され、自動で終了になってしまう場合、住民に危害を与えかねないことを考えると、自動終了ではなく住民記録システム内でその旨が表示されることとする。 「3.4支援措置」において、「また、仮支援措置については、自動的に解除されるものではないが、仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合には、常時又は住民記録システム終了前にその旨を表示できること。」を追加	仕様書追加
2-1017	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	○併せて支援を求める者に関する項目	・その他（任意の文言を登録できること）を追加する	業務精度の向上	併せて支援を求める者の中には、申出者からの届出により、申出者に準じて証明発行できるものと認めている者もある。本人に準ずる者となっている者がいることをわかるようにするため、準ずる者であることを付記しておく欄が必要と考える。	「○加害者に関する項目」においては「・その他（任意の文言を登録できること。）」が入っていることも踏まえ、当該項目を設ける。	仕様書修正
296	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	支援措置対象者のデータベースを住民記録システム内に管理	支援措置対象者のデータベースを住民記録システム内に管理するとともに、市町村間の転送通知や本人に対する支援決定通知書等を出力することができる。	業務効率の向上	事務処理要領上では、申出の確認結果連絡を申出者に連絡を行うことや他の市町村への転送通知をすることが規定されていることから、これらの様式も統一様式とし、システムから出力できる機能があれば業務効率の向上につながると考える。	即時性を優先し、開始、変更の通知の様式化は見送り また、転送通知については、今後、データ要件・連携要件の中で、他市町村との連携について定まる可能性高いので通知の様式化は見送り	対応なし
184	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理	対象者住民票（原票）及び除票及び除票（原票）に支援対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築しある旨の表示ができると、住民記録システム内以下に掲げ項目データベースを構築し、住民票（原票）及び除票の上記表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できること。	端末画面上でデータベースを確認できるだけでなく、CSVデータ等に変換して保存できるよう修正する。	業務効率の向上	支援措置対象者を管理するうえで、台帳や一覧表を作成する必要がありEXCEL等のアプリケーションソフトで作業ができるようCSV形式にデータを保存できれば入力作業が省力化でき、業務効率の向上につながる。 できれば台帳等の作成など、その他諸々の付随する作業すべてを住基システム内で完結できると望ましい。	支援措置対象者をExcelなどで別途管理する根拠が不明なため、対応なし。（外部への提出用か？）	対応なし
391	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理		「○申出者に関する項目」及び「○併せて支援措置を求める者に関する項目」にも任意の文言を登録できる機能を追加する。	業務効率の向上	本市では、支援措置対象者ごとのファイルを紙媒体で作成し、管理番号をつけてキャビネットに保管している。支援措置対象者の証明書の交付や内容に関する問い合わせがあった際に、管理番号を確認して紙媒体のファイルを探すため、任意の文言を登録できるメモ機能が必要である。また、支援措置対象者ごとに支援措置の状況が異なるため、メモ機能を有していた方が業務効率の向上に繋がると考える。	「○併せて支援措置を求める者に関する項目」については#2-1017のとおり。 「○申出者に関する項目」についても同様であるのご指摘であるため、当該項目においても「その他（任意の文言を登録できること。）」を設ける。	仕様書追加
10	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理		1.1.16の後に「成年被後見人」の項目を設ける。	住民サービスの向上	9.4成年被後見人のパッチ処理の前提として、対象者に成年被後見人の設定をする必要がある。1.1住民データの項目で述べるべき内容。	「1.1.1 日本人住民データの管理」において「成年被後見人の該当有無」を記録しているため、追加での設定は不要	対応なし
160	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援対象者管理			業務精度の向上	平成27年9月4日付総行住第111号「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について」には「支援対象者の連絡先情報とDV加害者の連絡先情報を取り違えることのないようにすること」とあるが、このことから考えると住民記録システムの端末画面上で加害者の住所を確認できるようにするのは危険ではないか。	加害者の住所は本人確認の目的のためと考えられるため、対応なしとする。	対応なし
583	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 フリガナ	P.121【実装すべき機能】 氏名、旧氏及び通称については、フリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。	【実装すべき機能】 氏名、旧氏及び通称については、フリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。 【考え方・理由】 なお、フリガナが不明な場合は空欄も許容される。	業務精度の向上	出入国在留管理庁通知により住民票に併記名を記載する際は、同通知にはフリガナが含まれないことからフリガナを記載することができないため、【考え方・理由】に空欄を許容されることを明記していただくようお願いします。 なお、1.1.6 空欄P.107において、フリガナは空欄が許容されていますが、その理由を明記された方がよろしいかと思います。	空欄を許容しない項目の中にフリガナは入っていないことから、空欄は許容されることが読み取れるため、対応なし。	対応なし
584	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 フリガナ	P.121【実装すべき機能】 氏名、旧氏及び通称については、フリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。	【実装すべき機能】 氏名、旧氏及び通称については、フリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。 【考え方・理由】 外国人住民のローマ字表記の氏名のフリガナの記載は任意とする。（要領第2－1－(2)－ア）	業務精度の向上	事務処理要領及び住基ネットの既存住基改造仕様書において、ローマ字氏名のフリガナの設定は任意とされているため、標準仕様書においても任意であることを明記していただきたい。 なお、1.1.6 空欄P.107において、フリガナは空欄が許容されていますが、その理由を明記された方がよろしいかと思います。	空欄を許容しない項目の中にフリガナは入っていないことから、空欄は許容されることが読み取れるため、対応なし。	対応なし
248	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 フリガナ	なお、フリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住民基本台帳ネットワークの仕様に合わせて送信できること。	なお、フリガナについては、平仮名で管理することとし、CSへの送信の際は住民基本台帳ネットワークの仕様に合わせて送信できること。 または、 なお、フリガナについては、カタカナもしくは平仮名で管理することとし、CSへの送信の際は住民基本台帳ネットワークの仕様に合わせて送信できること。	法令への対応	住民基本台帳ネットワークが氏名のふりがなは平仮名で管理していることから、データの統一性という観点から住民記録システムと統一することが望ましい。住民記録システムをカタカナとするのであれば、住民基本台帳ネットワークもカタカナへ変更する必要があると考えます。 または、戸籍氏名の振り仮名の法制化も検討されているところであり、戸籍と住民記録、住民基本台帳ネットワークがそれぞれ管理体系が違うことは、ベースレジストリといった観点からも避けるべきであり、現時点では、カタカナでも平仮名でもよいとし、戸籍氏名の振り仮名の体系が決まり次第、制度を超えて統一すべきと考えます。	対応なし。 ※ふりがなについては、住基ネットの仕様を設計した当初、異動届においてひらがなを用いている市区町村が多かったことから、住基ネットの仕様においては、ひらがな管理とされ、本仕様書案においても当初ひらがな管理としていたところ。 しかしながら、平成21年の法改正により外国人住民が住民基本台帳法の対象とされ、現在ではカタカナの方が表記しやすいと考えられること、社会的にもカタカナ表記が普及していること及び第3回検討会後にペナダへ照会した結果、現在はカタカナで管理しているシステムが多数であったことなどを踏まえ、今回の仕様書案の策定に当たり、カタカナで管理することが適当であると考えた。今後の制度改正・社会情勢等を踏まえ、適切に対応していきたい。	対応なし
721	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.19 郵便物送付コード	【実装してもしなくても良い機能】となっている。	【実装すべき機能】とする。	住民サービスの向上	本国名を日常生活においてほとんど使用していない特別永住者等の外国人住民については、本国名を使用した郵便物は宛名が特定されず正しく配達されない可能性が高いため、郵便物送付コードは必要と考える。	対応なし	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
24	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.19 郵便物送付コード	1.1.19. 郵便物送付コード	1.1.19. 氏名優先区分	業務精度の向上	1.1 住民データでは「氏名優先区分（1.1.19参照）」となっています。また、除票DBのレイアウトでも「氏名優先区分」となっています。郵便物送付コードでは何のコードなのか想像しにくいため、「氏名優先区分」で統一する方がわかりやすいと考えます。	「郵便物送付コード」ではなく「氏名優先区分」に修正する。	仕様書修正
686		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.19 郵便物送付コード			業務効率の向上	デフォルト（設定がない場合の動作）も定められるようにしてほしい。	実装してもしなくても良い機能であるから対応なし。	対応なし
997	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	「住民記録システム標準仕様書（案）【第2.0版】」に記載なし	「実装しない機能」として、「世帯を単位として住民票を調整し、世帯員全員に共通する事項となる住所（方書を含む）・世帯主の氏名のデータ及び、その異動の年月日・事由の履歴データを、共通事項のデータ項目として管理。」を追加する。	システム上の理由	住民票は、住基法において世帯を単位として編製可能であり、要領の第2－1－（1）において様式例が示されている。この様式例では、世帯員全部に共通する事項（世帯主の氏名・住所）の記載欄と、その共通事項に係る異動年月日・事由の記載欄が示されている。「住民記録システム標準仕様書（案）【第2.0版】」では、日本人・外国人住民データの管理は個人ごとに保有するため、「住民票の写し（世帯連記式）のレイアウト」には、共通事項となる住所・世帯主の氏名を表示する欄はあるが、共通事項に係る異動年月日・事由の表示欄は示されていない。標準化前の住記システムで、この共通事項のデータを世帯員個人ではなく、世帯の共通事項データとして保有している場合、標準化住記システムへのデータ移行時に支障（個人のデータ管理項目に、共通事項のデータが含まれない）が生じるため。（標準仕様書に合わせて要領の改正が必要。）	「1.2.1異動履歴の管理」において、「なお、世帯ごとに共通のデータも個人ごとに保持する。」との表記があるため、対応なし。	対応なし
962	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	【住民票のその他項目】	【住民票のその他の項目】 【住民票の除票固有のその他の項目】 ※日本人と同様に7項目を追加する ・転出先住所（確定） ほか	業務精度の向上	外国人データも日本人同様に処理するため	修正案を反映する。外国人データも日本人データと同様に管理が必要となる場面もあり、当該項目も保持する必要があるため。	仕様書追加
1011	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	【住民票記載事項にあたる項目】 ・旧外登法による登録年月日	管理項目から除外	法令への対応	旧外登法による登録年月日について、管理していない。法定記載項目であるという認識がありません。	庁内連携をしているときに持っているケースがあるため、その他項目に入れる。 なお、管理項目としては、庁内連携にて当該項目を保持するケースが想定されるため、残すこととする。 →「署名用電子証明書」は、住基としてのデータ管理項目にいれる。署名用電子証明書のシリアルは各自治体のCSには連携されており、統合端末から確認が可能。今後、CSから既存住基システムへ情報を連携する改修を行うことで対応すべく検討を進め	仕様書修正
245	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	・署名用電子証明書シリアル番号	・署名用電子証明書シリアル番号 （住基ネットから連携可能になるまでは、空値でよい。）	システム上の理由	署名用電子証明書シリアル番号は、現在住基ネットからデータ連携できる項目となっていないため。		仕様書修正
20	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	・転入前住所（国外を含む。）	・転入前住所	法令への対応	外国人住民の国外転入は法30条46となり、転入前住所が国外となる事由はありません。	「転入前住所（国外を含む）」の「（国外を含む）」を削除する。	仕様書削除
795	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	上陸許可証による転入の旨 のみ	上陸許可証による転入の旨 中長期在留者等となった場合の届出の旨	法令への対応	要領第2-2-(1)-ウ(ア)に「作成の事由（30法の47届出）」と書かれている。	下記について【住民票のその他の項目】に追加する。 ・法第30条46転入である旨 ・法第30条の47届出である旨」 ※ご指摘の2点はこちらの項目に含まれる想定。	仕様書追加
715	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	追記	【実装してもしなくても良い機能】 ・氏名のカタカナ表記	住民サービスの向上	1.1.14統合記載欄に「氏名のカタカナ表記については、……他システムと連携できる形式でデータを保持する必要がある。」とあるので、外国人住民データの管理に記載するのはどうでしょうか。また、氏名のカタカナ表記の使用は自治体判断なので、記載するなら【実装してもしなくても良い機能】と思われます。	「氏名（漢字）」、「氏名（アルファベット）」等の表記に合わせ、「氏名（カタカナ）」とする。なお、統合記載欄の記載は、印鑑登録との関係で引き続き必要。	仕様書追加
713	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	追記	【実装してもしなくても良い機能】 ・切替年月日（特別永住者証切替年月日。8.2.1参照）	住民サービスの向上	8.2.1切替異動者リスト及び案内作成が、実装してもしなくても良い機能と定義されているので、1.1.2外国人住民データの管理に記載しても良いのではないのでしょうか。	ご指摘理解するため、下記に修正する。 「特別永住者証有効期限（8.2.1参照）」 ※8.2.1. 8.2.3、20.0.1における「切替」はすべて「更新」とする。	仕様書追加
489	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.4 改製	住民票（原票）に対する任意改製は実質的にあまり発生しないと想定でてる。	住民票（原票）に対する任意改製はあまり発生しないが、任意で改製している。例えば、氏名の誤入力をした場合に、後日修正した場合、氏名の変更が証明書に記載され、住民から不満が発生する場合があるため、対応すべきである	住民サービスの向上	行政側の誤入力は、発生することは必然であり、その修正方法に柔軟な手段が必要である。	住民票（原票）の記載事項に係る変更・修正については、誤記修正の履歴も含め、全て住民票（原票）に記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とするとされており、誤記修正について証明書には記載されないため、対応なし。	対応なし
536	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	「除票用データベースに移行された後は、消除後150年を経過するまで、除票用データベースにおいて管理すること。」と記載がある。	広域的な運用管理などを検討してはどうか（除票システムについては、都道府県単位で同一のシステムで管理するなど）。	システム上の理由	除票後5年経過したデータについては、別DBで保存をするとのことだが、自治体ごとに150年間管理していくのは、非常に困難が伴うものと思われるため、広域的な運用管理の検討をお願いしたい。 また、こうした場合には、住民記録システムとの連携のためのI/Fなどの標準化についても配慮をお願いしたい。	標準化対象外であるため対応なし。	対応なし
578	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	P.101【実装すべき機能】には、「法第15条の3で規定する除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合、留意事項（1.1.14の〈B類型〉）に誤記である旨及び正しい記載等を入力できること。」とある。 一方、P.107【3. その他】では、「よって、万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修正せず、除票の留意事項（〈C類型〉）に誤記である旨及び正しい記載等を入力しておくこととする。」されている。	除票の記載事項等の誤記修正について、B類型なのかC類型なのか記載を統一していただきたい。 ※左記の {} の箇所	業務精度の向上	標準仕様書内において、除票の記載事項の修正について、B類型とC類型の分類が混在しているため、整理してくださるようお願いいたします。	P.101のB類型について、「C類型」に修正する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
21	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	また、法制度上、消除の取消し（いわゆる回復）自体は、特に期限なくできるものである。A案・B案・C案のいずれかによって、5年経過によって例えば「回復」ボタンを押すことで回復できるか手入力が必要になるか、また、住民記録システムデータベースから回復させるか除票用データベースから回復させるかは変わるが、5年経過後、消除の取消し自体ができるかどうかが変わるわけではない。	また、法制度上、消除の取消し（いわゆる回復）自体は、特に期限なくできるものである。A案・B案・C案のいずれかによって、住民記録システムデータベースから異動の取消し（増）をさせるか、職権記載するかは変わるが、5年経過後、消除の取消し自体ができるかどうかが変わるわけではない。	システム上の理由	異動事由に「回復」はなくなり、「異動の取消し（増）」となっているため、文言を合わせるほうがよいと考えます。 また、システム的には除票DBからの異動取消（増）は困難です。これは除票D Bから住記D Bを復元する情報が不足しているためです。除票D Bから復元できるようにすると、住記D Bと全く同じ項目を保持する必要があり、それならば最初から除票D Bを分ける必要性がありません。除票D Bの意義は除票150年保存のために必要最小限の除票項目保持に限定することと考えられます。 除票D Bは再転入対象者検索の対象外とするのであれば、異動取消（いわゆる回復）の対象外とし、異なる宛名番号が付番される「職権記載」でないと対応できません。	「回復」を「異動の取消し」に修正する。 除票DBの項目は住民記録DBと同一項目を構えるべきであり、除票されたからといって削除されてはならない。そのため、除票DBからの復元についても許容することから、対応なし。	仕様書修正
2-1047	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	除票150年保存化に伴う証明書の交付について	要援護者への配慮・対応策を明記してほしい。	住民サービスの向上	デジタル手続法に伴う住民票（除票）の保存期間変更（除票150年）について、厚木市では支援措置被害者等の情報漏れを防ぐため、平成26年6月20日以降の除票発行としているため。	対応なし。（除票が5年から150年に変更となった施行日までに任意で5年以上保持していたものは150年保存とする必要があるため、ご指摘の意図が不明）	対応なし
22	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		標準準拠の住民記録システムで保管する除票データは、平成26年6月20日以降とする。標準準拠の住民記録システム上では平成26年6月19日以前の除票は管理対象外とする。	業務効率の向上	住民基本台帳法の一部改正により、令和元年6月20日から除票の保存期間が150年間になりました。これにより、令和元年から5年前の平成26年6月20日以降の除票は150年間保管することが必要となりました。 平成26年6月20日以前の紙除票原票・改製源システムデータ等は標準化の妨げとなるため、管理対象外にすることができれば、移行コストの大幅な削減となります。	対応なしとする	対応なし
165	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票			法令への対応	除票について、150年間管理する必要があるため、別システムで管理する方が良いのではないかと。 ※ただし、回復処理等もあるため、一定期間は現行の住民記録システムデータベースに保管することが必要	5年間は住民記録システムDB、それ以降は除票DBにて管理するため、対応なし。	対応なし
490	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	空欄を許容しない項目 生年月日	生年月日を空欄を許容とする	法令への対応	戸籍届出時に、生年月日不詳、生年月日〇月〇日～〇月〇日の届出の受付事件があり、出生届に基づく職権記載がこのままだとできないため	生年月日は不詳日での記載も許容しているため、対応なし。	対応なし
329	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	戸籍の記載において性別が空欄となっている場合は、原則としては、戸籍の取扱いに準ずることとなるため、戸籍に関する届出上許容されている場合は住民票の記載時は空欄とし、確定し次第、職権で記載する。	データ上「性別不詳」と設定出来る。	システム上の理由	大阪市では性別が空欄の場合は「不詳」と設定し、他システム・CSへの連携時は「不詳」として連携しているため、住民票の記載時は空欄で問題無いが、ステータスを設定が出来る事が望ましい。	同じく戸籍から連携される氏名と同じ取り扱いとすべきであることから、対応なし。 ※氏名についても「不詳」と記載ができるなら要対応	対応なし
681	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	「国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引き継ぐことができる」と記載がある。	「旧氏又は通称」を「旧氏」に修正する。	法令への対応	国外転出時に記載された通称は転出時と同一の市区町村へ編入する場合でも引き継がないと思われます。	引き継ぐことができる、を取り込むことができる に修正する。	仕様書修正

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
542	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	「国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引き継ぐことができること。」と記載がある	「国外への転出時に記載（除票用データベースへ移行した除票を含む）していた旧氏又は通称を引き継ぐことができること。」といったように除票DBへ移行した国外転出時の除票に記載されている旧氏または通称も引き継ぎ対象であることを記載すべきではないか。	業務精度の向上	1.1.5除票のB案には再転入の判定には5年程度以内の除票しか見ない、といった記載がある。この場合、国外転出から5年経過後に国外からの転入届があった場合、再転入の判定はされないため、旧氏または通称を引き継げるにも関わらず、見逃してしまうのではないか。	対応なし	対応なし
1058	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	「国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引き継ぐことができること。」の記載がある。	「国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引き継ぐことができること。」と修正する。	法令への対応	令和元年5月15日の「旧氏併記に係る質疑応答について（通知）」において、「（問5）旧氏記載者が国外に転出した後に、国内に転入した場合には、旧氏の記載はどのように取り扱うのか。 （答） 国外からの転入時に旧氏を記載する場合には、国外転出時に住民票を削除した後に生じた旧氏に加えて、国外転出時に住民票に記載されていた旧氏についても、その者の請求に基づき、引き続き記載することが可能である。 この場合において、国外転出時の除票を添付させ、記載を求める旧氏が国外転出時に住民票に記載されていた旧氏であることを確認することが適当である。」の記載があり、同一の市区町村への転入を限定する必要がないため。 また通称に関しても、日本加除出版「Q&A外国人住民基本台帳事務」のQ119に「通称が記載されている除票を疎明資料として取り扱うことはあり得る」との記載から同一の市区町村への転入を限定する必要はないと考えられるため。	除票として管理しているのは同一の市区町村に限るため対応なし。 引き継ぐことができる、は取り込むことができるに修正する。	対応なし
787	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	【考え方・理由】 …引き継ぐことができるため、窓口でその旨住民に確認し、改めて請求手続きを行う必要はない。	【考え方・理由】 …引き継ぐことができるが、窓口で除票を添付した上で請求手続きを受け、記載する。	法令への対応	法令ではないかもしれないが、旧氏記載開始前の総務省の質疑応答の中で、「修正後」に記載した旨の回答があった。システムとは直接関係ないが、誤解を招く恐れがあるので正しい案内に修正が必要かと思われる。	・引き継ぐ→取り込むに修正するとともに、 ・【考え方・理由】を下記文章に修正する。 旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、その者の請求に基づき当該旧氏を引き続き記載することが可能である。 法改正により～～～	仕様書修正
2-1050	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	【実装すべき機能】 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引き継ぐことができること。	【実装しなくても良い機能】 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引き継ぐことができること。	法令への対応	国外に転出していた者が国内における最初の転入届を行った場合、旧氏については令第30条の14 2項各号に該当がないが移行住第9号(令和元・5・15)によれば転入届出後に除票を添付した請求により新たに記載を行うべきものであり、通称については国外転出後の引き継ぎについて履歴も含め言及がなく、除票を一要素として考慮するとしても、住民登録後に改めて最初の通称記載の申し出を要するものと解するため。	「取り込める」機能とする旨として記載する。 なお、除票の確認をもって、その他の添付書類を省略し、旧氏・通称の引き継ぎを行うことは可能（外国人室確認OK）	仕様書修正
334	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除ができること。 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を引き継ぐことができること。	通知日の照会、および転出地区区町村から転出証明書情報(旧氏関連)について情報引継を行えないか。	業務効率の向上	大阪市にて実装されている機能であり、実装を行えない事による業務効率、および市民サービスの低下を懸念しているため。	通知日は何の通知を指すのか不明。 転出地区区町村からの転出証明書情報については、旧氏も含めて表示される（ワンストップ特例転出の場合は送付される）ため、引継ぎは可能。	対応なし
23	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	年月日は、暦上日に限り、許可すること。ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日及び外国人住民となった年月日並びに 1.2.2（異動事由）に規定する項目のうち出生、死亡又は失踪に係る異動日については、戸籍との整合性を図るため、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）も許可するとともに、以下に規定する不詳日を許可すること。 なお、住基ネットに送信する際は必要な変換を行うこと。	年月日は、暦上日に限り、許可すること。ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち生年月日については暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）も許可するとともに、住基ネットに送信する際は必要な変換を行うこと。 また、1.2.2（異動事由）に規定する項目のうち死亡又は失踪に係る異動日については、戸籍との整合性を図るため、以下に規定する不詳日を許可すること。	システム上の理由	「住基ネットに送信する際は必要な変換を行うこと」とは、J-LIS発出「既存住基システム改造仕様書（インターフェース）」に準ずることとなります。同仕様書では、不詳日の変換ができるのは生年月日のみです。生年月日は戸籍との整合もありますが、住基ネットの仕様に合わせる必要があります。 戸籍と整合をとる必要があるのは死亡日です。戸籍届出の「死亡年月日・時分が不詳・推定・頃と記載されている場合」に合わせる必要があります。 2.0版案の記載だと、生年月日・住民となった年月日・外国人住民となった年月日・住所を定めた年月日も「令和〇〇年〇〇月〇日頃から〇日頃までの間」といった期間表記が必要となつてしまい、J-LIS発出「既存住基システム改造仕様書（インターフェース）」に基づいた住基ネット連携ができません。 住民となった年月日・外国人住民となった年月日・住所を定めた年月日は戸籍の表記にはないのに住民基本台帳は不詳開始日～終了日という二つの項目を管理することになってしまい、不合理です。 戸籍に合わせるべき項目と、住基ネット連携インタフェースに合わせるべき項目を仕分けした記載とすべきです。	住基ネットに送信する際の変換はすべて必要であるため分ける必要はなし。戸籍に合わせるか否かで不詳日を定めていないため、「戸籍との整合性を図るため」といった表記を削除する。	仕様書修正
682		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	「明治45年7月30日及び大正15年12月25日の設定も許可する。」		法令への対応	どちらも同じ日付となりますが戸籍の生年月日の記載と合わせて当該の住民基本台帳には記載しているため混在しています。両方の記載を許可する必要があると考えています。仕様書の記述として修正の必要はないかもしれませんが意見として記載します。	許可する旨記載しているため、対応なし。	対応なし
7	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.9 年月日の表示	「在留期間の満了の日を、和暦で記載・表示（併記を含む。）すること。」と記載がある。	「在留期間の満了の日を、西暦で記載・表示すること。」に修正する。	業務効率の向上	在留カードの券面には在留期間の満了日を西暦で記載しているため。	在留期間満了日は西暦で記載・表示することとして【実装すべき機能】に記載があるため、修正対応しない。（おそらく実装しない機能を見て回答したと考えられる）	対応なし
246	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.1.2 外国人住民データの管理	・上陸許可証による転入の旨	・上陸許可証による転入の旨（〔法令根拠を明示〕）	法令への対応	上陸許可証による転入の旨は、弊社において今まで他ベンダからのシステム移行を含め実績がなく、異動履歴データとして定義する理由が分かりません。できれば、法令根拠を明示いただければと考えております。	上陸許可証印による転入の旨を削除した（※）ため根拠法令（事務処理要領記載）は盛り込まない。 ※46転入と47届出の区分とした	仕様書修正
250	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理	・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。	・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は連番とする。	システム上の理由	データのメンテナンスやシステムの現状を勘案すると履歴連番は、1からの単純連番であることは望ましくない。（10、20、30といった連番の付番を行っているシステムがある。他ベンダ様含め）また、システム内部の見えない部分を標準仕様書に表現すべき内容ではなく、ベンダー（事業者）の創意工夫の範囲（競争が働くべき部分）と考えるため。	仕様書作成に当たり、ベンダの意見を踏まえた結論であり、履歴データについては、仕様書のとおり持つこととされた。	対応なし
786	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理	・入力場所 ・入力端末	左記に追加 ・入力（更新）時間 ・入力職員 改正連番	業務効率の向上	後日もあるケースもあるためその時の状況の確認のために処理者も記録し見えるようにしてほしい。	「また、別途管理している操作者ID及び操作日時（10.2参照）については、異動履歴と紐づけることができること。」と記載を追加する。	仕様書追加
793	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理	なし		業務効率の向上	発行時利用することがあるため、他欄にて確認できれば不要。	根拠不明のため、対応なし	対応なし
965	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理	住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。		システム上の理由	1.1.6において、養護施設に居住する児童の世帯主や統柄の欄など、空欄を許可する項目が規定されているが、これらの項目を空欄とした場合、空欄も履歴として保持されるでよいが、現行システムでは空欄を履歴として管理しないため、空欄事項があるたびに改製しないと不具合が生じる。	空欄事項があるたびに改製することは住民にとっても不都合となりえるため、空欄も履歴として保持されることとする。仕様書上の修正は対応なし。	対応なし
249	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理	署名用電子証明書シリアル番号住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。	・住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で表現できること。（データ格納形態は、問わない。）	システム上の理由	システムのパフォーマンスを含め、データ構造の最適化を図るためには、必ずしも住民票に記載する各項目を1行で保持する必要は必ずしもシステム実装することが最適ではなく、利用者（自治体）には、システム内部の見えない部分を標準仕様書に表現すべき内容ではなく、ベンダー（事業者）の創意工夫の範囲（競争が働くべき部分）と考えるため。	仕様書作成に当たり、ベンダの意見を踏まえた結論であり、履歴データについては、仕様書のとおり持つこととされた。なお、今後内閣官房IT室を中心に検討を進めるデータ要件の検討をふまえて、必要があれば、適宜見直しを行う。	対応なし
494	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	【実装しない機能】 システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、「転居取消」「転居取消」の区分が行えること	【実装しない機能】 システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、「転居取消」「転居取消」の区分が行えること	業務精度の向上	転居取消を実装しないなら、転入取消しも実装しないと事務の整合性がとれない	下記に修正する。 「システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、「異動の取消し」「転居取消」等の細かい区分に分けて管理が行えること。」	仕様書修正
710	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	・国外転入等(例：国外からの転入、法第30条の46転入及び法第30条の47届出)	異動事由の区分を国外転入等でまとめるのではなく、国外からの転入、法第30条の46転入、法第30条の47届出で区分していただきたい。	外部機関への対応	出入国在留管理庁へ、年度ごとに件数を計上する資料となっている。異動事由において、法第30条の46転入、法第30条の47届出で区分することで、件数の根拠資料となりえるため検討をお願いしたい。	対応せず。 （あくまで異動事由は、住基法施行規則第11条を念頭に置いており、その上でデータ区分については、紐付け可能と整理している。）	対応なし
366	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	記載の事由「国内転入」、消除の事由「国内転出」と記載がある。	記載の事由「転入」、消除の事由「転出」に修正する。	法令への対応	住基法上、「転入届」及び「転出届」に記載があるため。また、日本人については、海外（国外）から転入する際「国外転入（法第30条の46）」にはあたらないため、根拠法を確認する際、事務が煩雑にならないようにするため。	対応せず。 （あくまで異動事由は、住基法施行規則第11条を念頭に置いており、その上でデータ区分については、紐付け可能と整理している。）	対応なし

No	発出者	意見詳細					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		対象資料			区分	理由						
		資料名	対象章	項目①					項目②	項目③		
321	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	実装すべき機能として、異動事由の一覧が記載されている。	修正前の記載に加えて、実装しなくても良い機能として「区間転入」「区間転入」を追加する。	法令への対応	行政区を有する指定都市制度に対応するため。	対応せず。 （あくまで異動事由は、住基法施行規則第11条を念頭に置いており、その上でデータ区分については、紐付く限り可能と整理している。）	対応なし
796	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	職権修正	職権修正（申出） 職権修正（通知）	業務効率の向上	通常、窓口での申出による修正（部屋番号の誤届やふりがなの変更申出、旧氏申請等）と、戸籍届出等通知による修正があり、それぞれ別で処理している自治体が多いかと思われる。当区の場合、それぞれで起案や書類管理を分けている。端末上データから紙の届出を探すときにその表記をもとにしているため、修正の事由についても選択ができるように希望する。	対応せず。 （あくまで異動事由は、住基法施行規則第11条を念頭に置いており、その上でデータ区分については、紐付く限り可能と整理している。）	対応なし
8	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由		記載の事由に「住所設定」を追加する。	業務精度の向上	法律上の整理区分ではないが、事務上転入と区別する必要があるため。	「住所設定」と「転入」を分けて登録しなければならない理由が不明なため、修正対応しない。	対応なし
687		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.1 入力場所・入力端末			業務効率の向上	端末ごとに帳票等の出力先についても登録管理しやすい機能が必要だと思います。	出力先＝プリンタ管理ということと想定するが、システムに紐づく内容でないため対応なし。	対応なし
307	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理	【実装すべき機能】 住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番（特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。 ソート機能のため、番地・枝部屋号等を数値によりコード管理できること。 【考え方・理由】 ＜中略＞ なお、住居表示・区画整理における一括処理については 9.7（住所一括変更）に記載	【実装すべき機能】 住居表示・区画整理等におけるデータ及び住所を設定することができる地番（特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。 ソート機能のため、番地・枝部屋号等を数値によりコード管理できること。 【考え方・理由】 ＜中略＞ なお、住居表示・区画整理等における一括処理については 9.7（住所一括変更）に記載	住民サービスの向上	住居表示に関する法律によるものや、土地区画整理法によるもの以外にも、住民異動によらない住所の表記の変更があるため。 区画整理が、町・字の変更、地番変更等も含むものであればその旨補記することが望ましい。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
585	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理	P.128【実装すべき機能】 住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番（特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。	P.128【実装すべき機能】 住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番（特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。 また、同一の町名、大字名、字名の地域内に住居表示実施区域と未実施区域が混在する場合には、住居表示区域と地番表示区域を適切に管理できること。	業務精度の向上	当区では、同一の町名、大字名、字名の地域内において、住居表示実施区域と未実施区域が混在する地域が存在します。 「白銀町」「四谷一丁目」 転入届出時における正確な住所の確認及び住民票に記載する住所の正確性を図るため、住居表示実施区域（○番○号）と未実施区域（○番地）を管理する機能が必要です。 なお当区では、区内住所コードを「住居表示実施区域（○番○号）」と「未実施区域（○番地）」で別のコードを設け、住民登録ができる住居番号及び地番をシステムで管理して対応しています。	対応せず。 （「住居表示におけるデータ及び住所設定することができる地番をマスタ管理・表示できること」において、住居表示実施区域と未実施区域を分けて管理することは読み取れ、コード管理は実装の問題。）	対応なし
586	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理	P.128【実装すべき機能】 住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番（特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。 ソート機能のため、番地・枝番・部屋番号等を数値によりコード管理できること。	P.128【実装すべき機能】 住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番（特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。 ソート機能のため、番地・枝番・部屋番号等を数値によりコード管理できること。 住所カナを管理できること	業務効率の向上	他業務から連携項目としての要望があり、現在提供している項目です。	対応せず。 （住所は、住所コードによる管理としており、カナ管理ではない。住所カナは、入力時に補助できるという整理に過ぎない。）	対応なし
252	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理	住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番（特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。	「住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番（特殊地番を含む。）をマスタ管理・表示できること。また、特殊地番についても、数値管理を行えるようにすること。	業務精度の向上	並び順の担保のために、特殊地番についても数値化する必要があるということであれば、明記する必要と考えるため。	地番に特殊地番を含むとしているため、対応なし。	対応なし
688		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理			自治体個別の条例・政策などの対応	住所の号数部分にアルファベットが含まれる住所があります。また、マンション等の部屋番号について数字では表現できない建物が存在しています。数字ではない情報にについてどのように数値化するか検討が必要だと思います。	対応せず。（数値によりコード管理できることには、当然に変換も含まれているものと認識。）	対応なし
1061	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	「なお、指定都市においては必要に応じて自区の住民又は住民票を消滅した者のみ検索対象とする等、検索範囲の制限（絞込み）ができること。」の記載がある。	削除する。 住所の検索についての記載の場合、「なお、指定都市においては必要に応じて自区の住所のみ検索対象とする等、検索範囲の制限（絞込み）ができること。」と修正する。	業務精度の向上	検索についての記載と考えられるため。	「2.1.3基本検索」において、「指定都市においては、区からも検索できるとし、操作者の所属により管轄区を自動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。なお、他区の選択も可能とすること。」との記載があるため、当該文章は削除する。	仕様書削除
517	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	「住所辞書については全国的に提供されるものを使用し。」と記載がある。	「全国的に提供されるもの」の定義を明確にする。	システム上の理由	使用する住所辞書が変更となった場合、庁内システムに与える影響が非常に大きい。全国的に提供されるものとしてはJ-LISの「全国町・字ファイル」が想定されるところ、本市は富士通(株)の「KUIN II」を使用しているが、このようなメーカー系の住所辞書も「全国的に提供されるもの」と理解して良いか明らかにされた。	メーカー系の住所辞書であっても全国展開されているれば「全国的に提供されるもの」と解釈可能であるため、対応なし。	対応なし
1060	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	「毎月（一般市区町村においては、必要に応じ）、最新の住所情報に更新すること。」の記載がある。	「必要に応じ最新の住所情報に更新すること。」と修正する	業務効率の向上	全国住所辞書の種類によって、間隔が異なることも考えられるため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
587	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	P.129【実装すべき機能】 住所辞書に収録されている漢字住所のうち、外字や類字（JISにある類似の文字）で提供されている文字については、住記システムで使用する文字フォント（文字コード）にマッピングして、住所辞書と同じ外字または類似の字形で表示できるよう措置すること。 「甞」「甞」、「塚」「塚」、「単」「単（「ツ」が「口口」）、「静」「静」、「麴」「麴」他、該当文字多数	P.129【実装すべき機能】 住所辞書に収録されている漢字住所には、外字や類字が存在します。住民票に記載する住所は、外字等の文字デザインで表記するため、住所辞書の外字についても住記システムの文字フォントにマッピングして、同一の字形で表示または入力が可能となるよう措置する必要があります。 また、全国の基幹業務システムが順次標準化され、標準システムで使用する文字セットが原則として「文字情報基盤」に統一化される方向性であることから、住所辞書を提供するJ-LISや各事業者に対して、「文字情報基盤」の文字セットで提供できるよう働きかけていく必要があると考えます。	業務精度の向上	住所辞書に収録されている漢字住所には、外字や類字が存在します。住民票に記載する住所は、外字等の文字デザインで表記するため、住所辞書の外字についても住記システムの文字フォントにマッピングして、同一の字形で表示または入力が可能となるよう措置する必要があります。 また、全国の基幹業務システムが順次標準化され、標準システムで使用する文字セットが原則として「文字情報基盤」に統一化される方向性であることから、住所辞書を提供するJ-LISや各事業者に対して、「文字情報基盤」の文字セットで提供できるよう働きかけていく必要があると考えます。	住基ネットや在留カード等発行システムの外字と同様の取り扱いになると考えられるため「30.2文字」に追記	仕様書追加
322	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	実装すべき機能として、住所辞書については全国的に提供されるものを使用すると記載されている。	修正前の記載に加えて、実装しなくても良い機能として「自市区町村内においては、他の住所辞書を使用することもできる」を追加する。	業務効率の向上	本市市内住所の一部について、全国住所辞書では対応できない部分があり、現状において他の市内住所辞書を利用している。市内住所を入力する機会是非常に多く、住所辞書から修正無しで登録できないと、業務効率が大きく損なわれるため。	対応なし。 （標準化の趣旨。住所辞書については、小字までのものと認識。住居表示、地番等については、1.3.2で管理。）	対応なし
919	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	住所カナ入力をすることで、郵便番号及び住所が自動で入力されること	住所カナ入力をすることで、住所が自動で入力され、地区管理によるコード（行政区のコード）により郵便番号を入力すること。	自治体個別の条例・政策などの対応	敦賀市では行政区と大字小字が相違している場所があり、相違している場合は住所の最後に（行政区）を付加している。郵便番号は行政区に従うため、地区管理コードに対応する郵便番号が入力される仕様にした。	対応なし。 （郵便番号と行政区が対応していると限らないため）	対応なし
253	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コードは全国地方公共団体コードを使用した11桁の値とすること。構成は、都道府県（2桁）＋市区町村（3桁）＋大字（3桁）＋小字（3桁）とすること。 なお、都道府県コードはJIS X 0401に、市区町村コードについてはJIS X 0402に準拠すること。大字、小字は規定しない。	住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コードは全国地方公共団体コードを使用した11桁の値とすること。構成は、都道府県（2桁）＋市区町村（3桁）＋大字（3桁）＋小字（3桁）とすること。 なお、都道府県コードはJIS X 0401に、市区町村コードについてはJIS X 0402に準拠すること。また、庁内の住所コードは、任意の桁数での管理を可能とする。	業務精度の向上	庁内の住所コードは、主に帳票や集計データの並び順に活用される。そのため、各団体が利用しやすい体系で、維持管理を行ってきたため、大字（3桁）、小字（3桁）といった定義をしていないことがある。標準化において、大字（3桁）、小字（3桁）に統一することで事務効率が向上することではなく、データの変換がなされることで、庁内で連携している他システムを含め、確認のコストや工数が見込まれ、合理的でないと考えるため。	自治体やベンダの討議の末の結論であるため、対応なし。	対応なし
899	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	必要に応じ更新できればよいこととする。	住所辞書の更新は必要に応じ速やかに実施する。住所の外字についても自治体が正確なデータを随時登録・修正できることとする。	業務精度の向上	地名変更の反映は速やかに行われる必要がある。また、外字について外字検索をかけて入力するのは手間のため、住所辞書に正確な外字記載がされている状態が望まれる。	外字について積極的に登録を許容しているように誤解を招くことが懸念されることから、対応なし。	対応なし
689		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理			法令への対応	在留カード等に記載されている国籍・地域について、変更が行われた実績があります。変更前に除票となった場合は、変更前の国籍・地域の標記を維持できる必要があります。	除票の更新は認められていないため、国籍・地域の変更があったとしても除票は更新されないことから、対応なし。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
590	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。 【実装してもしなくても良い機能】 住所に対応した学区域を管理できること。	住民サービスの向上	窓口手続きの時間短縮と事務の効率化を図るため、転入届の転入先の住居（方書）の確認と合わせて新しい学区域を確認し、異動入力の前に就学の案内等を行っています。これにより、学齢の子が含まれる全ての世帯の異動手続きにおいて、処理時間の短縮及び手続きを省力化し、区民サービスの向上を図っています。 本来就学事務は住民記録システムの対象外とされていますが、就学システムで処理することとなった場合、就学システムを窓口に新規導入する必要があるため、さらに就学システムの処理が別途発生するため、学齢の子が含まれる全ての世帯の異動手続きの処理時間が現状よりも延長され、区民サービスが低下してしまいます。 なお、東京都の「外国人の子供の就学に関するガイドライン」では、住民基本台帳部署における転入や入国手続きの際に、その場で就学案内や就学意思を確認するよう求められており、住民登録手続きと一体として事務を行う必要性に迫られています。	対応せず。# 591で対応。	対応なし
589	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。 【実装してもしなくても良い機能】 方書のカナを登録管理できること。	業務効率の向上	難読な方書等において、読みを登録しておくことにより読み違いによる住民等とのトラブルを未然に防止できるため、【実装してもしなくても良い機能】に方書カナの登録機能を追加してくださるようお願いします。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書追加
588	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。	【実装すべき機能】 方書（アパートやマンション、寮等）を登録管理できること。 また、住民登録できない又は住民登録にあたり施設管理者の承諾を必要とする等の特殊な方書を登録管理できること。	業務精度の向上	当区では、私設私書箱、漫画喫茶、簡易宿泊所、ウィークリーマンション、カプセルホテルなど、本来は住民登録できない又は住民登録にあたり施設管理者の承諾を必要とする等の特殊方書をシステムで管理しており、転入等入力時に該当した際はエラーやアラートを表示して、誤った住民登録を未然に防止しています。 全国の区市町村において、誤った住民登録を未然防止し、住民基本台帳の適正管理が図られ、また、都心区においては対象物件が多いことから、この機能が必要と考えます。 私設私書箱は、マンションやビルの一室等に設けられることが多く、通常の住所と判別が困難であり、その一室のみを住民登録ができない住所として管理する必要がありますので、紙等の台帳管理では誤った住民登録を防止することが困難です。	【実装してもしなくてもよい機能】とする。 住所として認められない場所を登録できる仕組みを容認すること自体疑問ではあるが、フラグを立てられるようにとの趣旨であれば、一部の団体の利用にとどまる可能性もあり、実装してもしなくてもよい機能と整理すべき。	仕様書追加
690		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理			業務効率の向上	方書に関する情報を登録する機能が必要と考えます。 登録したい情報の例：部屋番号の形式、方書の記載有無（名称は住民票に記載しない場合）、施設の情報（養護施設）	登録管理できること。としているため、対応なし。	対応なし
591	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理	P.130【考え方・理由】 市区町村へ照会したところ、町内会、自治会やいくつかの集落の集まりである、いわゆる行政区等市区町村の区域を複数の区域に分割した任意の地区について住民記録システムにおいて管理することについて、一定のニーズがあったことから実装してもしなくてもよい機能として記載。	P.129【考え方・理由】 市区町村へ照会したところ、町内会、自治会《、学区域》やいくつかの集落の集まりである、いわゆる行政区等市区町村の区域を複数の区域に分割した任意の地区について住民記録システムにおいて管理することについて、一定のニーズがあったことから実装してもしなくてもよい機能」と記載ではなく、「実装する機能として記載」と修正をする。	業務効率の向上	標準仕様書第1.0版の全国意見照会にある、学校区コードの追加要望に対して、「住所に対しては、行政区、自治会、町内会等任意の区域の設定ができること、を実装してもしなくてもよい機能として追加（1.3.5として）」とされたため、【考え方・理由】に左記の「部」とおり、学区域についても任意である旨を明記していただきたい。 また、10.1 EUC機能ほかP.229において、「小学校区別・年齢階層別人口の統計」を出力できるよう定義されているため、住民記録システムにおいて学区域を管理する必要があります。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
969	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理	一定のニーズがあったことから実装してもしなくてもよい機能と記載。	「実装してもしなくてもよい機能」と記載ではなく、「実装する機能として記載」と修正をする。	自治体個別の条例・政策などの対応	市が施策を策定する際の統計資料として重要な資料となるため、当市では必要。	仕分け観点より対応なし	対応なし
920	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理	市区町村の区域に分割した地区について登録管理できること	市区町村の区域に分割した地区について登録管理でき、住所の表記についても、行政区と大字・小字に相違がある場合のみ住所の最後に（行政区）を自動で表示させてほしい。	自治体個別の条例・政策などの対応	敦賀市では行政区と大字・小字が相違している場所があり、相違している場合は住所の最後に（行政区）を付加している。住民票や除票等の住所が記載される証明書には、行政区と大字・小字が相違している場所の場合に行政区を付加する必要がある。	相違している場所については相違しているということも含めて管理すればよいため、対応なし。	対応なし
1	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理	市区町村の区域を複数の区域に分割した地区について登録管理できること。	住所辞書と紐づけて市区町村の区域を複数の区域に分割した地区について登録管理し、支所、出張所の管轄を定義できること。	システム上の理由	支所、出張所には管轄があり、その管轄の範囲内で異動処理を行うので、システムにその管轄を定義しておく必要があるため。	支所・出張所などの管轄を管理したい場合は、地区管理において管理すればよいことであるから、対応不要。	対応なし
232	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理	実装してもしなくてもよい機能	実装すべき	住民サービスの向上	当町は番地の他ほか行政区が存在し、郵便番号・投票区なども行政区で区分している。また、EUCや帳票なども行政区ごとの集計を行うこともあるため、行政区の画面表記と住民票にも記載を希望する。	仕分け観点より対応なし	対応なし
928	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理		管理項目に「行政区」と「隣組」を追加する。	業務精度の向上	本市の現システムでは、「行政区」と「隣組」を入力することで、投票区や小学校区及び中学校区が自動的に表示されるため、その機能を継続して使えるようにするため。	自治体・ベンダと協議の末本仕様となっているため、対応なし。	対応なし
2-1068	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	(記述なし)	「発行履歴を確認する際、当該住民票の写しが住民基本台帳法のいずれの法条にもとづいて発行されたものかを確認することが可能である。」と新規で記述が必要。	業務精度の向上	当該住民票の写しが住民基本台帳法のいずれの法条にもとづいて発行されたものかを記録できる機能を実装を希望する。その理由は、本人請求であるか第三者請求など本人以外が請求したものであるか判明することにより、自己情報開示等での対応が容易になるとともに、転出・転居の際において来庁者が届書へ記入した異動日どおりに受理できるかどうかについての判断が適切にできるため	根拠条文を管理する場合、法改正での条ずれなどが懸念される。そのため、「交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付）」を追加する。	仕様書追加
730	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	【実装しない機能】 市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できこと。	【実装してもしなくてもよい機能】 市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できこと。	業務精度の向上	本番環境で証明書交付のテストを実施する必要が生じた場合にテストで出力した交付履歴を削除することができた方が統計等において望ましいと考える。	交付履歴を誤作動で削除してしまうことが考えられることや、テストで出力する証明書に使用する住民は、ダミーとして新規で登録しておこなうことを推奨するため、対応なし。	対応なし
2	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	また、上記交付履歴の項目について、コンビニで交付された場合も同様に管理すること。	また、上記交付履歴の項目について、コンビニで交付された分は管理しないこと。	システム上の理由	コンビニでの交付履歴も管理するためには、コンビニ交付システムから住民記録システムに交付履歴データを連携する必要があるため（コンビニで交付された分は、端末名、ユーザID、交付場所をどのように表現するのか等）。	端末名等はあるような値をセットするかといった値定義の話であり、コンビニ交付履歴の管理、及びその情報連携に対する実現可能性の問題ではない。 当該項目についてはIT室の検討される連携要件・データ要件に応じた修正が必要な場合は修正する。	対応なし
946	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	交付履歴は削除しない。	交付履歴を削除できるように修正する。	住民サービスの向上	住民に交付するタイミングで、住民票の内容確認を行っているときに、本籍が必要だった住民から申し出があれば差し替えを行い履歴を削除しているためです。また、同世帯の個人の選択を誤って発行を行った場合などの職員のミスによる場合などの時も発行履歴を削除しているためです。	交付履歴を誤作動で削除してしまうことが考えられることから、対応なし。	対応なし
333	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	—	—	窓口サービスで扱う市民からの各種届出、および他市町村等からの申請等の各手続を一元的に受付状況として管理し、業務支援を行えない 内容の具体化依頼	業務効率の向上	大阪市にて実装されている機能であり、実装を行えない事による業務効率、および市民サービスの低下を懸念しているため。	一元的受付状況の管理は「総合窓口」機能の一部と考えられるため、本仕様書の対象外とする。	対応なし
2-711	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—	(5) 強制的に終了する機能 端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する機能を設けること。		業務精度の向上	「複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する機能を設けること。」との記載があるが ①どの程度の回数を想定しているか。 ②強制的に終了する機能とは（ログがかかるなど）また復旧方法について	①何回なら良いと言う妥当性がなく可変可能が含ま具体的な実装方法は、ベンダの判断とする。 ②APPLICへの指摘事項に対する修正「[アクセス禁止状態にできること]」で対応済み	対応なし
44	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—	「[データ抽出・分析加工]データベースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデータの抽出ができること。」	「[データ抽出・分析加工]データベースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデータの抽出ができること。また、その検索条件を履歴として残すことができ、一部の条件を変更して再利用ができること	業務効率の向上	データ抽出は、他のシステムとの連携用に定型のファイルを取り出すために行うものであり、過去に設定した検索条件と同じ（もしくは機関等のみ一部変更）ものを使うことがほとんどである。もし履歴機能が無ければ、先人のノウハウが新人に受け継がれず、毎回一から検索条件を検証・作成したり、高価なRPAを導入して手間をかけて標準化・自動化する必要がある。	多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため、修正案を反映する。	仕様書修正
609	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—	P.229【考え方・理由】 以下の帳票を作成することを操作例として含めるよう留意すること。 ・小学校区別・年齢階層別人口の統計		システム上の理由	小学校区別の帳票を出力するには、学区域のデータを保持している必要がありますので、第4章1.3.5 地区管理の項に、以下のとおり「学区域」を追加していただきたい。 P.130【考え方・理由】 市区町村へ照会したところ、町内会、自治会、〈学区域〉やいくつかの集落の集まりである、いわゆる行政区等市区町村の区域を複数の区域に分割した任意の地区について住民記録システムにおいて管理することについて、一定のニーズがあったことから実装してもしなくてもよい機能として記載。	令和2年（2020年）3月16日版の住民記録システム標準仕様書（案）の2 検索・照会・参照→2.9 学区検索・学区表示にはあったが現在削除されている。 学齢簿で実装すれば良い機能と考え、小学校区別の載を削除する（学齢簿仕様書に学区管理および学区・行政区別人口統計表の機能・帳票有り）	対応なし
838	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—		【実装すべき機能】 【データベース】に追加 異動データに対し、どの職員ID・どの支所が処理を行ったかという情報は、アクセスログ側だけではなくEUC機能でも抽出できるようにすること。	自治体個別の条例・政策などの対応	支所ごとの処理件数・混雑傾向等を分析し、支所の統廃合や適正な人員配置に資する資料をEUC機能により作成するため。	「取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。」の記載があるため対応なし	対応なし
856	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—		大規模データを扱う際は、データベースに直接アクセス可能とする。	業務効率の向上	EUCで出力されるcsvやexcelでは、扱えるレコード数に限りがあるため、データベースを直接AccessやORACLEなどにリンクを貼るようになる機能も必須と考えます。	抽出件数を抑えるなどで回避可能であり、DB直接参照はシステムへの影響を考慮する必要がある。参照DBを新たに作る必要があるなど、その機能の効果にしかけるベンダがコストと見合うか疑問であるため、特に定義しない	対応なし
294	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか				業務効率の向上	人口統計の機能について、EUC機能に基づき独自の統計調査等に対応できるとあるが、操作例以外の統計も問題なく出せるようになるのでしょうか。 （例・県内県外の移動、その他の移動統計等）	EUC抽出条件に指定すれば作成可能であるため、対応は特になしとする	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
337	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	【実装しない機能】 職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。	【実装してもしなくてもよい機能】 個人単位でのアクセス権限設定だけでなく、職位・職権単位でアクセス権限も設定できること。	業務効率の向上	個人ごとのアクセス権限で管理者などを設定する場合、手動でテキストデータをメンテナンスすることになり、本市のように行政区があり、職員数が多い自治体にとっては非効率です。職員情報の役職を使っているアクセス権限の一括設定ができるようにする必要があります。	システム設定としては組織単位、利用者単位で設定が基本であるため対応しない	対応なし
6	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者 及び管理に対して、個人単位で ID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理に対して、個人単位で ID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、対象地区、利用範囲及び期間が管理できること。	システム上の理由	支所、出張所には管轄があり、地区管理で定義した管轄内で異動処理を制限できるようにする必要があります。	住民の住む地区と、届出をする支所／出張所等の紐づけ機能は、紙管理の名残であると考えられる。手続き電子化の流れに逆行し、住民・自治体にとってもメリットが想定されないため、対応なし。	対応なし
498	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.4 操作権限設定	—	【実装すべき機能】 システムの利用者 及び管理に対する個人単位での操作権限においては、他課参照 や異動・証明を含む全ての画面にて、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」及び「在留資格等」の項目を表示又は非表示に設定できること	「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」及び「在留資格等」 「DV支援措置対象」の表示と非表示	法令への対応	住民基本台帳事務処理要領における他機関との情報連携	権限設定は10.3の記載を参照するべきであるため、「（支援対象者の権限設定については10.3（操作権限設定）を参照）」と追記する。	仕様書修正
426	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.7 印刷	—	【実装しない機能】 「・・・高速印刷が行えるよう連帳プリンタで印刷できること。」	「・・・高速印刷ができること。」に修正する。	システム上の理由	今後、本標準仕様書の書き手が他システムの標準仕様書に転用されることになると思われるが、【考え方・理由】を読む限り、現在の書きぶりだと、他システムの標準仕様書を策定する際に、大量印刷が必要な事務が想定される場合には連帳プリンタでの印刷機能を実装してもよいと解釈される可能性があるため。 （本市では、現在、共通基盤が提供する連帳プリンタ及びカット紙プリンタを用いて各業務システムの帳票を一括印刷しているが、本市が導入しているプリント速度4000行/分程度の中速の連帳プリンタについては、複数の事業者から機器及び保守を将来にわたって継続して提供することができないとの回答があったことから、今後廃止し、カット紙プリンタのみを継続する予定としている。）	以下の点を【実装しない機能】から【実装してもしなくてもよい機能】に変更する。 ・大量印刷ができること。 ・住民基本台帳の写し（閲覧用）の印刷を行うため、高速印刷が行えるよう連帳プリンタで印刷できること。	仕様書修正
39	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	—	「任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。」と記載がある。	【実装してもしなくてもよい機能】を追加し、「任意の方法でCSV形式にする」を追加する。	システム上の理由	CSV形式にする機能について仕様書に記載がないため、住民記録システムで（QRコードを読み取る機能が）実装できない機能となってしまうため。	下記考え方理由から、住民記録システムではQRコードをCSVに変換する機能は有さないこととする。 「住民記録システムの機能としては、何らかの方法でCSV形式になったデータを取り込めることを標準機能とすることとし、どのような方法でCSV形式とするか（例：QRコード、タブレット、OCR、個人番号カード券面AP）は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。これにより、各市区町村・ベンダーは、様々な技術を選択できることとなる一方で、どのような技術を用いても、一旦CSV化できれば住民記録システムに取り込めることを保証するものである。」	対応なし
2-1071	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	—	「任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。」と記載がある。	【実装してもしなくてもよい機能】を追加し、「任意の方法でCSV形式にする」を追加する。	システム上の理由	CSV形式にする機能について仕様書に記載がないため、住民記録システムで（QRコードを読み取る機能が）実装できない機能となってしまうため。	考え方・理由の通りCSV形式にする具体的な機能はシステム外の機能であるため明記しない。	対応なし
383	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータルとの接続	—	「マイナンバーカードを用いて、マイナポータルと接続し、マイナポータルに入力された転出届に係る情報を自動で取り込み、仮登録を行うことができること。」と記載がある。	「マイナポータルと接続し、マイナポータルを用いてマイナポータルに入力された転出届に係る情報を自動で取り込み、仮登録を行うことができること。」に修正する。	業務精度の向上	修正前の記述だと、マイナポータルから住基システムへ転出届に係る情報の取込を行うにあり、個人番号カードが必要になると誤解を招く可能性があるため。	「住民が個人番号カードを用いて、マイナポータルに接続し、入力した転出届」と修正する	仕様書修正
168	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータルとの接続	—	マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。	マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする 「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【1.0 版】」（令和3年7月総務省）参照）。	外部機関への対応	マイナポータルと既存住基間の連携について、現時点である程度言及されている「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【1.0 版】」（令和3年7月総務省）については触れて欲しい。修正前の書き方では、4.1.1.4特例転出を見ていないと、連携方法の検討さえつかない。	ご指摘を理解するため、修正する。	仕様書修正
306	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータルとの接続	—	マイナポータルに入力された転出届に係る情報を自動で取り込み、仮登録を行うことができること。	マイナポータルに入力された各種届出に係る情報を自動で取り込み、各業務の処理に反映して処理を行うことができること。	住民サービスの向上	本人通知制度など、マイナポータルを通じて各種の届出・申請を受け付け、住民記録システムに直接データを反映させて処理することが、住民サービスの向上と業務効率の向上に繋がると考える。原案では転出届に限定されており、「（参考2）地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」6頁に記載の内容が盛りこられていないし、	現時点では転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正以外で、マイナポータルひたりサービスの検討に住基申請に係るものは対象になっていない。今後対象とする方針が決まってから記載を追記する方針とし、追記しない。	対応なし
2-873	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータルとの接続	—	マイナンバーカードを用いて、マイナポータルと接続し、マイナポータルに入力された 転出 届に係る情報を 自動で取り込み、仮登録を行うことができる	マイナンバーカードを用いて、マイナポータルと接続し、マイナポータルに入力された 転出 届に係る情報を取り込み、他の仮登録届出とは別管理された上で仮登録を行うことができる	システム上の理由	「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】」に記載されている内容を確認する限り、申請管理システムから住基システムへの自動取込ができないのではないかと、また、自動で取り込むと窓口に来て届出をしている仮登録状態の申請とオンライン届出からの仮登録状態の申請が混在してしまう可能性があるのではないかと、	前段は仕様書としては自動取り込みの記載から変更なし。後段は転出証明書情報を取り込みしてから窓口手続きを行う流れであり、重複が発生する流れではないこと、データや事務を複雑にする流れは想定すべきではないことから、変更しない	対応なし
535	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータルとの接続	—	マイナンバーカードを用いて、マイナポータルと接続し、マイナポータルに入力された転出届に係る情報を自動で取り込み、仮登録を行うことができること。	マイナポータルにより申請された転出届の情報を、特定通信（「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年12月版）参照）により、マイナンバー利用事務系に設置した申請管理システム（「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【1.0版】」（令和3年7月総務省）参照）経由で住民記録システムへ取り込み、仮登録を行うことができること。	システム上の理由	マイナポータルと直接接続することはできないと認識しており、「4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）」に記載のとおり、申請管理システムを経由した取り込みとなるため。	修正する。	仕様書修正
898	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	10 共通				住民記録システムのテスト環境を有すること	業務精度の向上	システム改修による各種工程におけるテスト作業を実施する場合において、本番環境に影響がないよう、テスト環境で改修をかけて確認ができるようテスト環境が必要だと考えます。	システム環境に関する要件は定義しない	対応なし
469	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	「住所を定めた年月日が住民となった年月日又は外国人住民となった年月日より前の場合」と記載がある。	「住所を定めた年月日が住民となった年月日又は外国人住民となった年月日以前の場合」 「住所を定めた年月日が前住所を定めた年月日以前の場合」 「転出の異動日が住所を定めた年月日以前の場合」に修正する。	業務精度の向上	「住所を定めた年月日」と「住民となった年月日」が同日の場合もアラートメッセージを表示し注意を促す必要がある。 また、「住所を定めた年月日」と「住民となった年月日」のみではなく、転居や転出の際の異動日の整合性を確認する必要があるため。	「住所を定めた年月日」と「住民となった年月日」が同日の場合はあり得るため対応なし。 前住所における「住所を定めた年月日」や転出異動日については保持する想定がないため対応なし。	対応なし
17	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	○アラート項目一覧	○アラート項目一覧 同一住所（地番）の家屋へ異動した場合 「同一住所への転居ですが、よろしいですか？」	業務効率の向上	同一住所（地番）の別領域の家屋へ転居した入力が可能になっているが、実際にはそのような事例は少なく、入力ミスの場合が多いと思われる。入力ミスを事前に防ぐため、左記アラートを追加していただきたい。	多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため、修正案を反映する。	仕様書追加
15	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	○エラー項目一覧	○エラー項目一覧 氏名について、氏名の間に連続した空白2文字以上が含まれている場合「氏名の間に連続した空白が2文字以上入っています。」	業務効率の向上	日本人、外国人の場合において、連続した空白2文字以上が含まれていることは入力ミスである。入力ミスを事前に防ぐため、左記エラーを追加していただきたい。	多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため、修正案を反映する。	仕様書追加
16	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	○エラー項目一覧	○エラー項目一覧 住民票コード、個人番号、在留カード番号により基本情報を参照し住民として存在するときに「既に登録されています。」	業務精度の向上	住民票コード、個人番号、在留カード番号が重複する住民は登録することは決まっていなかったため、入力ミスである。入力ミスを防ぐため、左記のエラーを追加していただきたい。	多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため、修正案を反映する。	仕様書追加
610	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	P.240 ○ エラー項目一覧 No.7 P.244 【考え方・理由】エラーとした考え方・理由 No.7 外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合は、在留期間や在留期間満了日は存在しないため、誤入力を防ぐためにエラーとすべきため。	P.240 ○ エラー項目一覧 No.7 P.244 【考え方・理由】エラーとした考え方・理由 No.7 外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合は、在留期間や在留期間満了日は存在しないため、誤入力を防ぐためにエラーとすべきため。	業務精度の向上	P.240 ○ エラー項目一覧 No.7は在留期間又は在留期間満了日の誤入力のエラー項目ですが、【考え方・理由】では「在留資格の誤入力を防ぐため」と表記に齟齬があります。整合性を図るため、左記「在留資格の」部を削除してはいかがでしょうか。なお、特別永住者については在留資格は住民票の記載事項ではありません。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
611	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	P.241 ○ エラー項目一覧 No.15 日本人について、同世帯で「夫」「妻（未届）」が重複している場合	アラート項目とする	業務精度の向上	戸籍の実務上、①婚姻→②離婚→③別人と婚姻→④①の離婚無効の審判確定のケースにおいて、①と③の重複状態が発生しうるため、エラーではなくアラートとすべきではないでしょうか。なお、当区のシステムではアラートとしています。	対応せず。 （①と③については、調整が図られるものと認識）	対応なし
612	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	P.246 ○ エラー項目一覧 No.26 除票データにおいて、個人番号、住民票コード、在留カード番号が一致する者がいた場合 表示メッセージ例：再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	表示メッセージ例：再転入者と考えられます。確認し、再転入者（を）を選択してください。	業務精度の向上	当該除票データが「個人番号、住民票コード、在留カード番号」の誤入力により職権削除したもの等であった場合、当該除票の「個人番号、住民票コード、在留カード番号」は無効であるものであるため、一致したとしても、エラーにならない措置を設ける又はアラートとして続行できる措置が必要と考えます。 また、このエラー項目は再転入者の選択を必須とするため、表示メッセージ例を左記のとおり修正してはいかがでしょうか。	基本的には再転入者が複数あり、そのうちの1つを選択するのではなく、同一の番号のデータは1つであると考えられるため、元の文章のまま違和感がないことから、文章については対応なし。アラートに移動する	対応なし

No	発出者	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
613	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目		P.247 ○ アラート項目一覧 No.1 住所に番地を入力していない場合 表示メッセージ例：番地が入力されていません。 P.252 アラートとした考え方・理由 No.1 誤入力を防ぐニーズはあるが、市区町村によって無番地の住所があり、エラーとすると不都合であるため。		システム上の理由	当区では、同一の町名、大字名、字名の地域内において、住居表示実施区域と未実施区域が混在する地域が存在します。「白銀町」「四谷一丁目」そのため、「住居表示実施区域（○番○号）」と「未実施区域（○番地）」を管理してエラーをチェックする考慮が必要です。	既に未実施区域を考慮してアラートとしているため、対応なし。	対応なし
614	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目		P.247 ○ アラート項目一覧 No.2 住居表示地区における住所に号の入力をしない場合 表示メッセージ例：住居番号が入力されていません。 P.252 アラートとした考え方・理由 No.2 住居表示の地域で誤って地番表記で住所を入力しないようにするため。 なお、土地一帯を同一人物が所有している場合等、住居番号が無い場合も考えられ、住居番号がなくても住居表示としては成立するため、エラーではなくアラートとする。		システム上の理由	当区では、同一の町名、大字名、字名の地域内において、住居表示実施区域と未実施区域が混在する地域が存在します。「白銀町」「四谷一丁目」そのため、「住居表示実施区域（○番○号）」と「未実施区域（○番地）」を管理してエラーをチェックする考慮が必要です。	既に未実施区域を考慮してアラートとしているため、対応なし。	対応なし
615	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目		P.247 ○ アラート項目一覧 No.9 転入前住所が未記載の場合 表示メッセージ例：転入前住所が入力されていません。 P.253 アラートとした考え方・理由 No.9 転入前住所は住所設定の場合は空欄ではなく「不明」と入力することとしており(4.2.1.1参照)、海外に住んでいた日本人が転入した場合は、海外の住所を入力することとなっているため、転入前住所が空欄となるケースは限定されることから、注意喚起の必要があるため。 なお、出生等によりそもそも転入前住所が存在しない場合もあるためエラーではなくアラートとする。	なお、出生等によりそもそも転入前住所が存在しない場合はアラートとしない。	システム上の理由	法第30条の46の届出（外国人住民の入国等）、法第30条の47の届出（中長期在留者となった旨の届出）、出生、出生転入等において、住民票に前住所の記載を要しないものについてはアラートは必要ないと考えます。	住民票に前住所の記載を要しないものかどうかの判断がおこなえないため、住民票に転入前住所が未記載の者は統一的にアラートを発出せざるを得ない。そのため、対応なし。	対応なし
617	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目		P.248 ○ アラート項目一覧 No.22 加害者である法定代理人が、支援対象者と併せて支援を求める者（未成年）の転出届を行う場合で、転出処理を確定しようとした場合 表示メッセージ例：加害者が支援対象者と併せて支援を求める者の転出届を行おうとしています。加害者に支援対象者の住所が漏れいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。 P.254 アラートとした考え方・理由 No.22 異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないではい旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらうなど、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。	(削除)	自治体個別の条例・政策などの対応	当該アラートは、支援措置対象者に異動が発生した際における、届出人（加害者である法定代理人）をチェックする項目ですが、システムでは届出人を管理しないため、このアラートをシステムでチェックすることはできないと考えます。 また、アラートNo.21において、支援措置対象者の異動チェックが行われるため、このアラートでチェックできないとしても運用上差し支えないと考えます。	4.1.0.3住民異動届受理通知等に届出者情報があることから管理されていること、1.1.16支援対象者管理に加害者情報管理があることからシステムチェックは可能であると想定されるため修正無しとする。 ※中間標準レイアウトの項目一覧に「届出者」に値する項目がないため要確認	対応なし
780	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目		エラー項目26個、アラート項目48個	各自治体の既存のエラー・アラートを引き継ぐ運用も可とする。	業務精度の向上	パッケージ仕様のもの、カスタマイズしたものの含め100以上のエラー、100弱のアラートをかけて誤入力を防いでいる。入力作業は常勤職員以外、本庁職員も行うため、既存の制御が外れると相当数の誤入力の発生が想定される。当区ベンダの話では標準化仕様書内にエラー等制御はかけられないとのことであったため、仕様書内で引き継ぐ運用も可である旨明記していただいた	個別のカスタマイズを許容する仕様は標準仕様書に定義しない。具体的な必要エラー・アラート情報の意見から判断する方針とする。	対応なし
987	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目			アラート一覧に「異動履歴に誤記修正がある場合」を追加する	業務精度の向上	住民異動入力を誤って登録した際に、「誤記修正」と履歴に登録されるとなっているが、住民票発行の際に、誤記修正履歴を表示した住民票を発行するか、等履歴を記載して住民票を発行するか判断する必要があるため。	下記の機能の定義から、異動履歴に残すか設定を変更可能で、初期は残さない設定になっている。そのため、表示されるのは残す設定を行った上である以上、アラートとして不要と考える。 20.0.3「また、異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。その際、初期設定としては、以下の異動履歴は記載しない異動履歴とし、それ以外は記載する異動履歴とすること。・異動事由が「誤記修正」、「異動の取消し」である異動履歴」	対応なし
1062	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	「・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。 例：検索文字の例 「辺」で検索時は「邊」、「辺」、「邊」、「邊邊」等、「浜」で検索時は「濱」、「頻」、「瀕」、「濱」等、「藤」で検索時は「藤」、「藤」、「藤」等が検索対象文字となる。 ・外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包含して検索できること。 なお、一般市区町村においては、あいまい検索の機能として異体字検索は、実装してもしなくても良い機能とする。」の記載がある。	「【実装してもしなくても良い機能】 ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。 例：検索文字の例 「辺」で検索時は「邊」、「辺」、「邊」、「邊邊」等、「浜」で検索時は「濱」、「頻」、「瀕」、「濱」等、「藤」で検索時は「藤」、「藤」、「藤」等が検索対象文字となる。 ・外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包含して検索できること。」と修正する。	業務効率の向上	一般市区町村が大多数であるが、【実装すべき機能】に記載されると誤認しやすいため。	対応なし (原則と例外の書き方)	対応なし
251	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること	フリガナを登録している場合は、カタカナまたはひらがなで入力及び検索できること。	業務効率の向上	住基ネットでは、ふりがなで表示されているので既存システムでもひらがなで検索できても構わないのではないかと。また、文字環境導入実践ガイドブック(2019年（平成31年）3月28日/内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室)に、ヨミガナについて「漢字の読み方を平仮名又は片仮名で表現したもののことです。漢字の上や横につけたヨミガナをフリガナやカナ表記と表現する場合もあります。」と記載がある。そのため、氏名の検索入力についてもひらがな・カタカナどちらも許容されるべきと考えるため。	対応せず（フリガナについては、カナに統一）	対応なし
1064	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「異動履歴の検索については、氏名及び住所については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できるところ。」の記載がある。	削除する。	業務効率の向上	「氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること。」の記載と重複するため。	「氏名及び住所の検索」と「異動履歴の検索」について主語が異なることから、重複とみなさないため、対応なし。	対応なし
1063	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「氏名（漢字・アルファベットを含む。）・旧氏・通称・（氏名・旧氏・通称の）フリガナ・生年月日（西暦・和暦）・性別・続柄・住所・住所コード・方書・宛名番号・世帯番号・当該住民票を消滅した事由・個人番号・住民票コード・番号・特別永住者証明書番号から検索できること。」の記載がある。	「氏名（漢字・アルファベットを含む。）・旧氏・通称・（氏名・旧氏・通称の）フリガナ・生年月日（西暦・和暦）・性別・続柄・住所（方書を含む。）・住所コード・宛名番号・世帯番号・当該住民票を消滅した事由・個人番号・住民票コード・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。」と修正	業務効率の向上	住所は部分一致が行えるため、他部分での記載「住所（方書を含む）」で十分なため。	検索条件において特記すべき箇所について「（ ）」にて表記しているため、当該項目において注記は不要である。他の箇所においても「住所」のみで方書も含まれることから、対応なし。	対応なし
1065	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「上記項目に関し、データ未入力項目についても検索できること。」の記載がある。	「上記項目に関し、データ未入力を含めて検索できること。」または「上記項目に関し、データ未入力のみを検索できること。」と修正する。	業務精度の向上	性別は未入力も想定されるが、「男」または「女」を指定したときに未入力も含めて検索できるのか、または未入力のみを検索できるのかがあいまいなため。	前者の意味であり、「含めて」に修正	仕様書修正
788	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	なし	住民種別（日本人、外国人）、住民状態（除票、現存）の絞り込み検索ができること	業務効率の向上	アルファベット氏名のみの外国人についてはふりがなの入力を行っていない住民が多い。また住民の数を考えると、アルファベットの氏名を一字ずつ入力するよりも、生年月日と「外国人」で検索した方がはるかに速い。当区では入管庁通知更新時の作業で毎日30名程度検索をかけるため本機能の実装を希望する。	除票の検索については各ベンダの「ユーザインタフェースの工夫（例：1 つの除票検索ボタンを押せば、まず住民記録システムデータベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票用データベースにある除票を検索する）」によるものとするため、本仕様書においては規定しない。	仕様書追加

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
25	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	異動履歴の検索については、氏名及び住所については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。	異動履歴の検索については、氏名及び住所、旧氏、通称、住民票コード、個人番号、在留カード等の番号については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。	業務効率の向上	履歴検索は氏名と住所以外にも、旧氏、通称、住民票コード、個人番号、在留カード等の番号が考えられます。過去の通称等での照会対応や、古いマイナンバーカード、在留カードを持ってきた場合にも必要です。これができないと、EUC等で毎回処理することとなり、著しく業務効率が落ちます。	多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため、修正案を反映する。	仕様書修正
541	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会	【実装しない機能】 同一住民（再転入者等）を単位として履歴が照会できること。	同機能を実装したい。	業務効率の向上	再転入者の住民登録事務処理において、以前住民登録があった際の世帯状況を確認する場合、一度メイン画面に戻る作業が発生すると都度手間が生じるため。	使用頻度が低いといった整理のため、対応なし。	対応なし
385	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会	—	左記対象章付近に下記の要件を追加。 「個人を特定した後に、1.1.1（日本人住民データの管理）または1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を照会できること。」	業務効率の向上	標準仕様書にデータとしての管理項目の記載はあるが、それを照会できることの記載はないと認識している。当たり前の内容のため不要かと思うが、左記の修正案で補填しておく方が確実ではないかと考えたため意見に記載。なお、印鑑登録システム標準仕様書の記載の形式を鑑みると、下記の段に示す要件を追記することにより補完としてもよいと考える。	住民データについては住民記録システムにおいて「管理」されているため、データの閲覧は可能となる。「照会」について記載すると、データを住民記録システムにおいて保持する必要がなく照会のみで可能であるといったような誤読を促す可能性があるため、特に記載しない。そのため、対応なし。	対応なし
692		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会			業務効率の向上	再転入者（宛名番号を引き継いだ者）について照会したときに、住記DBにある宛名に紐づいた履歴が全て確認できず、再転入以降の履歴のみが確認できる仕様との理解で正しいですか。その場合は、各履歴を紐づけるような情報が必要だと思います。保存期間も150年となり国外転出を繰り返しているような住民は確認が難しくなるためです。国保の使用例も上がっていますが住民記録システムの照会とは住民基本台帳の性質上、様々な業務が行うため配慮が必要と考えます。	再転入者について照会した際、宛名に紐づいた履歴はすべて確認可能であるため、対応なし。 「2.1.3基本検索」において宛名番号の検索ができることを規定しているほか、「1.1.5隠票」において「ユーザインタフェースの工夫（例：1つの除票検索ボタンを押せば、まず住民記録システムデータベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票用データベースにある除票を検索する）」により、簡易な操作で住民記録システムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを検索できること。」としている。	対応なし
447	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.4 支援対象者照会	住民票データを確認する場合において、支援措置期間中または仮支援措置期間中である旨が明示的に確認でき、と記載がある。	「明示的」かつ「視覚的」に修正する。	業務精度の向上	支援対象者を照会した場合、視覚的にも確認できることで、更なる注意喚起となり、加害者等に対して防止策を強化することにつながるため。	システムにおいて「明示的」というのは「視覚的」と同様の意味であることから対応なし。また、どのような方法で明示的とするかについては画面要件となるため本仕様書の対象外とする。	対応なし
693		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.4 支援対象者照会			業務精度の向上	支援措置情報は過去の事故事例などから、どの画面でもわかりやすく確認できる必要があると思います。画面の使用について対象外ですが、支援措置については性質上、もう少し踏み込んだ記述があってもよいのではないかと思います。 ※例示：支援措置対象者の住所が表示される画面については、全ての画面で対象者であることが容易に確認できると。など	ご指摘理解するため、考え方・理由において下記記載とする。 「支援対象者を保護するため、加害者等に対して誤って支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを閲覧させる又は住民票の写し等の証明書を交付することを防止するため、照会時に住民票データを確認する場合表示するすべての画面において、支援対象者であることを容易に確認できる必要がある。」	仕様書追加
233	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.4 支援対象者照会			住民サービスの向上	支援対象者ではないが、生活保護受給者については、住民票などの証明手数料が手数料条例において徴しないこととされている。リスト等により都度確認するが、任意項目の追加ができ、証明書照会・発行画面において受給者の確認ができればよい。	対応せず。生活保護受給者については、生活保護システムにて対応。	対応なし
467	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	「各抑止機能について、異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとに、個人及び世帯単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理不可（抑止なし））の開始日及び終了日設定が可能であること。」	「抑止機能の設定に、本更新により抑止が解除されるもの」を追加する。	業務精度の向上	異動届受付から仮登録までには繁忙期でない場合でも10分以上、繁忙期には1時間以上かかる場合もあるため、受付をした時点で制御したい。同じ世帯の異動届が同時に別の窓口で出されたり、異動届と証明発行が同時に別の窓口で出されたりしたことも過去にはあるため、制御したい。 その制御を抑止機能により行うと想定した場合、本登録によって抑止が本解除されるような抑止機能を希望する。それができない場合、仮登録の審査を行って決裁した後、抑止の本解除も必要があり、決裁ごとにシステム操作の手間が増えてしまう。	異動届受付から仮登録の間（データを入力するまでの間）において制御は不可であるため、対応なし。 本登録により抑止が解除されることについても意図が不明であるため対応なし。	対応なし
445	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	「支援対象者に対する抑止、排他制御、その他の抑止を管理できること」	左記対象者の他に「住民異動・戸籍届出・その他住基処理中の対象者」を追加する。	業務精度の向上	休日や業務時間外に住民異動届や戸籍届出がされ、翌開庁日に住基システム処理をする前に届出後の住民票等の証明書請求がなされるケースがある。住基処理対象者の把握を保留設定・受付ロックなどシステム上で行うことで、住民が即請求し旧住所の証明書を取得してしまうことを防ぐ。職員側の届出があるかを探し回る時間ロス及び急いで入力する強迫観念に縛られることなく業務が行える。	「4.0.8審査・決裁」において、「・証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書のコンビニ交付や広域交付において、仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。」との記載があることから、対応なし。 ただし、印鑑登録システムに併せて「（仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする。）」の表記は削除する。	対応なし
11	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	【実装すべき機能】	【実装すべき機能】抑止の理由が手入力できること	業務精度の向上	支援措置、外字作成中、実態調査等の事由が容易に分かるようにしたい。	考え方・理由の表記に合わせ、下記に修正する。 「抑止事由（支援措置、外字作成中、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等）を選択できること。」	仕様書追加
323	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	実装すべき機能として、各抑止機能が示され、抑止対象になるとコンビニ交付が停止される。	修正前の記載に加え、実装してもしなくても良い機能として「コンビニ交付を停止しない抑止機能を設定することができる」を追加する。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、事前に本人から申し出ることにより、委任状による代理人請求では住民票の写し等を発行しないこととする制度がある。この制度ではコンビニ交付は発行するため、コンビニ交付を停止しない抑止機能が必要となる。	コンビニ交付に「委任状による代理人請求においては発行停止」という抑止情報が連携されるのみとなるため、対応なし。	対応なし
2-1081	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	—	抑止登録は紐づけられたデータ項目から選択できること。また、抑止理由により入力不可、証明発行不可、処理注意（ポップアップのみ表示される）ができること。	業務効率の向上	抑止のメモ登録に加え、入力の効率性のため、共通する抑止理由（DV「支援措置」等）をデータテーブルから選択している。また、証明発行不可、入力不可、処理注意（ポップアップのみ表示される）を選択登録する運用をおこなっているため。	画面要件となるため、本仕様書の対象外とする。	対応なし
694		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—			業務効率の向上	様々なイレギュラーパターン等に使用することが想定される機能です。設定パターンについて、いくつか登録が可能であると使用しやすいと思います。また、抑止情報に備考（メモ）があると管理も容易です。	設定パターンの登録については画面要件となるため、本仕様書の対象外となることから、対応なし。 住民データにおいて記載を限定しないメモ機能があることから、対応なし。	対応なし
680	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.2 他システム連携	—	「抑止設定及び解除について宛名システム等にデータ連携できること。」	「抑止設定及び解除について印鑑登録システム並びに宛名システム等にデータ連携できること。」に修正する。	システム上の理由	印鑑登録システム標準仕様書案「3 抑止設定」において、抑止設定・解除は住民記録システムで対応し、住民記録システムにおいて抑止が終了した場合は、住民記録システムと連動して、抑止設定の有無を無に設定できると。」となっており、このことから住民記録の抑止設定情報は、宛名同等またはそれ以上に印鑑登録システム側に作用されることが、記述を追加。これにより、連携の意図を強く明示させるため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
386	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.2 他システム連携	—	「抑止設定及び解除について宛名システム等にデータ連携できること。」と記載がある。	「また、他システムへ連携させない設定もできること。」を追記。	住民サービスの向上	抑止設定理由にはは支援措置などセンシティブな事由によるものなどもある。このため、庁内といえど、抑止設定が関係のないシステムや抑止事由などを連携するべきではない場合も踏まえ、他システムへの連携の要否を選択できるよう選択肢を用意すべきと考えたため。	自治体および各ベンダと討議の末の結論であるため、対応なし。 ※庁内で連携してはならない場合が具体的に不明	対応なし
1066	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.3 消除対象者記載	—	「3.3消除対象者記載 世帯確認画面等において、（転出や死亡等で）消除された世帯構成員を含めて住民票の移し等の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができると。」と修正 【実装すべき機能】 支援措置期間終了通知を出力できること。 【実装してもしなくても良い機能】 申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。	「3.3消除対象者（転出や死亡等で）消除された世帯構成員を含めて住民票の移し等の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができると。」と修正 【実装すべき機能】 支援措置期間終了通知を出力できること。 申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。	業務効率の向上	【考え方・理由】の記載内容と一致しないため。	修正意見のとおりとする	仕様書修正
161	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	【実装すべき機能】 支援措置期間終了通知を出力できること。 【実装してもしなくても良い機能】 申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。	【実装すべき機能】 支援措置期間終了通知を出力できること。 申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。	業務効率の向上	【実装すべき機能】支援措置期間終了通知を出力できること。 【実装してもしなくても良い機能】申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。 申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。	対応なし。即時性を優先。	対応なし
967	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	支援措置責任者			抑止設定等の事務処理できる責任者について、複数名設定することを可能にしたい	支援措置責任者の人数については規定しないため、対応なし。	対応なし
913	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.5 住民異動不受理	—	【実装しない機能】 「住民異動不受理申請による抑止設定を行うこと。」と記載がある。	実装すべき機能に変更するべき。	住民サービスの向上	法で定めはないものの、今後特例による転入が増えた場合に、世帯員が意図しない転出などが増える可能性もあり、抑制する機能があったほうがよいと考えられるため。	自治体および各ベンダと討議の末の結論であるため、対応なし。	対応なし
324	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	3.5 住民異動不受理	—	実装しない機能として、住民異動不受理申請による抑止設定が記載されている。	実装してもしなくても良い機能として「住民異動届不受理申請による抑止設定」と記載変更する。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、事前に本人から申し出ることにより、委任状による住民異動届を受理しない制度がある。申出期間中に委任状による住民異動届が届け出られた場合、届出の正当性に疑義が生じるため、抑止設定が必要と考える。	自治体および各ベンダと討議の末の結論であるため、対応なし。	対応なし
205	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	3 抑止設定	—	—	抑止が終了していない者について、抑止の一時解除ができること。	「抑止の一時解除」「抑止の一時解除または強制発行」に修正	業務精度の向上	支援措置対象者の証明書発行の審査後、抑止設定を変更することなく強制的に証明書発行を出力できる強制発行機能を追加することとし、一時解除の間に別人から証明書の請求があった場合に誤交付する可能性をなくす。	強制発行は事故の原因になりかねないと考えるため対応なし。ただし、一時解除の間に別人から証明書の請求がある場合に対応するため、「一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除をもとに戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。」に修正する。 住民サービスに繋がると考えられるため、転入自治体にて転入が区間異動と分かった場合、転入自治体においては区間異動と登録の上、転出自治体に通知し、転出取消し・区間転出を記録すること。ただし当該運用についてはシステムが関連しない内容であるため、仕様書においては対応なし。	仕様書修正
330	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等	【実装すべき機能】 指定都市においては、区間異動（区間転入）の処理が行えること。	転出区（申請区）にて市外転出の届出を出された方が、実は区間異動（区間転入）の処理が行えるため、転入、転入の異動で区間異動を行った状態に出来る機能が望ましい。	住民サービスの向上	そのようなケースでは、転出区で転出取消を行い、転入区で区間異動を行うこととなるが、業務効率化、市民負担軽減のため、転出、転入の異動で区間異動を行った状態に出来る機能が望ましい。	住民サービスに繋がると考えられるため、転入自治体にて転入が区間異動と分かった場合、転入自治体においては区間異動と登録の上、転出自治体に通知し、転出取消し・区間転出を記録すること。ただし当該運用についてはシステムが関連しない内容であるため、仕様書においては対応なし。	対応なし

No	発出者	意見詳細					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
914	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等			システム上の理由	転入通知に記載のない住民（転入日以前の出生の子）を転入でうける場合には、異動事由が転入となることに対して異論はないが、職権記載で入力されるべき出生や転入の情報を整理されたい。	「4.1.1.1転入者情報入力」において、「日本人又は外国人が転入したときは、「住所を定めた年月日」を除き、1.1.1（日本人住民データの管理）又は1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目が入力できること。」と記載しているため、対応なし	
1074	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	「宛先は異動前住所・届出人本人とすること。」と記載がある。	「届出人本人」を「異動者」に修正する。	法令への対応	通知の宛先は異動者であるため。	事務処理要領において、「届出者本人に対して届出を受理した旨の通知をすること」とあるため修正不要。	
724	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	「宛先は異動前住所・届出人本人とすること」と記載がある。	宛先について、異動前住所と異動後住所のいずれかを選択できるようにする。	業務精度の向上	届出内容によっては現住所に送付することが適当なこともあり、自治体判断で送付先を選択できることが望ましい。	事務処理要領にて異動前住所との規定があるため、対応なし。 ※異動前住所に送付することが適切でないまたは不明である場合は異動後住所に送付してよいこととしている。	
858	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	「出力内容は～届出の任に当たっている者の氏名、届出人本人の氏名及び受理した旨」と記載がある。	「届出人本人」を「異動者」に修正する。	法令への対応	事務処理要領上の記載内容と合わせるため。	下記文章に修正する。 「出力内容は届出年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨で、宛先は異動前住所・届出者本人とすること。」	
2-868	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	「出力内容は～届出の任に当たっている者の氏名、届出人本人の氏名及び受理した旨」と記載がある。	「届出人本人」を「異動者」に修正する。	法令への対応	事務処理要領上の記載内容と合わせるため。	下記文章に修正する。 「出力内容は届出年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨で、宛先は異動前住所・届出者本人とすること。」	
723	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	「転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合の手続において、…」と記載がある。	「異動の取り消し」の場を追加する。	業務精度の向上	異動の取り消しにおいても受理通知を送付する可能性があるため。	届出でないため対象外	
378	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	「届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力できること」と記載がある	「届出人と異動者」を「届出人と現届出の任に当たっているもの」に修正する。	法令への対応	要領第4-2-（2）においては現届出の任に当たっている者の本人確認が第2-4-（1）-①-ア-（イ）-Aの書類によって確認できなかった場合に届出者本人に通知を送付するところのため	「現届出の任に当たっている者と届出者本人が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができること」に変更する。	
593	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	P.157【実装すべき機能】 出力内容は届出日、異動事由、届出の任に当たっている者の氏名、届出人本人の氏名及び受理した旨で、宛先は異動前住所・届出人本人とすること。 なお、出生による住民票の記載や国外からの転入など、異動前の住所がないか、送付することが適当でない場合は、異動後住所・届出人本人とする。	【実装すべき機能】 出力内容は届出日、異動事由、〈異動者氏名〉及び受理した旨で、宛先は異動前住所・届出人本人とすること。 なお、出生による住民票の記載や国外からの転入など、異動前の住所がないか、送付することが適当でない場合は、異動後住所・届出人本人とする。	業務精度の向上	標準仕様書第2.0版において修正されましたが、事務処理要領第4-2-（2）-ア-（ア）の記載及び様式例に沿った方が望ましいと考えますので、左記〈 〉のとおり修正してはいかがでしょうか。 事務処理要領及び総務省事務連絡（平成17年2月23日）における住民異動届受理通知の記載事項及び宛名には、届出の任に当たっている者の氏名の記載が無いことから、標準仕様書には届出の任に当たっている者の氏名を記載すべきではないと考えます。 また、20.5.4 住民異動届受理通知P.356の様式においても、「届出の任に当たっている者の氏名」と「届出人本人の氏名」の双方を印字できる項目は設定されていません。 事務処理要領では「～、代理人又は使者による届出で委任状の文面や署名の字体等から判断して届出者からの指定の事実を特に確認する必要がある場合等においては、市町村長の判断により、届出を受理した上で届出者本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられる。」とされているため、当区では、届出の任にあつている者が代理人であった場合は、宛先は届出の任にあつていない者ではなく、届出者本人（実質的には異動者）宛に送付しています。	「出力内容は届出年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨で、宛先は異動前住所・届出者本人とすること。 なお、国外からの転入、住所設定、未届転入など、異動前の住所がないか、送付することが適当でない場合は、異動後住所・届出者本人とする。」に変更する。	
2-909	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	転出入の予約時にDV支援者申出者情報を取込がない	転出入予約の際にDV支援者申出者情報を入力する。	住民サービスの向上	転出入時DV支援については、行政間で事前連絡等を実施しているが、住民情報に加えDV支援情報も取り込めば転入時の住民基本台帳への反映の遅延等による住民票の誤交付防止に繋がる。	DV等抑止情報については法律上CSを通した情報連携はおこなえないため、対応なし。	
2-908	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	転出入情報の取込時に健康保険証及び年金情報との連動性がない	転出入届の取込時に健康保険証及び年金情報との連動性を持たせる。	住民サービスの向上	社会保険や厚生年金等未加入者は国民健康保険及び国民年金の加入が義務付けられている。転入時に国民健康保険や国民年金に加入状況がわかれば行政手続きのワンストップサービスに繋がる。	健康保険資格および国民年金の加入状況については転出証明書において記載があるため、対応なし。	
989	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力	「住民記録システム標準仕様書（案）【第2.0版】」に記載なし	「在留カード・特別永住者証のICチップ内にある券面情報で、CSV形式による出力されたデータを取り込み、1.1.2（外国人住民データ管理）に規定する項目の内、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができること。」又は、「在留カード・特別永住者証のICチップ内にある券面情報を住民記録システムで読み込み、1.1.2（外国人住民データ管理）に規定する項目の内、出力されたデータに該当する項目に自動入力ができること。」を追加。	業務精度の向上	外国人の情報を新規に入力する際、法務省情報連携端末にある「ICカード取扱端末アプリケーション」を起動し、当該端末に接続されている「ICカード読取機」に在留カード・特別永住者証を置くことで、券面情報をCSVデータとして出力できる。このデータをUSBメモリにより既存住記端末に移行し、既存住記システム内の機能で、外国人住民の住民票記録事項の一部を自動入力している。これにより、手動入力に比べて、外国人住民の氏名で英字かつ文字数が多い場合の入力誤りを防ぎ、他の住民票記録事項の一部の入力を省略することが可能であるため、なお、法務省情報連携端末に配備されていない市区町村があるため、法務省情報連携端末にある「ICカード取扱端末アプリケーション」（又は、同じ機能を有するもの）を住民記録システムに搭載することで、法務省情報連携端末に配備されていない市区町村でも、手動入力に比べて同様の効果を得ることができると。	「10.8 CSV形式のデータの取込」において「実装してもしなくても良い機能」として記載する。 「CSV形式に変換したる在留カード並びに特別永住者証のICチップ内にある券面情報を取り込み、1.1.2（外国人住民データ管理）に規定する項目の内、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができること。」 ※在留カードICチップ読取り内容のCSV化について、「可能」であることの確認済み	
1075	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力	「転居していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じであるため。」の記載がある。	「「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じであるため」と修正する。	業務精度の向上	転入者情報についての説明のため、「転居していない場合」は不要なため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	
774	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力	なし	最終住民登録住所はデータ項目として入力できると。	外部機関への対応	国民年金の手続きで使用するため、国外転入の際には入力を行っている。	本仕様書の対象外であるため、対応なし。	
356	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力	転出証明書を見て確認しながら住基システムへ手入力をする。	住民票コードを利用して、住基ネットから住基システムへデータを取り込む	業務精度の向上	本市では住民票記載誤りの中で、転入時の入力ミスが一番多い。特例での転入が増加しているとはいへ、マイナンバーカードがない住民やマイナンバーカードがあっても病気の等で暗証番号がわからず、特例転入できない住民の方は今後も見込まれる。全ての住民へのサービスを向上させるためにも必須と考える。	転出証明書情報はQRコードの印字を標準としているため、読取機器を使用しCSV形式にすることで手入力は避けられる。また、マイナンバーカード推進等の目的に沿うため、対応なし。	
394	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力	—	【実装すべき機能】に次の内容を追記する。「氏名入力時に、フリガナから外字候補を選択できること。」	業務効率の向上	氏名が外字の場合、文字コードを調べて入力すると時間が掛かるが、フリガナから外字候補を選択できると入力の効率が上がるため。	「2.1.3基本検索」において、「外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具体的には外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が想定されるが、具体的な実装方法は規定しない。」としていたため、対応	
2-1086	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力		マイナンバーカードを使用した転居・転入の場合、住基情報が確定した段階で同時にマイナンバーカード情報についても変更する	住民サービスの向上	転居・転入等手続き後にマイナンバーカードのデータ変更等の手続きが別に必要となり、住民負担が発生している。住基情報が確定した段階でカードデータの変更手続きを一連で行えるようにしていただきたい。	「7.1.1.4番ド管理システム連携」において、「個人番号カードの送付先情報のCSへの連携については、異動と連動した送付先情報を作成し、CSIに自動送信されること。」と規定しているため、対応なし。	
2-1088	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力		確認入力したく箇所（セル）は色付けし、修正箇所は赤字でわかりやすく表記してほしい（それ以外の箇所は色付けしない）	業務効率の向上	わかりやすく見やすい画面にしたい。	画面要件については本仕様書において規定しないため、対応なし。	
2-1087	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力		市民が確認するiPad画面はスクロールさせて1スクロール画面で全て確認いただく仕様としたい	住民サービスの向上	スマートフォン等で画面操作が慣れているため、見やすくしてほしい。	画面要件については本仕様書において規定しないため、対応なし。	
2-1085	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力		転出等の際、転入市であらかじめ住基システムに登録している住所情報を住基ネット上で活用し、自動で正しい住所を修正候補として表示し、これを選択することにより修正させる例：○○町1—2—102 → ○○町1番2号 ○マンション102号	業務効率の向上	転出等については現在、転入先の正しい住所を確認せず、アパートのまま入力しているが、他市町村で使用している正しい住所情報を住基ネット上で共有し、プルダウンで選択できれば転入先市町村で新住所を修正する業務が軽減できる。	画面要件については本仕様書において規定しないため、対応なし。	
2-1084	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力		転入時に住基ネットから住基システムへ自動で取り込んだデータ情報を市民が直接窓口にてiPadで確認、入力する	業務効率の向上	市民がPad等で直接確認入力できれば、職員の点検作業の負担軽減につながる。	住民基本台帳法施行令第26条において、「当該届出の任に当たっている者が署名した書面でなければならぬ」との規定があるため、タブレット端末での入力・確認は認められないことから、対応なし。	
466	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	「3情報（氏名・性別・生年月日）」を「名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日」に修正する。	「3情報（氏名・性別・生年月日）」が一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。」と記載がある。	業務精度の向上	再転入者について、3情報（氏名・性別・生年月日）が一致する場合にアラートが表示されたとあるが、再転入時に氏が一致でも同一人物である場合は多いため、対象者を把握できるように氏名のうち名（又は名のフリガナ）が一致する場合でもアラート表示は必要である。	下記に修正する。 「氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日3情報（氏名・性別・生年月日）の組み合わせが一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。」	
1077	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	「個人番号、住民票コード 又は 在留カード 番号が一致する者がいた場合」の記載がある。	「個人番号、住民票コード 又は 在留カード 番号・特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合」の記載がある。」と修正する。	業務精度の向上	基本検索では分けて記載があるため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	
546	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	「個人番号、住民票コード又は 在留カード番号 が一致する者がいた場合は、再転入者としての処理を行うこととし、新規入力を抑止すること。」と記載がある。	「個人番号、住民票コード又は 在留カード番号 が一致する者がいた場合は、再転入者として選択できること」と修正する。	システム上の理由	当区では、転入したものの錯誤の届出が判明したため転入を取り消した場合などは、転入取消の処理をすると共に、付番した宛名番号を欠番とし、その後、改めて転入届がなされたとしても新たに宛名番号を付番している。そのため、同一人物で宛名番号が複数ある者も存在する。このように、必ずしも宛名番号は1人につき1とは限らないため、個人番号等が一致する者がいた場合はアラートと共に、再転入者として引き続き宛名番号を選択可能にすべきと考える。	下記整理のため、対応なし。 「再転入者は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐことで、宛名システムと連携する場合、従前と同一人物であることが確認できる。また、団体内統合宛名システムにおいては、宛名番号と団体内統合宛名番号、個人番号が紐づくため、宛名番号をそのまま引き継ぐ機能は標準仕様書としては必須とする。」	
790	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	【実装すべき機能】 …ただし、特例転入の場合は、氏名を除き、住基ネット…	【実装すべき機能】 …ただし、特例転入の場合は、住基ネット…	業務精度の向上	決定事項かもしれないが、婚姻等で氏名変更されている場合もあるため、氏名も含めて優先ではない。難読漢字より、単純な氏名変更の者が件数としては多いので実務上はその方がよい。氏名漢字が違う場合はアラートを与えるなど、除票からコピーして貼付けが出来れば十分対応可能であると考える。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。 除票の氏名と異なる場合はアラートを表示し、確認させるようにするため、アラートの項目に「再転入者情報を転出証明書情報から読み取り、氏名が異なる場合」を追加する。	

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
594	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	P.158【実装すべき機能】 また、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。 【考え方・理由】 なお、新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、再転入が発覚した場合については、〈異動の取消し（消除）（4.6参照）〉により対応する。}	【実装すべき機能】 また、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。 【考え方・理由】 なお、新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、再転入が発覚した場合については、〈宛名番号を修正できるものとする。〉}	住民サービスの向上	個人番号、住民票コード及び在留カード番号が可変であることから、転出した後に個人番号及び住民票コードが変更され、再転入するケースが見受けられます。 新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後に再転入が発覚した場合において、異動の取消し（消除）により対応した場合は、マイナンバーカード及び電子証明書が失効し、マイナンバーカードのマルチ（コンビニ交付、e-Tax、ひたわりサービス）が享受できなくなるばかりか、官庁をはじめとした入館証、職員証等の利用ができなくなり、区民の私生活に甚大な影響を及ぼすこととなります。 さらに、異動の取消し（消除）により、他の行政サービス、住基ネット（本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知）、出入国在留管理庁連携、団体内統合宛名等システムや他の業務システムに影響を及ぼすこととなります。 宛名番号は区市町村内部の都合で利用している番号であり、この番号の再付番のために、区民が保有するマイナンバーカードに影響を及ぼすことはあってはならないことと考えます。 当区は、異動入力の処理を外部委託しているため、標準仕様書の取り扱いでは再転入か否かの判断を受託事業者が行うこととなります。このため、委託業者が誤入力したものについて、職員が修正できる機能は必須と考えます。 標準仕様書第1.0版の意見照会の回答において、「御意見の場合については、4.6異動の取り消し（消除）により対応されたい旨、考え方理由に追記する。なお、個人番号カードの継続処理に関しては運用に関するものであることから、J-LIS・契約ベンダと調整の上対応されたい。」とされておりますが、カードの失効を回避する方法が示されていない以上、区民への影響が甚大となるため、宛名番号を修正する機能が必要と考えます。	委託業者が入力後、職員が確認して本登録するまでの間は異動の対象にならない（仮登録状態である）ため修正が可能である。そのため、対応なし。	対応なし
900	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者		個人番号、住民票コード又は在留カード番号が一致するか検索をかける際は、ワンクリックで処理できる仕様とする。	業務効率の向上	現在のベンダーにおいて検索画面を開き既登録を拾っているが、効率が悪いため。	画面要件については本仕様書において規定しないため、対応なし。	対応なし
2-906	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入	マイナポータルサイトからの転出入の予約情報の保存に関する記載がない	転出入の履歴はポータルサイト内への保存や保存期間を明瞭化することについて記載する	住民サービスの向上	ポータルサイトに履歴が保存されれば本人も確認できるが、ある程度保存期限を設けないと個人情報の洩れに繋がる。	マイナポータルの要件については本仕様書において規定しないため、対応なし。	対応なし
2-907	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入	転出証明書の読み取りはQR又はOCR等となっている。	QRコードに統一する。	業務効率の向上	全国的に機器の整備を統一した手法がよいと考える。	住民記録システム外のインフラの要件であるため、入力機器については指定しないことから、対応なし。 （「10.8CSV形式のデータの取込」参照） ただし、「転出証明書へのQRコードの印字」については、QRコード化する主体（転出地自治体）とそれを使用する主体（転入地自治体）が異なるため、印字は標準とする。	対応なし
2-1095	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	－	「任意により他市区町村への転出証明書の情報も取り込みが可能なこと。」を追記する。	住民サービスの向上	転出届時点の異動予定地と実際の異動地が異なる住民は一定数存在するため、その住民に対してもスムーズな転入処理をするためには本機能が必要と考える。	誤った市区町村を転出届で提出した場合、現状の特例転入と同様、本人が持参したマイナンバーカードを用いて転出地に転出証明書情報を請求する形式になるため、対応なし。	対応なし
2-900	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「転出・転入手続のワンストップ化にかかる転入届」の様式（案） ※原則、届出事項となっていない事項は様式化しない（例：通称、旧氏等）	※原則、届出事項となっていない事項は様式化しない（例：通称、旧氏等）は削除する。	業務効率の向上	転入時に入力すべき項目であり、住民票等に記載する事項となるため様式に記載するべきと考える。	法令にて規定されていない項目については本仕様書において規定しないため、対応なし。 また、当該情報は転出証明書には記載されているため取得可能である。	対応なし
2-1017	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「CSに通知された転出証明書情報をリアルタイム又は従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSとで連携できること。」と記載がある。	削除する。	業務効率の向上	「CSに通知された転出証明書情報を従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSとで連携できること。」は「【実装すべき機能】特例転入～」で記載されているため。 また「転出証明書情報をリアルタイムで取り寄せる」の意図が不明なため。	1段落目では転入情報の入力方法を規定し、3段落目は連携方法を規定しているため対応なし。 「転出証明書情報をリアルタイムで取り寄せ」ることについては、転出証明書情報を請求されずとも連携することを指す。	対応なし
2-561	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い」と記載。 案①転入予約については、導入するか否かを自治体を選択できることとする。 もしくは、マイナポータル上の予約手続きについて、マイナポータル独自の予約システムを利用するか、市独自の予約システムを利用するかを自治体を選択ができるようにする。 案②自治体独自の予約システムからマイナポータル上の予約手続きに連携できるような仕組みを汎用的に公開する。	自治体独自の予約システムとの兼ね合いについて、以下のとおり検討をお願いしたい。 案①転入予約については、導入するか否かを自治体を選択できることとする。 もしくは、マイナポータル上の予約手続きについて、マイナポータル独自の予約システムを利用するか、市独自の予約システムを利用するかを自治体を選択ができるようにする。 案②自治体独自の予約システムからマイナポータル上の予約手続きに連携できるような仕組みを汎用的に公開する。	住民サービスの向上	既に予約システムを導入している当市では、マイナポータルの転入予約が必須導入となると、予約の二重管理を避けるために現行の予約システムの停止を検討する必要がある。 しかし、マイナポータルの予約のみの場合、利用可能なのはマイナンバーカード所有者に限られるため、マイナンバーカードを所有していない市民に対する当市の住民サービスは低下する。 なお、マイナポータルからの予約であれば事前に転入予約者の情報を受領できるが、当該予約者が予約日に必ず来庁するとは言いきれないことから、事前の入力や準備が必ずしもできるとは限らない。そのため、マイナポータルの予約の方が手続き時間が短縮されるとは言い切れない。	ご意見を踏まえ、マイナポータル等、とする。	仕様書修正
382	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「一定期間経過後に、転出証明情報を消去できること。」と記載がある。	「住基システムに連携した転出証明情報は、一定期間経過後に消去できること。」へ修正する。	業務精度の向上	住基ネット上の転出証明情報は異動日から60日で自動削除される。標準仕様書の記述は住基システムへ連携された後のデータの扱いに関する記述と解釈した。「転出証明情報」という記載のみだと、住基ネット上の転出証明情報と混濁し、誤解を招く可能性があるため。	ご指摘を理解するため、下記に修正する。 「CSから連携された転出証明書情報は、一定期間経過後に消去できること。」	仕様書修正
2-1097	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「転出証明書情報を基に転入届に必要な情報を印字した上」	P318に記載された自由記載欄に表示できる項目があるのであれば、「その他、資格情報等も印字が出来ること」と修正する。 あくまでの転出証明書情報のみであれば、そのように明記するべき。	業務効率の向上	保持している資格情報など他に必要項目を印字することが可能であれば、手続きの範囲の拡張や手動記載の項目が増え、業務効率が上がるため。	印字する/しないも含め、自治体・ベンダによって判断いただく項目であるため、特に仕様書内では規定しないことから、対応なし。	対応なし
2-1096	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「入力処理が出来ること。」	「レイアウト項目に従った入力処理が出来ること。」と何を明示的にする。また、入力できる内容は、P316/318に記載された自由記載欄に表示できる項目が入力できるのであれば、その内容を記載すべき。	業務精度の向上	修正が出来ない場合、誤った記載の状態での印字になってしまったため。また、自治体任意の項目も入力できなければ、手動で記載出来ることになってしまうため。	入力処理は記載の通り、転出証明書情報になる。修正があると考えられることから、「転出証明書情報を基に転入の入力処理ができること」としているため、対応なし。 また、自由記載欄に表示する項目については住民記録システムへの入力は想定していない。	対応なし
2-1098	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	①CSに通知された転出証明書情報をリアルタイム又は従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSと連携できること。 ②③マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続きの時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。		業務効率の向上	①現行の住基ネットシステムでは二重登録を防ぐため、住基ネット上から一度転出証明情報を取り出すと他の市区町村が同じデータを取り出すことはできない仕様と認識している。転出予定地の市区町村で事前に転出証明書が出力された場合、転出先が他の市区町村に変更になった際には、異動者が改めて郵送またはオンラインで転出元市区町村にその旨の届け出を行う必要が生じると考えられたい。（機能要件の実装しない機能欄に既に送信した転出証明情報について、CSに手動で再送信できることと記載があるが、紙の転出証明を交付するのか、或いは二重登録の危険が生じるが実際に転入する市区町村でも取り込めるようにシステムの運用を変更し届出を不要とするのか。） ②転入届の多い都市部の市区においては、特に繁忙期に多くの転入予定者の転出証明書を出力していた場合、その中から窓口に来庁した転入者の転出証明を取り出し、毎日氏名順等に並べ替える作業が発生し、事務負担の軽減になるとは考えにくい。また転入予定者が別の市区町村に転入届を消滅した場合、異動者本人や転出元市区町村または実際に転入した市区町村から連絡がなければ、異動予定日から14日以内等の期間不要な転出証明書を抱えた状態になってしまう。 ③現行の特例転入同様マイナンバーカードを本人確認書類として届出を受け付ける場合、4桁の暗証番号の入力照合を行うのであれば事務負担の軽減につながらない。	①お見込みのとおり。現状の特例転入と同様、本人が持参したマイナンバーカードを用いて転出地に転出証明書情報を請求する形式になる。 ②転出証明書は出力する必要はない。転入届についても受付に来た時点で印刷することを想定しているため、対応なし。 ③本人確認方法については本仕様書では規定しない。	対応なし
167	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	4.1.1.3特例転入と4.1.3.4特例転入の記載順入れ替。	4.1.1.3特例転入と4.1.3.4特例転入	外部機関への対応	P164 4.1.3.4特例転入とP41業務フロー図にマイナポータルから転出元CSの間に、既存住基システム上に改修整備する「申請管理システム」についての記載があるが、4.1.1.3特例転入を先に見た場合、転入時CSへの転入情報がどのような経路で来るのか全く不明であるため。せめて、特定通信による申請管理システムの構築が必要である旨を4.1.1.3特例転入より前に記載していただきたい。	法令においても転入→転出の順で記載があり、特例転入の際には申請管理システムが直接関連しているわけではないため対応不要。	対応なし
2-1207	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	P.159【実装すべき機能】 法第24条の2第3項の規定に基づき通知がされた場合の転入届に、転出証明書情報を基に転入届に必要な情報を印字した上、出力できること。 【考え方・理由】 ※転入届の事前印字を行うための情報（転入届出先の支所・出張所名、転入届出予定日等）の入手方法等について一切触られていない。	P.160 【考え方・理由】 転入届を事前印字するための情報（転入届出先の支所・出張所名、転入届出予定日等）について、マイナポータルから入手できる情報を明記する。	業務精度の向上	マイナポータルから入手できる転入届を事前印字するための情報（転入届出先の支所・出張所名、転入届出予定日等）等が一切明記されていないため、転入届を事前印字する支所・出張所における事務の検討が行えません。マイナポータルから入手できる転入予約等の情報を明らかにしてくださるようお願いします。	転入届に印字する情報は転出証明書情報のみであり、マイナポータルから入手できる情報は印字想定がない。また、マイナポータルから入手できる転入予約の情報は住民記録システムに取り込む想定がないため、対応なし。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
2-599	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	転出証明書情報を基に転入届に必要な情報を印字した上、出力できることと記載がある。	特例転入のみならず、すべての異動事由について異動届の様式化を希望する。	業務精度の向上	本市では現在できるだけ届出人に「書かせない」ようにしているため、転出証明書を持参した転入届についても、転出証明書により情報を聞き取りし、聞き取り内容をシステムに反映後、異動届を出力して届出人に確認の上署名をいただいている。（今回変更になる特例転入と同様の方法）しかし、特例転入だけが異動届の様式化され、その他の届出について紙様式運用をベースとされてしまうと、「書かせない」窓口となり、デジタル化からは遠のいている。ぜひ、書かせない窓口とするため、本人確認書類のスキャンデータより、住民異動届を作成できるような仕様にしていただきたい。	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届についての様式は定めたが、その他の異動届について紙様式運用を強いているわけではない。その他の異動届の様式・方法については規定しないため、現行の運用を続けて構わないことから、対応なし。	対応なし
369	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.1 転入	特例転入時に転出証明書情報を従来の特例転入方式で情報を取り寄せできること。	従来の特例転入ではなく取得できる方法がよい。	業務効率の向上	カードの失効期日である60日以内に特例転出があったが、それを過ぎてから特例転入しようすると、カードが廃止になっているため、特例転入の情報が取得できない。	リアルタイムでの情報共有も可能としていることから、対応不要。	対応なし
2-997	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.1 転入	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に、転出証明書情報を元に転入届に必要な情報を印字した上、出力できること	「法第24条の2第3項及び法第24条の2第6項の規定に基づく通知がされた場合の転入届～」に変更し、事前準備時だけでなく、受付時に出力ができる機能を追加してほしい	業務精度の向上	事前準備することで時間の短縮化を図れるとあるが、特に繁忙期において、いつ来るか分からない届出の事前準備に時間をかけるほどの余裕はない。また出力した転入届の管理が大変。受付時の時間短縮を図るのであれば、事前準備の時ではなく、受付時に転入届が出力できる方が効率は良いと考える。	法第24条の2第6項については存在しない・・・受付時に出力する想定のため対応なし。	対応なし
2-807	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.1 転入	令和3年通常国会において、住民基本台帳法が改正され、マイナンバーカード所持者が、マイナンバーからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地区区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。	令和3年通常国会において、住民基本台帳法が改正され、マイナンバーカード所持者が、マイナンバーからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地区区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。	業務効率の向上	元の世帯がそのまま異動先でも新世帯となれば良いですが、別々の自治体から転入して同世帯になる場合等もあります。そのような場合世帯情報の確認（続柄）はできないため事前に準備を行うことはできません。（当区はこのような事例が多い）	誤記または不整合のため要対応	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-902	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「転出証明書情報の取得は迅速な伝送により実施される」の文言を追加。	業務効率の向上	特例転入について、ワンストップのための転出証明書情報取得のレスポンスは、お客様の待たせの時間を少なくする観点から速いことが望ましい。	機能として記載する必要はないため、対応なし。	対応なし
1079	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.1 転入	4.1.1.4 未届転入	「留意事項として未届転入である旨と転入前住所（未届）を記載すること。」の記載がある。	業務精度の向上	直近を含むのが明確でないため。	ご指摘のとおり、直近の転入前住所については転入前住所欄に記載をおこなうため、修正案を反映する。	仕様書修正
789	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.1 転入	なし	国外住所（国名）についても見届け前の住所地として入力ができ、それとは別で最終住民登録地も入力ができる	システム上の理由	法令ではないが、加除出版の住民記録の実務に、「帰国後一定日数を経過している場合、転入直前の国内の住所を未届地として記入する」とあるが、当区の仕様上、国外住所を見届け前住所とすることができないため、一定期間の滞在であっても国外転入で受けている。住民登録地ではないので、それとは別で国外住所を入力できる項目が必要であると考える。	「帰国後一定日数を経過している場合、転入直前の国内の住所を未届地として記入する」のであるから、国内の住所を入力することができれば問題ないと理解した。国外住所についての利用用途が不明であるため、対応なし。	対応なし
368	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.2 転居	4.1.2.1 同一住所への転居	「同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、転居として処理できること」と記載がある。	外部機関への対応	「別領域の家屋へ異動」とある「別領域」とは、別棟のアパート等を指すのか、別棟の新築物件（方書なし）を指すのか判断しづらい。後者の場合、市町村自治編集会編集の「窓口事務質疑応答集」第1章第4節届出中「同一地番内の住居移転と転居届の要否（957頁）」の回答と取扱いが相違すること	ご指摘のとおりであるため、「別の住居として取り扱うときには」といった旨の文章を追加	仕様書修正
496	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.2 転居	4.1.2.1 同一住所への転居	【実装しない機能】 同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、自動で備考欄に「同一住所への転居と記載できること	法令への対応	アパート内の部屋番号変更の場合は、転居とする処理をするため	アパートの部屋番号が異なる場合は同一住所とは言えないことから、明記する必要はないため、対応なし。	対応なし
698		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.2 転居	4.1.2.1 同一住所への転居		法令への対応	転居にあたるのか自治体毎で考え方が異なると思います。また、転居処理を2重に行う誤処理の可能性があるため確認のアラートを出してほしい。	考え方は統一するため、対応なし。 また、アラートについては同一住所への転居であっても履歴が残るため、既に登録したことの確認は可能であることから、対応なし。	対応なし
1004	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.3 転出	4.1.3.0.1 届出日以降の異動	【実装しなくても良い機能】 異動日が届出日以降の場合、届出日以降の世帯主又は続柄の管理ができること。	業務精度の向上	異動日が届出日以降の世帯主転出の場合、既存世帯の世帯主又は続柄の変更について、転出と同時に変更処理をしておかなければ、変更もれが生じやすい。	基本的には、届出日以降の世帯主転出の場合で、転出届と併せて世帯変更届を行う場合、届出日以前の実際に世帯主が変更した日をもって世帯主を変更することになり、変更処理を行わないことはないため、対応なし。	対応なし
595	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.3 転出	4.1.3.0.1 届出日以降の異動	【考え方・理由】 転出届は、あらかじめ届け出ることとされているため、届出日以降の日を入力できる必要がある。 【①】一方、世帯変更届は変更があった日から14日以内に届け出ることとされ、《届出日以降の》世帯主転出の場合で、転出届と併せて世帯変更届を行う場合、届出日以前の実際に世帯主が変更した日をもって世帯主を変更する。 【②】また、届出日以降の世帯主転出の場合に、転出届を提出する際に届出日以降の世帯主又は続柄を併せて届け出る場合、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日において、残る世帯の世帯主又は続柄を、住民が異動届に記載した世帯主又は続柄に職権で修正することも許容される。	業務精度の向上	左記修正前の【①】の内容は、届出日以前に世帯主が転出した場合のケースを説明したものであり、【②】の内容は、届出日以降に世帯主が転出した場合のケースを説明したものと見受けられます。そうだった場合、【①】の {} は「届出日以前の」が正当ではないでしょうか。	ご指摘理解するため修正案を反映する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-1099	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.3 転出	4.1.3.0.2 転出先入力	「市区町村のみの入力にも対応できること」と記載がある。	住民サービスの向上	当区では支援対象者が転出する際に転出先住所を都道府県まで入力して、転出先が特定されないようにしている。	転出証明書情報の送付先の判定のため、市町村コードが必須であり、市区町村名の入力は必須。都道府県のみを入力は不可。	対応なし
104	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.3 転出	4.1.3.0.2 転出先入力	なし	住民サービスの向上	当区では支援措置対象者がこれから支援措置を受ける可能性がある対象者の転出手続をする際、転出先住所を「不詳」などの記載ができること。	転出先の決まっていない状態では転出予定も定まていないため、対応なし。	対応なし
775	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.3 転出	4.1.3.0.3 転出証明書等	取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と実合できることとし、転出先住所、転出年月日に関しては存在しない住所となっていないか等のエラーチェックができること。	業務精度の向上	実合のみとするとエラーチェックをかける必要がないととれるため。また取り込みデータと既存データを選択できる仕様であるという誤解を招く可能性もあるため。正しい該当者、実態に即した異動であること、また転出データが正しいものとなるように必要な文言だと考える。	実合してエラーチェックを行わず、実態に沿わなくてよいという読み方はできないため、対応なし。	対応なし
2-872	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	-	住民サービスの向上	本人が転出先自治体にて転入手続きを実施するとき、事前に修正された内容が転入届に印字されるため、自身が申請した内容と異なってしまう。そのため、印字の際に、転出先自治体職員が転出元自治体にて修正されたことを理解しておく必要がある。	転入自治体に送付される転出証明書情報は、転出自自治体で既に本人の意思のもとで修正が完了しているものであるため、本人の意思と異なる転入届は作成され得ないことから、対応なし。	対応なし
916	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「マイナンバー等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を住民記録システムへ取り込むことができること。」と記載がある。	議会報告などへの対応	Q4【参考1】住民記録システム標準仕様書の改定についてP20に記載の機能要件と仕様書2.0版（案）の機能要件に差があるため。仕様書2.0版（案）が正しいのであれば修正前の記載からでは、ひたたりサービスのオンライン連携導入予定の団体（別途特定通信に必要な境界 F W、連携サーバ、申請管理システムを調達する）や自治体等共通SaaS基板を利用する団体が住記システムを調達する際の連携部分で支障がある可能性があるため。オンラインからの転出届を住記システムで取り込む手法について複数ケースがあるように見えるため、仕様書上で漏れないような文言にするべきかと思います。住記システムから見た時の取得先が 1. マイナンバー（API or ダウンロード機能？） 2. 申請管理システム（マイナンバー利用事務系に設置） 3. 申請管理システム（自治体等共通SaaS）のケースが想定されると推測しています。	下記に修正する。 「マイナンバー等 により申請された転出届の情報を、特定通信（「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年12月版）参照）により、マイナンバー利用事務系に設置した申請管理システム（「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【1.0版】」（令和3年7月総務省）参照）経由で住民記録システムへ取り込むことができること。」	仕様書修正
2-1018	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「取り込んだ転出届の情報と住民記録システム内の情報とで、氏名、性別、生年月日、住所、転出先住所や本籍地、世帯員間の続柄の関係性は正しいか、一部転出になる場合残る世帯員は正しいか、個人番号カードの交付の有無について実合できること。」の記載がある。	業務効率の向上	本籍地、個人番号カードの有無は転出届の記載事項ではないため。また、転出先住所や残る世帯員の確認は普通の転出の異動処理と同様のため。	下記に修正する。 「取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と実合できることし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付となっていないか等のエラーチェックできること。」	仕様書修正
2-1019	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動		4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「取り込んだ転出届の情報について、取り込んだ情報そのものか、住民記録システム内の情報との実合により届出内容を確認した後情報か、管理できること。」と記載がある。	業務精度の向上	どちらかの管理では修正前の情報が確認できなくなる恐れがあるため。	ご指摘理解するが、両方の情報を持たせるのではなく、履歴を保存しておけばよいため、下記文章を追加する。 「取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。修正の際には異動履歴を残した状態で修正すること。」	仕様書修正

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
2-1082	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と突合できることとし、」と記載がある。	マイナポータル上で入力した住所情報と転入先市区町村の住所情報をそのまま突合すると不一致（不存在）が多く検出されるものと思われるが、これを回避する手段を検討する。（突合方法もしくはマイナポータル上での入力方法を検討する）			マイナポータルとの整合性の担保の問題であるため、仕様書への反映は対応なし。	対応なし
304	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「転出先住所、転出年月日に関しては存在しない住所となっていないか等のエラーチェックできること。」と記載がある。	「転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出年月日に関しては存在しない日付となっていないか等のエラーチェックできること。」	システム上の理由	住民基本台帳ネットワーク上では、住所コードは最小行政区単位までしか保持しておらず、住所情報が全国で統一のものとならない限り、転出先住所が正しいかどうかの判断は転出元自治体では判断できないため	ご指摘を理解するため、「転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出年月日に関しては存在しない日付となっていないか等のエラーチェックできること。」に修正する。	仕様書修正
174	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「転出先住所、転出年月日に関しては存在しない住所となっていないか等のエラーチェックできること」と記載がある。	「存在しない住所」を「存在しない市区町村の町又は字の名称が使用された住所」に修正する。	システム上の理由	転出先住所について「○番○号」又は「○番地○」まで含めて存在の有無をチェックすることは不可能である。	ご指摘を理解するため、「転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていない日付となっていないか等のエラーチェックできること。」に修正する。	仕様書修正
2-1100	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	「転出先住所」	「転出先住所の最小行政区」に修正する。また、考え方・理由にその理由を追記する。	システム上の理由	しない場合、存在しない住所をどこまでエラーチェックするか不明確になる。また、目的が住基ネットに送付するために補正を最低限の機能とするなどを記載することで住所の完全補正を目的とするならば、自治体間で差が発生する住所辞書の課題や転入先自治体の最新の住所情報を取得する仕組みが必要になってしまう（上記補足意見）住基担当職員としては、転入時に新規入力すべき情報量がより少ない方が業務時間が短縮し、前住所のデータを引き継いだ方が精度も向上する。現在、個人番号カード所持者に限るとされる特例転入の条件を廃し、すべての国内転入入について、特例転入と同様に転出データ取込みを標準とすべきである。	「転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか」のエラーチェックとしているため対応なし。	対応なし
359	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装しない機能】 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した出」への切替えが可能であること。	【実装すべき機能】	業務効率の向上		仕分け観点より対応なし	対応なし
358	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装しない機能】 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した出」への切替えが可能であること。	【実装すべき機能】	業務精度の向上	個人番号カードの所持が受付時の届出人への聞き取りで判明しないケースがある。有効なカード保持者を確実に判別できるのはシステムだけであるので、切換え機能は必要と考える。	個人番号カード・住基カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合、「特例転入を利用した転出ではありませんので、住基ネット転出証明書データは作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。」等のアラートを発出することで判明可能と考えるため、対応不要。	対応なし
379	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装しない機能】に「通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること」と記載がある	【実装しない機能】から【実装してもなくてもよい機能】または【実装すべき機能】に変更する。 または【実装してもなくてもよい機能】に転出処理時カード保有者が存在する場合にアラートを表示する機能を追加する	業務精度の向上	考え方・理由において「『特例転入』は住民の届出手順が通常と異なり、住民記録システムの入口から分かれているのが一般的であり通常の業務フローでは「最初に個人番号カードの保有の有無を確認すると記載があるが『転出』手続きの時点で窓口を訪れている場合は個人番号カードの保有確認以外は通常の手順と同様となり、また「最初の転入届」時はカードを窓口にて提示する必要があるが転出時には保有していることを確認するのみであり、届出に来た者が対象者のうちにカード保有者がいることを失念する場合もあることから確実な確認を行えるようにするため。	個人番号カード・住基カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合、「特例転入を利用した転出ではありませんので、住基ネット転出証明書データは作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。」等のアラートを発出することで判明可能と考えるため、対応不要。	対応なし
2-1209	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	P.164【考え方・理由】 特例転入を利用した転出の届出を審査する際の前提となるマイナポータルの審査機能等の記載がない。	【考え方・理由】 マイナポータルによる特例転入を利用した転出の届出においては、転入届の特例が受けられる要件となる異動日、届出日及び届出期間等の審査については、マイナポータルにて実装することを明記する。	業務精度の向上	特例転入を利用した転出の届出においては、転入届の特例が受けられる要件となる異動日、届出日及び届出期間等の審査が必要です。これらの審査はマイナポータル上で実装すべきものと考えますので、特例転入を利用した転出処理の前提条件として、マイナポータルで実装が必要な機能等を明記していただくようお願いします。 また、マイナポータルで届出されて区市町村の審査の段階で転入の特例を受けられないことが判明した場合は、通常転入の届出に切り替えて届出人に転出証明書を郵送するための経費負担を求める必要がありますが、マイナポータルではそのような機能は実装される予定はあるのでしょうか。	マイナポータルにおける要件については当該仕様書の対象外となるため対応なし。	対応なし
2-1208	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	P.164【実装すべき機能】 特例転入を利用した転出に対応していること。 マイナポータルにより申請された転出届の情報を、特定通信（「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年12月版）参照）により、マイナンバー利用事務系に設置した申請管理システム（「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【1.0版】」（令和3年7月総務省）参照）経由で住民記録システムへ取り込むことができること。	【実装すべき機能】 マイナポータルにより申請され、受理された転出届の情報のみを住民記録システムへ取り込むことができること。	業務精度の向上	特例転入を利用した転出の届出においては、転入届の特例が受けられる異動日、届出日及び届出期間等の要件を満たす必要があります。 これらの要件を満たしていないものは通常転出として処理しなければならぬため、取り込むものと取り込まないものを判断する必要があると考えます。 また、特例転出から通常転出に切り替える事象が発生するため、通常転出であってもマイナポータルから取り込む機能の実装が必要になると想定されます。	マイナポータルにおける要件については当該仕様書の対象外となるため対応なし。	対応なし
2-904	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。	あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。	業務効率の向上	文言の修正はありませんが、CSとのインタフェース仕様書の変更をお願いいたします。 既存住基システム改造仕様書（インタフェース編）【暫定版4】第7.04版（令和3年5月）3-84 （3）転出証明書情報送信(838Y)（3/6）氏名ふりがな（氏名、漢字氏名、通称を含む）について条件によって設定されないとあるが、旧氏のフリガナ同様必須としてほしい。 「転出・転入手続のワンストップ化にかかる転入届」の様式（案）によれば原則、届出事項となっていない事項は様式化しない（例：通称、旧氏等）。とありますが、住民記録システム標準仕様書1.1.18 フリガナでは「氏名、旧氏及び通称については、フリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。」となっているため、転出証明書情報送信で任意項目になると都度ヒアリング、余白部分での対応をする必要が出てきてしまうため。	今後、住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手順書 既存住基システム改造仕様書（本編）を修正することを検討。 仕様書については対応なし。	対応なし
2-998	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	記載なし	特例転入を使用した転入の【実装すべき機能】として、以下の機能が欲しい ①申請データを自動で取込みができること ②取り込んだ情報を元に転出証明書情報を自動で作成できること ③転出証明書情報を作成した際の処理結果票（エラーチェックリストを含む）の作成・出力ができること ④エラー分については、確認後の再度作成・更新ができること	業務精度の向上	郵送や窓口と違い、オンライン申請の場合、申請が会ったという事実が認識されにくいため、オンラインの場合には「自動反映する仕組み」と「反映結果が確認できる仕組み」が欲しい	①～④について、仕様書内において実現想定であるため、対応なし。	対応なし
357	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	転出先住所、転出年月日に関しては存在しない住所となっていないか等のエラーチェックできること。	転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出年月日に関しては存在しない日付となっていないか等のエラーチェックできること。	システム上の理由	転出元自治体で、転出先住所が存在するかどうかをチェックするためには、全国が存在する住所をシステムが把握できなければならぬ。そのため、住所情報が全国統一のものにならないか、転出年月日に当該チェックはできない。その一方で、住基ネットでは最小行政区の単位までは住所コードを保持しており、転出先自治体が存在するかまではチェック可能と考えたため。	ご指摘を理解するため、「転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていない日付となっていないか等のエラーチェックできること。」に修正する。	仕様書修正
162	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）			業務効率の向上	必要に応じて転出証明書を任意出力できると。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。 について、 P165の考え方にもあるように、特例転出処理を行った者に転出証明書を交付することは合理的ではない。こうした処理を最小限に抑えるため、転出証明書への印字を「CS取出不可のため再発行」等にして、市町の抑制を図ることではないか。	仕分け観点方針に沿う。	対応なし
13	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理	（なし）	成年被後見人の転入通知を受理し処理を行った後、成年被後見人異動通知が自動で出力されること。	法令への対応	法令上定められた通知であるため、自動出力されることが必要である。	「9.4 成年被後見人」において「成年被後見人の転出があった場合、転入地区市区町村へ発送する通知書を作成できること。」を【実装すべき機能】としているため、出力可能であることから対応不要。	対応なし
1081	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理	「【実装すべき機能】」の記載がある。	「【実装してもなくても良い機能】」と修正する。	業務効率の向上	一般市区町村が大多数であるが、【実装すべき機能】に記載されると誤認しやすいため。	対応なし。 （原則と例外の記載）	対応なし
791	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理	【考え方・理由】 また、処理結果について文字化け…必要に応じて修正できることも必要である	【考え方・理由】 また、処理結果について文字化け…必要に応じて修正したり、更新を保留したりすることができることも必要である	業務精度の向上	転入通知到着後、更新前に、転入取消の連絡が入ることもある。必要に応じて対応できるよう、更新対象を個別で選択できる。また一括選択もできるようにしていただきたい。	転入取消しの連絡があつてから異動の取消しを行えばよいことから、対応なし。	対応なし
54	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理		住所は住所、方書は方書に入れて転入通知書を作成・送信すること。	業務効率の向上	ペンダーによって、CSを通して住所の一部として方書がついて転入確定通知書のデータが送られてくるため、その都度、どこからが方書が電話照会しなければならず、事務の手間である。	対応なし。 方書を登録管理できることとしており、住所の一部として取り扱うため	対応なし
1082	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.1.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理	「【実装すべき機能】」の記載がある。	「【実装してもなくても良い機能】」と修正する。	業務効率の向上	一般市区町村が大多数であるが、【実装すべき機能】に記載されると誤認しやすいため。	対応なし。 （原則と例外の記載）	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
596	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.1.4 転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧の作成	P.167【実装すべき機能】 国内転出で削除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着照会書及び転入通知未着者一覧を作成できること。（職権削除した場合についても、転入通知未着者一覧を作成できること。）	P.167【実装すべき機能】 国内転出で削除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を作成できること。（職権削除した場合について「は」、転入通知未着者一覧の「作成を年度を指定する等任意で選択できること」。）	業務効率の向上	削除された住民票の保存期間が150年とされたため、職権削除された者を常に出力対象とすると出力件数が年々増加することとなります。このため、職権削除された者については年度を指定する等、任意で出力できるように考慮する必要があるかと思いますので、「}」部のとおり「作成を年度を指定する等任意で選択できること。」としてはいかがでしょうか。	「}」書の職権削除した場合の取扱についての記載を削除	仕様書修正
151	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.1 世帯変更等	【実装すべき機能】 世帯・世帯主に関する変更（世帯変更等）として、1.2.2 に規定する異動事由のうち「世帯分離」、「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」の処理が行えること。	【実装すべき機能】 世帯・世帯主に関する変更（世帯変更等）として、1.2.2 に規定する異動事由のうち「世帯分離」、「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」の処理が行えること。 また、世帯変更・世帯合併を行う際、方書同一性確認を自動で行い、相違の場合はアラートで表示すること。	業務精度の向上	職員のオペレーションミスを無くするためにアラート表示がほしい。	方書が異なるケースが多くなことを踏まえると、方書が異なっている場合も同一であると誤認しやすいことが想定される。 ただし本内容は必ず修正が必要なおとから、エラーとし、当該項目への反映及び「11.1既ワ→アラート項目」において追加する。	仕様書追加
597	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.2 世帯主変更による続柄設定	P.168【実装すべき機能】 世帯主変更を行った場合、当該世帯の世帯員の続柄を変更できること。 【考え方・理由】 世帯主変更では世帯員の続柄が変更となることがある。	【実装すべき機能】 世帯主変更を行った場合、当該世帯の世帯員の続柄を変更できること。 【考え方・理由】 世帯主変更く（転入、転出、転居、世帯変更居等を含む）} では世帯員の続柄が変更となることがある。	業務精度の向上	世帯主変更による続柄設定は、転入、転出、転居、世帯変更居等の処理の際にも必要となる場合がありますので、「}」部のとおり、転入、転出、転居、世帯変更居等を含む旨を明記してはいかがでしょうか。	あえて記載する必要はないと考えられるため、対応なし	対応なし
1083	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.1 職権による住民票の記載等	「【考え方・理由】 市区町村長は、法第4章又は第4章の3の既定による届出があつたとき」の記載がある。	「【考え方・理由】 市区町村長は、法第4章又は第4章の3の既定による届出があつたとき」の記載がある。	業務精度の向上	誤記と考えられるため。	誤記または不整合のため要対応	軽微な修正（不整合、誤字など）
897	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.1 職権による住民票の記載等		なりすまし・虚偽の転出入が発生した場合における、ワンストップ時の市区町村間の相互協力・義務履行を求める旨の法令・事務処理要領の整備。	法令への対応	なりすまし・虚偽の転出入が発生した場合は、本人確認の不備を理由に、本人確認を行った自治体にその後の対応を偏任的に求められる怖れがある。ワンストップ後においても、虚偽の転出入時は調査対応の相互協力の要領を設けたい。	住民記録システム対象外となるため、対応なし。	対応なし
1085	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用	「戸籍法に基づく異動（例：出生、死亡、失踪）については、世帯構成員の戸籍の表示（本籍・筆頭者）を引用して入力できること。」の記載がある。	「出生については、世帯構成員の戸籍の表示（本籍・筆頭者）を引用して入力できること。」と修正する。	業務精度の向上	死亡、失踪で戸籍情報の入力は発生しないため。	次のとおり修正。 「戸籍法に基づく異動（例：出生、死亡、失踪）」については、世帯構成員の戸籍の表示（本籍・筆頭者）を利用して住民票の記載等ができること。」	仕様書修正
1084	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用	「本籍地市区町村から住民票記載事項通知（法第9条第2項）が送付された場合、それに基づいて住民基本台帳の戸籍の表示（本籍・筆頭者）の記載等を行えること。」の記載がある。	「本籍地市区町村から住民票記載事項通知（法第9条第2項）が送付された場合、それに基づいて住民基本台帳の記載等を行えること。」と修正する。	業務精度の向上	本籍・筆頭者だけでなく氏名など戸籍情報以外の項目修正も発生するため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
223	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用	本籍地市区町村から住民票記載事項通知（法第9条第2項）が送付された場合、それに基づいて住民基本台帳の戸籍の表示（本籍・筆頭者）の記載等を行えること。	「送付された場合」を「CSから受信した場合」に修正する。	法令への対応	デジタル手続法により、戸籍附票の住基ネット連携が開始され、9条2項通知もCSから受信される仕組みになる。特例転入の法改正には対応した標準仕様とするなら、こちらの法改正にも対応した標準仕様とすべき。	ご指摘理解するため、次のとおり修正。 ※ 9 条 2 項通知に加え、1 9 条 2 項通知も対象とする。 「本籍地市区町村から戸籍照会通知（法第19条第 2 項）及び住民票記載事項通知（法第9条第2項）をCSから受信した場合（4.2.0.6、4.2.0.8 参照）、それに基づいて住民票の記載等を行えること。」	仕様書修正
1086	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.5 申出を受けた職権記載等	「4.2.0.5 申出を受けた職権記載等」の記載がある。	前項との間に行を追加し、「4.2.0.5 申出を受けた職権記載等」と修正する。 【考え方・理由】 転居届と出生が同時にされた場合は、実例上、異動事由を転居届に基づき「転居」と記載することになっていため、出生の処理において転居と入力できる機能は不要。	業務効率の向上	見づらいため。	前項との間に改行が存在しているため、対応なし。	対応なし
718	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.2 出生	追記	【考え方・理由】 転居届と出生が同時にされた場合は、実例上、異動事由を転居届に基づき「転居」と記載することになっていため、出生の処理において転居と入力できる機能は不要。	業務精度の向上	出生転居も出生転入と同等の扱いをするため、出生転入の記載に追記しました。	ご指摘理解するため、転居届についても追加する。 「4.1.0.1届出に基づく住民票の記載等」の修正も併せて必要。	仕様書追加
332	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.2 職権削除	4.2.2.2 失踪	【実装すべき機能】 失踪届に基づく本籍地市区町村からの法第9条第2項の通知により、職権削除できるとし、異動事由として、職権削除等を入力できること。 追記	職権削除依頼対象者の管理・統計データ作成、他システムからの情報連携を行えないか。 4.2.2.3 実態調査 【実装すべき機能】 実態調査に基づき職権削除できるとし、異動事由として職権削除等を入力できること。 【考え方・理由】 実態調査の処理について、本仕様書では1.2.2（異動事由）に記載のとおり、職権削除等として扱うこととしている。	業務効率の向上	大阪市にて実装されている機能であり、実装を行えない事による業務効率、および市民サービスの低下を懸念しているため。	対応せず。 （庁内連携についてであり、仕様書として対応しない。）	対応なし
717	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.2 職権削除	4.2.2.2 失踪		4.2.2.3 実態調査 【実装すべき機能】 実態調査に基づき職権削除できるとし、異動事由として職権削除等を入力できること。 【考え方・理由】 実態調査の処理について、本仕様書では1.2.2（異動事由）に記載のとおり、職権削除等として扱うこととしている。	業務精度の向上	実態調査で職権削除するための記載が無いように思われるため記載しました。	職権による記載、削除、修正のいずれの場合でも、実態調査を伴う可能性があることから、対応なし。	対応なし
598	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	P.176【実装しない機能】 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できること。 【考え方・理由】 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できる機能については、法令上求められているものではなく、市区町村のニーズも低いため不要。	【実装しない機能】 「左記を削除」 【実装してもしなくても良い機能】 「住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できること。」 【考え方・理由】 住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できる機能については、「法令上求められているものではないが、事務処理要領第3-1-(2)-オにおいて、「法第17条に規定する記載事項のほか、戸籍の附票記載事由、世帯主の氏名等を同一の用紙に記入することは差し支えない。」とされ、戸籍附票に住居表示実施等の事由を記載している区市町村が存在することから実装してもしなくても良い機能とする。」	業務精度の向上	事務処理要領第3-1-(2)-オにおいて、「法第17条に規定する記載事項のほか、戸籍の附票記載事由、世帯主の氏名等を同一の用紙に記入することは差し支えない。」とされているため、当区では戸籍附票に戸籍附票記載事由（住居表示実施等の事由）を記載しています。 法第19条第4項通知において、戸籍附票の記載事由（住居表示実施等の事由）が不明の場合は、住所地に電話照会して附票に記録しています。 戸籍附票記載事項通知の詳細事項を住所地に強制できないため、実装してもしなくても良い機能として「}」部のとおり修正していただくようお願いします。	市区町村のニーズがあるとのため修正案を反映する。	仕様書追加
404	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	修正前	戸籍の表示の筆頭者も併せて修正できる	業務効率の向上	世帯主氏名変更の場合、筆頭者の氏名も修正が必要な場合がある	法的に必須ではなく、機能要件とする必要がないため、対応なし。	対応なし
727	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	【実装しない機能】の中で、「異動履歴を残さない上書き修正ができること」の記載と「異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること」の記載がある。	【実装すべき機能】または【実装してもしなくてもよい機能】とする。	業務効率の向上	当区において、現在使用している住基システム切替後ふりがなが修正対象者が多く存在し、履歴を残さない修正で対応している。すべて異動履歴として保持する場合、多数の履歴を保持する対象者が増え、異動履歴の検索の効率が下がる。	基本的にふりがな修正についても1回の修正であることが考えられ、多数の履歴に繋がらないと考えられる上、異動履歴を残さない修正を許容すると、修正に誤記があった場合元に戻すことができなくなるため、対応なし。	対応なし
152	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	【実装すべき機能】 誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。異動事由は、「誤記修正」とすること。誤記があった事項を、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること。	【実装すべき機能】 誤記があった場合、項目修正として、履歴を残さずに上書き修正ができること。 【上書き修正】を実装すること。	業務効率の向上	異動履歴と、証明履歴が異なることから混乱を招く恐れがある。 また、ミスに気を遣うあまり業務の効率が落ちかねない。 上書き修正とする上で、改善要望が2点ある。①点目が「上書き修正した履歴にチェック欄を設け、自動でレ点が入る。」後々、修正箇所をEUCで確認することができる。②点目が「戸籍附票通知電文の異動自由を「誤記修正」にする。」これにより上書き修正したことが通知電文でわかる。現状の処理では、転居なのか修正なのかわからない。	「住民記録システムにおいて、誤記に伴う修正を行い、それに伴う操作履歴を抹消等してしまうことは、住民記録情報の正確性・整合性確保等の観点から適切ではない（法上、住民票の記載事項に係る修正は、職権修正のみ）。」との整理から、対応なし	対応なし
2-1101		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	A案（住民票（原票）の記載事項に係る変更・修正については誤記修正の履歴も含め、すべて住民票に記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とする。）を採用とある。	A案採用については意見なし。ただし、理由に記載の通り、対応が可能であれば対応していただきたい。	業務効率の向上	仮登録（CSIにデータが飛んでいない）時点で印刷が可能になるなどダブルチェックできるシステムにすることで、懸念されている職員の心理的負担の軽減ができるのではないかと考える。（導入が予定されているログが残る画面ハードコピーは必要最小限にする必要があると思われるのが取得していいものなのか。）	「4.0.9四力確認・修正」において、「更新前（仮登録状態）には、20.0.1（様式・帳票全般）」に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。」としているため、対応なし。	対応なし
779	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	なし	修正できる項目の明記	業務精度の向上	当区では上書き修正できしか修正できない項目がある。例えば転出確定日の修正、法務省通知等による職権修正の異動日の誤りなどである。今後はカスタマイズは行わないことから、これら項目についても修正可能であることがベンダに確実に伝わるよう修正すべき項目を明記してほしい。	すべての項目において誤記修正は可能であることから、明記の必要はないため、対応なし。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
699		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正			業務精度の向上	住民票のその他の項目として整理されている情報については、誤記修正を行ってもよいのではないかと考える。 また、複雑な処理事例や誤入力などについてシステムが完全に対応できない場合に備えてメンテナンスの機能として保持すべきと考える。	すべての項目において誤記修正は可能であることから、対応なし。	対応なし
1087	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番	「また、住民票コードの未付番者及び変更異動の場合」の記載がある。	「また、住民票コードの新規付番及び変更異動の場合」と修正する。	業務精度の向上	誤記と考えられるため。	未付番で意味が伝わるため対応なし（そのあとに「新規付番用の～」とあるため言葉を変えていると思われる）	対応なし
1088	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.3 住民票コード通知票等	「住民票コードを新規付番し、変更し、又は修正した際に」の記載がある。	「住民票コードを新規付番、変更、又は修正した際に」と修正する。	業務精度の向上	誤記と考えられるため。	誤記または不整合のため要対応	軽微な修正（不整合、誤字など）
1089	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.1 法第30条の46 転入	「なお、転入前住所については空欄として登録できること。」の記載がある。	「なお、転入前住所については空欄も登録できること。」と修正する。	業務精度の向上	必ず空欄とするように認識するため。	法30条46の場合等空欄になるため、対応なし。	対応なし
1090	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.2 法第30条の47 届出	「国外転入に準じた情報が登録できること。」の記載がある。	「職権記載に準じた情報が登録できること。」と修正する。	業務精度の向上	在留資格の取得は基本的に転入前住所は入力しないなど転入よりも職権記載の異動に近いため。	応せず。あくまで届出に基づく記載であり、職権ではないため、対応なし。	対応なし
1091	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.3 帰化	「宛名番号」の記載がある。	「宛名番号、世帯番号」に修正する。	業務効率の向上	世帯番号を他業務で利用することがあり、宛名番号同様に引き継ぐようにするため。	ご指摘のとおりであるため修正する。	仕様書修正
1092	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.4 国籍取得	「宛名番号」の記載がある。	「宛名番号、世帯番号」に修正する。	業務効率の向上	世帯番号を他業務で利用することがあり、宛名番号同様に引き継ぐようにするため。	ご指摘のとおりであるため修正する。	仕様書修正
1093	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.5 国籍喪失	「宛名番号」の記載がある。	「宛名番号、世帯番号」に修正する。	業務効率の向上	世帯番号を他業務で利用することがあり、宛名番号同様に引き継ぐようにするため。	ご指摘のとおりであるため修正する。	仕様書修正
2-1102	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	「特別永住者を除き自動で取込ができること。」と記載がある。	「自動で取込がができ、任意のタイミングで更新処理ができること。」と修正する。	住民サービスの向上	特別永住者については、通知が到着しても即時で反映させるべきでない可能性があるため自動で更新されるのは困る。しかし特別永住者についても通知の取込は事前に完了させておくことで、速やかに任意のタイミングで更新処理をすることが期待でき、即座に新しい情報が記載された住民票を交付することが可能とな自動で取り込みできることは、通知の情報を住民基本台帳に自動反映させることを差すのでしょうか？	記載項目等が変更になる可能性もあり、必ず確認を要するため自動取込は対応なし。	対応なし
1014	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で通知内容を住民記録システムに保管でき、保管した内容を確認後に住民記録システムに反映できると出力でき、確認後に更新できること。	出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で通知内容を住民記録システムに保管でき、保管した内容を確認後に住民記録システムに反映できると通知内容の確認なしに反映させてよろしいでしょうか？	業務精度の向上	自動で反映させることを差す場合、更新後に通知に誤りがあった場合は、住民票の修正が都度発生する。	「自動更新や処理結果確認票の作成、通知日にかかわらず一覧を確認し取込ができる機能については、手動でも良いという意見もあるが、人口規模によって大幅な省力化につながるため市区町村からのニーズは高く、当該機能を記載することとした。」との整理のため、対応なし。	対応なし
837	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.7 入管法の住居地届出		【実装してもしなくてもよい機能】に追加 在留カードを所持しているが住民登録を行わない外国人（※）に対しても、住民記録システム上から市町村通知を作成・送信できる。 （※）…ホテルや研修施設などで一時滞在中の方であり、入管法では住居地届出の対象となるが住基法では住民登録の対象にならない者	業務効率の向上	住民記録システム上から市町村通知を作成・送信できない場合、入管貸与PCから直接入力となるが、通常1自体に1台しかないため効率が悪くない。（※）に該当する者も、技能実習生制度により近年増加しており、ニーズがある機能と考える。	住民登録を行わない外国人についての市町村通知については、住民記録システムの対象外であり、対応なし。	対応なし
153	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.7 入管法の住居地届出		【実装すべき機能】 在留カードを忘れた住民の異動入力をする際、住基法のための届出処理を記録できるようにする。また、市町村通知で住基法のための届出の電文処理を流せるようにする。 後日の事務処理として、住基法のための届出リストを印刷できるようにパッチ処理を設ける。	業務効率の向上	入官庁との電文処理で混乱を招く恐れがあるため、実装を求める。	実装すべき機能（「住基法・入管法」と「入管法」、「住基法」に区別し、市町村通知及び市町村伝達を送信できる」とされており、左記事例では、市町村伝達を実施することが可能。）において対応するため、対応なし。	対応なし
599	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	P.191【考え方・理由】 中核市長会ひな形における「世帯員の続柄を設定できること。」という機能については、本項目により、取消しによって元の状態に復元されることとしていることから、不要である。		業務精度の向上	A(主)、B(妻)、C(子)の世帯において、A(主)及びB(妻)が一部転出した後、B(妻)のみの転出取消があった場合、転出取消後の世帯では、世帯主C(子→主)とB(妻)が同一世帯になるため、B(妻)の続柄を(母)に修正するか、Bを(妻→主)にCを(主→子)に修正する必要がある。 また、世帯主の一部転出の取消のケースにおいては、転出取消後の世帯において世帯主が重複するケースが発生します。 例：A(主)、C(子)世帯でA(主)が一部転出しC(子→主)となり、その後D(主)の一部転入でC(主→妻)となります。この後にA(主)の転出取消を行うとA(主)、D(主)、C(妻)となります。このため、世帯員の続柄を設定できる機能は必要と考えます。 なお、異動の取消と同時に続柄変更を行うのではなく、職権修正により別途続柄修正を行う方式を採用する場合であれば、「復元した後、続柄を修正する必要がある場合」においては、職権修正により対応する。」等を追記してはいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、一部ののみ異動を取り消す場合においては復元だけでは対応できないケースもある。 異動の取消と同時に続柄変更を行うのではなく、職権修正により別途続柄修正を行う方式を採用するため、「復元した後、続柄を修正する必要がある場合」においては、職権修正により対応する。」旨を追記する。	仕様書修正
41	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	7.1.1 CS連携	7.1.1.1 CSへの自動送信	【実装すべき機能】に、「送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して送信できること」と記載がある。	「転出証明書情報」を削除する。 また、【実装しない機能】を追加し、「送信した転出証明書情報について、CSに再送信すること。」と記載する。	システム上の理由	転出証明書情報の再送信については、「4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）」で、【実装しない機能】に分類されており、誤認されるため。	対応せず。 （4.1.3.0.4 は「手動」でのCSへの再送信を実装しない機能としたのみであり、「自動」送信が排除されているものではない。）	対応なし
696		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	－	4.0.1 異動者			業務精度の向上	処理対象ではない対象者は選択できない仕様にした方がよいと思います。	処理対象でない対象者を事前に選択しておくことはできないことから、対応なし。 ※処理対象外の対象者は規定できるのが要確認	対応なし
1072	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	－	4.0.10 一括入力	「【実装すべき機能】」の記載がある。	「【実装してもしなくても良い機能】」と修正する。	業務効率の向上	一般市区町村が大多数であるが、【実装すべき機能】に記載されると誤認しやすいため。	対応せず（原則と例外の書き方）	対応なし
380	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	－	4.0.10 一括入力	【実装しない機能】に「現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更して入力できること」と記載がある	【実装しない機能】から【実装してもしなくてもよい機能】に変更する	業務効率の向上	【考え方・理由】に記載のあるとおり技能実習生として多数の外国人を受けいれている企業から一括して届出があった場合等部屋番号のみ変更して入力できる機能が無ければ事務処理に要する時間が増え窓口の業務が滞る恐れ及びそれにより職員の焦りからくる入力誤りが発生する懸念がある。『誤記への懸念等から不要とする意見が多かった』とあるが実務において本機能を利用することに起因する誤記が通常の入力手順における誤記に比して特段多いという事実はなく、逆に入力効率を向上することにより確認作業を落ち着いて行うことができるなどのメリットがあるものと	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
1013	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	－	4.0.10 一括入力	同一のシステム利用者が、複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容をほかの異動者にも適用することができること	世帯員の共通項目（住所や世帯主名、氏名の氏）等を入力する際に一度入力した内容を他の異動者にも引用できること。	業務効率の向上	上記のことを差しているのでしょうか？ 世帯単位で同一の入力項目を入力できることという意味でしょうか？ →上記をさしているのでなければ、業務効率の向上にあまり意味がないと思われる 申し訳ありません。どのようなことができる機能なのか理解しがねます。	理由に記載のとおりであることから、対応なし。	対応なし
1067	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日	「異動処理においては、異動日及び処理日を入力できること。 異動日は、初期表示としては空欄とすること。 異動日は、転出を除き、処理当日以前の日のみを入力できること。 処理日は、処理当日が自動入力されること。」の記載がある。	「異動日は、初期表示としては空欄とすること。 異動日は、転出を除き、処理当日以前の日のみを入力できること。 処理日は、処理当日が自動入力されること。」と修正する。	業務精度の向上	処理日を変更できてしまうと、実際に異動処理を行った日時の確認ができなくなってしまうため。 閉庁日に届のあった死亡は翌開庁日に入力を行っている。その前後で統計処理を行った場合、差異が発生するが、処理日を確認することで原因の確認が可能となるため。	【実装しない機能】として、「処理当日以外を処理日として入力できること。」と規定しているため、対応なし。	対応なし
836	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日		【実装すべき機能】に追加 一部転入など、既存の世帯に対する異動の場合、世帯が作られた日より前の日付を異動日に設定できないように制限すること。（例、4月1日に全部転入により作成された世帯に対し、異動日3月18日で一部転入しようとする、エラーとなる。）	業務精度の向上	世帯が作られた日より前の日付で一部転入処理等をしてしまった場合、世帯主が不在の期間が発生してしまう。 （例、4月1日に全部転入により作成された世帯に対し、異動日3月18日で妻として一部転入した場合、3月18日～3月31日の間は、世帯主不在で妻のみ世帯となる。） 国保税の課税など、世帯主が重要となる他業務への影響が懸念される。	対応なし。 （指摘の例は職権による世帯変更で対応すべき。）	対応なし
697		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日			業務効率の向上	処理日について届出日と同一とする場合、届出日を超える場合があります。（繁忙期にシステム稼働時間中に入力処理が終わらず、翌日に入力する場合があるため）	処理日は届出日と同一としないため対応なし	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
1068	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理	「【実装すべき機能】 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が1人となる異動の処理を行う場合は、職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行えること。また、その場合、4.0.5（世帯主変更依頼 頼通知書）の規定に従い、世帯主変更通知書を出力することができること。 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理を行おうとする場合は、アラートを表示し当該異動処理の前に世帯主変更を行うよう促すこと。 世帯主が不在となる世帯の他の世帯員について、4.1（届出）を含めた異動処理が行えること。 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理を行う場合は、引き続き、4.0.5（世帯主変更依頼通知書）の処理 が行えること。」の記載がある。	「【実装すべき機能】 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が1人となる異動の処理を行う場合は、職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行えること。 世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理を行おうとする場合は、アラートを表示し当該異動処理の前後に世帯主変更を行うよう促すこと。 世帯主変更を行わなくても当該異動処理を完了できること。 世帯主が不在となる世帯の他の世帯員について、4.1（届出）を含めた異動処理が行えること。 【実装してもしなくても良い機能】 職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行う場合、4.0.5（世帯主変更依頼 頼通知書）の規定に従い、世帯主変更通知書を出力すること ができること。 また、世帯主が不在となる場合、引き続き、4.0.5（世帯主変更依頼 頼通知書）の処理 が行えること。」	住民サービスの向上	転出前に世帯主変更を行うことで、転出証明書には変更後の世帯主名、続柄が記載され、除票にもその履歴が残るため、世帯主変更を異動後にするようなメッセージを可能とするため。 世帯主不在での異動処理が可能なこと、世帯主変更依頼通知書が一般市区町村においては実装しなくても良い機能であることがわかりにくいため。	対応なし。 （原則と例外の記載）	対応なし
722	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理	「世帯主が世帯からいなくなるが、残存世帯員が、…」と記載がある。	「残存世帯員」を「残存世帯員のうち15歳以上の者」とする。	業務効率の向上	残存世帯員が複数いる場合においても、新しい世帯主となり得る15歳以上の者が1人しかいない場合は、世帯主変更依頼通知書を出力せず職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行うことになるため。また、その際には、新しい世帯主とその他の残存世帯員との続柄についても修正できるとしたい。	世帯主に年齢制限はないため、対応なし。	対応なし
1069	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.5 世帯主変更依頼通知書	「【実装すべき機能】」の記載がある。	「【実装してもしなくても良い機能】」と修正する。	業務効率の向上	一般市区町村が大多数であるが、【実装すべき機能】に記載されると誤認しやすいため。	対応なし。 （原則と例外の記載）。	対応なし
9	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.5 世帯主変更依頼通知書	「世帯主が削除される前の状態で住民票上記載される最上位の世帯員」と記載がある。	「最上位の世帯員」に修正する。	業務効率の向上	新しい世帯主が設定されるまで、残った世帯の続柄は変わらないため。	ご指摘のとおり、世帯主変更依頼通知書については、新しい世帯主が設定されるまで残った世帯の続柄は変わらない。ただし、世帯主変更通知書については世帯主が変更されてから送付されるものであるため、どちらにも適用できる表現となるよう現在の表現にしているため、修正不要。	対応なし
1070	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.5 世帯主変更依頼通知書	「本機能は、一般市区町村においては実装しなくても良い」の記載がある。	削除する。	業務効率の向上	一般市区町村が大多数であるが、【実装すべき機能】に記載されると誤認しやすいため。	対応なし。 （原則と例外の記載）。	対応なし
2-1106	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.7 方書入力補助	【実装しない機能】方書から住所地番を候補として選択できること。	【実装してもしなくても良い機能】方書から住所地番を候補として選択できること。	業務効率の向上	実装しなくても業務進行上の支障はないが、方書により一意の住所を特定することは入力業務における省力化につながると考えるため。	複数自治体・ベンダより当該意見をいただいたため、修正案を反映する。	仕様書修正
186	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	「異動処理の仮登録及び本登録を行えること。異動入力した内容は仮登録状態として、審査後の決裁により本登録とする。 仮登録状態の情報では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業務（住基ネット等）連携 については、抑止される こと。」と記載が	審査後の決裁がされず、仮登録のまま本登録の状態にならずに当日の業務を終了した場合は、翌日に一覧表で出力されるよう修正する。	業務精度の向上	未決裁のために仮登録のまま、住民記録システムに反映されずに放置されることのないよう、一覧表の出力により確認できるようにすることで、業務精度の向上につながる。	「仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。」としており、画面上において確認ができるため、対応なし。	対応なし
1071	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	「仮登録一覧は、画面に表示され異動者 が選択できること。 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択 異動者及び入力支所等を単位とした一部） ごとに表示・本登録できること。ただし、全部本登録については、件数に上限を掛けることができること。」の記載がある。	「仮登録一覧は、画面に表示され異動届 が選択できること。 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択 異動届及び入力支所等を単位とした一部） ごとに表示・本登録できること。ただし、全部本登録については、件数に上限を掛けることができること。」と修正する。	業務精度の向上	「異動者」だと、2人での異動のうち1人だけ決裁できてしまうように誤認するため。	異動者は異動する者すべてを指す言葉であるため、対応なし。	対応なし
376	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	「仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。」と記載がある。	「及び、常時又は住民記録システム終了前に仮登録の異動処理が存在することを表示すること。」と追加する。	業務精度の向上	仮登録一覧での確認だけでは、仮登録の異動処理が存在するにもかかわらず業務を終了するおそれがあり、仮登録の異動処理が存在することをアラート等で表示される機能があれば防止できるため。	下記文章を追加する。 「また、常時又は住民記録システム終了前に仮登録状態の者が存在 することを表示できること。」	仕様書追加
1019	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	「仮登録状態においては、仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする」と記載がある。	「仮登録状態においては、証明書を発行しようとする『審査中ですが発行しますか？』画面に表示されるようにする」に修正する。	住民サービスの向上	転居届などの住所異動届の提出直後に、住民が新住所の記載された住民票の写しを請求した場合、仮登録状態で仮登録前データに基づく証明書が発行されると、住民票の写しの差し替えが発生することになるため、仮登録状態において証明書を発行しようとするメッセージが表示される等の気づきが必要であるため。	対応なし （仮登録前の状態であってもその時点では、仮登録前の情報に基づき記載された住民票である以上、仮登録前のデータに基づく証明書の発行を求められれば、交付せざるを得ない。）	対応なし
206	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	「仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする」との記載がある	「異動届の受付後、本登録が完了するまではいずれの証明書も発行できないようにする」に修正する	住民サービスの向上	異動届を行っている届中にも関わらず、コンビニ交付等で仮登録前の住民票等が交付された場合、本人の希望する証明書と異なるものが発行される可能性がある。本市では異動届後、窓口ではなく、コンビニ交付にて住民票等を取得する例も多く、異動届の入力が何らかの事情で時間がかかった場合、コンビニ交付が抑止されていなければ、本人の希望する証明書とは異なり、市民に多大な迷惑及び負担をかける可能性がある。また、時間外に戸籍届を提出した後に、日中に転出届等を提出した場合、異動受付（抑止）を行っておらず、仮に本人が戸籍届を行っている事実を伝えなかった場合、戸籍届出の情報がないまま異動届を受付してしまう可能性がある。 このため、仮登録中だけではなく、何らかの異動届が提出された時点で異動届を受付していることがわかるようにできる機能及び証明書の交付を抑止するための機能が必要と考える。 ※本市が使用しているシステムでは異動届が出れた時点で対象世帯に「異動受付」を登録することで、コンビニ交付での証明書交付を抑止するろにも、対象者をシステムで表示した際に何らかの異動届が行われていることがわかるようになっている。	対応なし （仮登録前の状態であってもその時点では、仮登録前の情報に基づき記載された住民票である以上、仮登録前のデータに基づく証明書の発行を求められれば、交付せざるを得ない。）	対応なし
149	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	【考え方・理由】 ～（略） 審査では、仮登録者の入力前データと入力後のデータが画面で比較表示でき、異動届もイメージデータが画面に表示でき、	【考え方・理由】 ～（略） 審査では、仮登録者の入力前データと入力後のデータが画面で比較表示でき、異動届もイメージデータが画面に表示でき、また、仮登録者のデータをもとに異動届が作成できる。	業務効率の向上	書かない窓口の考えに近いと思うが、仮登録データのイメージ画面ができるのであれば、異動届の印刷も行えるようにしてほしい。そうすることで、住民は確認・サインを行うだけで、異動届の記入は不要となる。	「（3）対象項目」において、「多くの自治体において住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳票（例：住民異動届等の届出書（法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届（余白欄以外）を除く。）、申請書）については規定しないこととした。」としているため、対応なし。	対応なし
726	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	【実装しない機能】の中で、「決裁では、決裁者の氏名や決裁日が登録管理できること」を仕様には含めないとの記載がある。	「決裁では、決裁者の氏名や決裁日が登録管理できること」を仕様には含むことができないのか。	業務効率の向上	「決裁」とは、異動情報入力後の更新の意であると認識しているが、入力決裁後に誤入力等が判明した場合、決裁者に確認を取っている。画面上表示しないことであるが、アクセスログにて操作者IDを確認する方法しかないのであれば、急を要する事態に対応できない。	ご意見等理解するため、【実装しない機能】から「決裁で…管理できること」を削除	仕様書修正
1007	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択異動者及び入力支所等を単位とした一部） ごとに表示・本登録できること。	仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択異動者及び入力支所等を単位とした一部） ごとに表示・本登録できること。さらに異動者ごとに個別決裁、一括決裁ができること。	業務効率の向上	繁忙期等住民異動処理件数が非常に多い時は、証明発行を求めるものだけ個別に本登録し、それ以外は空いた時間にまとめて本登録したいため、本登録が完了していないものだけを一括で本登録できる機能を実装してもらいたい。	自治体・ベンダとの協議の末、現在の仕様（＝一括決裁については盛り込んでいない） となっているため、対応なし。	対応なし
298	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	記載内容全て。	記載内容すべて削除。	住民サービスの向上	現在当庁では、窓口にて交付システムを設置している。資料示のシステムとデータ連携している。 イメージとしては、受付窓口でシステムを用いて異動受付と入力をし、その内容を基幹系のシステムにデータ連携させ、受付内容等を画面上で確認し更新する。 ＜イメージ図＞ 受付・入力 → 審査・更新（システム画面上） → 予備審査（紙面上） これは市民の滞在時間を短くできており、大変好評を受けている。 しかし仮登録および本登録の方式をとることで、市民を待たせる時間が増え、市民サービスの低下につながると考える。 ＜標準化システムイメージ図＞ 受付・入力 → 仮登録 → 本登録・審査 → 予備審査	対応せず。 （総合受付システムは、仕様書の範疇外）	対応なし
325	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	実装すべき機能として、仮登録中には証明発行ができず、仮登録前の状態で証明を発行するととの記載がある。	修正前の記載に加えて、実装してもしなくても良い機能として「同じ受付の中でのみ、仮登録中に仮登録後の状態で証明を発行できる」との記載を追加する。	業務効率の向上	本市では、住民異動届や戸籍の届出と同時に住民票の写し等の請求がある事例が非常に多く、現状においても同じ受付に限定して仮登録中に証明書を発行しており、効率的な業務運営に必要と考えるため。	対応なし （仮登録前の状態であってもその時点では、仮登録前の情報に基づき記載された住民票である以上、仮登録前のデータに基づく証明書の発行を求められれば、交付せざるを得ない。）	対応なし

No	発出者	対象資料					修正前	修正後	区分	修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③				理由			
372	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	【実装しない機能】 転出予定者が存在する世帯について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。	【実装実装すべき機能】（もしくは【実装しなくてもよい機能】） 転出予定者が存在する世帯について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。	外部機関への対応	実例として、すでに転出先市区町村で転入手続きを済ませているにもかかわらず、転入通知処理のタイムラグにより、同一人物の住民票がそれぞれの市町村で存在することとなり、住民票の提出を受けた関係機関等との調整に混乱をきたしたケースがあった。このようなことから、交付時に再確認するためにもアラートは必要と考える。	「証明書の発行時、転出予定者が存在する場合に、転出予定者が存在する旨のアラートをカスタマイズ実装する市区町村もあるが、転出予定者がいても証明書発行時点では他の世帯員と変わらず住民であり、証明書において他の世帯員と扱いが変わることはないので、そのような機能は不要である。」との整理のため、対応なし。 ※提示されているケースもかなり稀であると考えられる	対応なし	
992	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	【実装すべき機能】の文章中、「証明書の様式については、第4章に定める様式とすること。」との記載がある。	「第4章」を「第5章」に修正する。	業務精度の向上	記載誤りであるため。	誤記または不整合のため要対応	軽微な修正（不整合、誤字など）	
327	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	考え方・理由に、一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申出があった場合にも、こういったケースへの配慮は記載事項証明書で対応可能であり、住民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨を認証文により示すニーズがあると考えられるため、「…世帯全員の住民票の原票と相違ない」という認証文は維持するとの記載がある。	実装してもしなくても良い機能として「住民票の写しの認証文には、一人世帯の場合には『世帯全員の』を含む、含まないを選択することが可能」との記載を追加する。	住民サービスの向上	本市では、現状において一人世帯の方から住民票の写しの請求があった場合、使用目的・提出先に応じて「世帯全員の」を認証文に含む・含まないを選択して発行している。大都市においてはプライバシー保護の必要性が高く、住民の個人情報に関する意識も高いため、現状の取扱いを継続する必要があると考えるため。	対応なし。 （世帯形式での証明書であれば、当然に世帯全員の写しを出さざるを得ない。個人票の写し又は記載事項証明の形で対応すべき（なお、いずれについても今回の標準化によってフォーマットは統一されることとなるため、認証文からは、一人世帯か否かは判別されない。）	対応なし	
968	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	住民票の証明事項のうち、法でいう基礎証明事項以外については、省略指定を可能（省略がデフォルト）とする。	住民票の証明事項のうち、法でいう基礎証明事項及び市内転居における従前住所と転入確定通知があった者の除票における転出先住所（確定）以外については、省略指定を可能（省略がデフォルト）とする。	住民サービスの向上	市内転居における従前住所と除票における転出先住所（確定）については、市民からの需要が高いため、法の基礎証明事項には該当しないが標準で証明事項とすべきと考える。また、現状、コンビニ交付では履歴事項の証明に対応していないため、上記証明が取得できなくなる点も問題となる。	市民から需要があった場合に掲載すればよいため、対応なし。	対応なし	
106	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項		証明書が複製にわたる場合は、最終ページのみに 認証文 が印字されること。	「最終ページ」を「最終ページまたは先頭ページ」に修正する。	システム上の理由	当市では同一世帯の複数人の住民票をまとめて発行する際、先頭ページに認証文が印字されているため。	多くの自治体にメリットがあると考えにくいことから、修正は不要。	対応なし	
922		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.2 世帯員の並び順		○第2順位 世帯主の子の家族が世帯内にいる場合は、…	○第2順位 世帯主の子の家族（複数人）が世帯内にいる場合は、…	システム上の理由	現行システムでは、続柄「子」が戸籍届があり筆頭者发生变更になり、家族構成がないのに第2順位に変わるベンダーがあります。順位がはっきりするように修正を望みます。	第2順位において「世帯主の子の家族が」と記載があり、また第1順位において「世帯主の子（第2順位に属する者を除き〜）」と記載があるため、家族＝複数人であり複数人でない場合は第1順位になることは明確であることから対応なし。	対応なし	
714	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.3 フリガナ	—	ZHANG YULIN 張 玉蓮（チャン ユリン）	ZHANG YULIN（チャン ユリン） 張 玉蓮（チャン ユリン）	業務精度の向上	1.1.2外国人住民データの管理に氏名（漢字）氏名（アルファベット）があり、両方にフリガナを付けた時の表記が有ると分かりやすいと思います。	対応なし（十分な用例となっていると認識）	対応なし	
1094	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.4 方書の記載	—	「省略することが求められている場合を除き、」の記載がある。	削除する。	業務精度の向上	【考え方・理由】に「必ず記載すること」とあり、矛盾するため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。 （※住民記載事項証明等で省略を求められた際には対応が必要と想定していたが、当該措置は混乱を招くため、統一的に省略は対応しないこととする。）	仕様書修正	
600	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.4 方書の記載	—	P.198【実装すべき機能】 住所等に方書が含まれる場合は、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書の交付請求において、省略することが求められている場合を除き、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。		業務精度の向上	5.4方書の記載P.198においては、住民票記載事項証明書等において省略できる旨が示されていますが、20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書P.293においては、方書の省略については特に記されていません。住民票記載事項証明書等において方書の記載を省略する機能を実装するのであれば、標準仕様書20.1.2に明記すべきではないでしょうか。	方書の省略は対応しない（＃1094）ため、対応なし。	対応なし	
2-1110	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	—	「指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること」と記載されている。 また【実装しない機能】に「都道府県名の印字を省略できること」と記載されている。	「都道府県名については省略できること」に修正する。 また【実装しない機能】については削除する。	住民サービスの向上	区の名称として「東京都」は含まれていないため、住民票のみ含めた標記にすると、他の区の書類と標記が異なるため、区民の混乱を招く恐れがあるため。	「指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている市区町村もあるが、分科会における議論の結果、いずれの場合も都道府県名は省略しないこととして取扱いを統一することとした。」と整理していることから、対応なし。	対応なし	
603	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	—	P.199【実装すべき機能】 ただし、個人番号カード等のカード券面に印字する公印についてのみ、赤色又は黒色の選択ができること。	【実装すべき機能】 〈左記を削除〉 【実装してもしなくても良い機能】 【個人番号カード等のカード券面に印字する公印についてのみ、赤色又は黒色の選択ができること。】	システム上の理由	カード券面に印字する公印について、赤色での公印印字に対応できないカード券面プリンタの機種が存在するため、実装してもしなくても良い機能にしてはいかがでしょうか。	対応なし。 （黒・赤選択可能）	対応なし	
159	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	5 証明	5.8 文字溢れ対応	—			業務効率の向上	（上記対応は、全体的・長期的な対応とし、）当面は、外字を住基システムの標準文字としてあらかじめ登録できないか。	自治体・ベンダとの討議の末、現在の仕様となっているため、対応なし。	対応なし	
1053	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	6 統計	6.1 統計	—	「毎年、総務省通知（平成26年12月25日付け総行住第136号）に基づき総務省が実施している「住民基本台帳関係年報」の調査項目である、人口、世帯、転入、転出の件数等の算出やその検証のための統計機能を有していること。」という記載がある。	「「住民基本台帳長人口調査」（毎月調査）のための統計機能を有していること。」という記載を追加する。	業務効率の向上	月次処理についても対応して欲しい。	実装すべき機能の定義は考え方・理由の通り統計機能・報告のためであるため、それ以外の細かな要件は追記しない。	対応なし	
934	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	6 統計	6.1 統計	—	都道府県独自の調査等への対応についてはEUC機能により、各市区町村職員がデータの抽出を行うことを可能とし、統計機能としては記載しないこととしている。	「都道府県独自の調査等への対応については、都道府県独自の様式を廃止し、全国統一様式にした上で機能を実装する。」若しくは、都道府県独自の調査様式を【実装してもしなくてもよい機能】としていただいた	業務効率の向上	EUCで出力してから各調査様式に対応することになる場合、明らかに業務効率の低下となるため。	全国統一様式への統一は関係省庁・各都道府県との合意など現時点で方針が出ていないため、対応しない。	対応なし	
3	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	6 統計	6.1 統計	—	毎年、出入国在留管理庁が実施している「中長期在留者住居地届出等事務に関する定報告」の調査項目を算出するための統計機能を有していること。	「中長期在留者住居地届出等事務に関する定報告」の調査項目を算出するための統計機能を有していること。また、推計人口を算出するために、国勢統計区別の自然動態、社会動態の統計機能を有していること	システム上の理由	ほとんどの自治体で推計人口を集計するために、住民記録システムから人口動態を把握しており、標準仕様書に定義することで、EUC等での開発工数が必要なくなるため、	考え方に記載の通り統計に関する仕様は国への統計報告に関するもののみとし、それ以外は各自治体にてEUCの機能で出力頂く想定。 また戸籍業務システムで人口動態調査機能があり、人口推計はそれらを活用頂くとし対応はなしとする。	対応なし	
444	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	6 統計	6.1 統計	—		異動事由別増減表、人口世帯集計表、年齢別人口集計表、人口ピラミッドを旧市町村（地区）毎に集計できるように機能を追加する。	業務効率の向上	市独自の集計ができるようカスタマイズされているので、現在使用している集計がそのまま出来るようにしたいため。	理由及び独自カスタマイズ仕様から標準仕様書に反映しない	対応なし	
700		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	6 統計	6.1 統計	—			業務精度の向上	統計機能として実装することとした2つの統計処理については、1つの処理実施で提出が必要なデータが完成してほしい。定例処理のため業務効率を図ってほしい。またシステムにより統計での考え方が異なっているため合わせて整理してほしい。	実装の仕方については指定しない。	対応なし	
901	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.3 カード管理状況		マイナンバーカード交付と同時に再申請用の申請書IDが付番されることとする。	業務効率の向上	現在は、マイナンバーカード交付後、再申請があった場合に備えて逐一申請書IDを付番しているが、非効率のため。	実際に再申請があつてから付番されるものであると考えため対応無しとする。	対応なし	
2-1112	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.1 CSへの自動送信	【実装すべき機能】に、「送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して送信できること」と記載がある。	「転出証明書情報」を削除する。 また、【実装しない機能】を追加し、「送信した転出証明書情報について、CSに再送信できること。」と記載する。	システム上の理由	転出証明書情報の再送信については、「4.1.3.0.4特例転入を利用した転出（転出・転入手続きのワンストップ化に伴う改正）」で【実装しない機能】に分類されており、誤認されるため。	対応なし。 ＃ 4 1 に対応	対応なし	
604	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.1 CSへの自動送信	P.206【実装すべき機能】 ・住民基本台帳ネットワークシステム統一文字（以下「住基ネット統一文字」という。）との変換が管理できること		システム上の理由	全国の基幹業務システムの標準化により、原則として標準システムで使用する文字セットが「文字情報基盤」に統一化される方向性であることから、住基ネットで使用する文字セットについても、「文字情報基盤」に統一すべきと考えます。 住基ネット統一文字コードは、標準仕様で規定される「文字情報基盤」より縮退する必要があり、住基ネット統一文字コードで表示・印字することが出来ないものは残存外字として文字デザインを直接流通させる必要があり、住記システムを「文字情報基盤」に統一したとしても、引き続き文字コード変換テーブルを作成して対応しなければなりません。 全国の住民記録システムが「文字情報基盤」に統一化される方向性にあることから、住基ネット統一文字コードを残存させる必要性はなくなるため、住基ネットシステムを「文字情報基盤」に対応すべきと考えます。	住基ネット側の仕様変更であるため、要望として伝える必要ありと想定	住基仕様書修正範囲外	
801	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.2 整合性確認	エラーリスト（紙のみ）はCSでのみ印刷され	エラーリストをデータで出力できるようにする。	業務効率の向上	紙でしか出力できない仕様はペーパーレス化の流れに逆行しており、資料として散逸する可能性が高い。	CS側の仕様修正が必要。	住基仕様書修正範囲外	
1000	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.3 カード管理状況	「住民記録システム標準仕様書（案）【第2.0版】」に記載なし	【実装すべき機能】に「住民記録システムとCSの疎通確認が住民記録システムにてできること。」を追加する。	システム上の理由	業務開始前にCSが自動で立ち上がらなかった際は、手動立ち上げ後、出生等マイナンバー・新規附番関係業務が実施可能な状態か、住民記録システムとCSにて疎通確認を行う必要があるため。	下記文章を追加する。 「・CSとの疎通状況を確認できること。」	仕様書追加	

No	発出者	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
994	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	「住民記録システム標準仕様書（案）【第2.0版】」に記載なし	【実装すべき機能】に「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納有無の状況について CS連携できること。」を追加する。	住民サービスの向上	届出受付業務を実施する窓口（以下、届出受付窓口）において、業務空間の大きさから統合端末を設置できない状況がある。この場合、署名用・利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納有無を確認するため、カード管理システムを使用する際には、届出受付窓口とは別の場所に設置されている統合端末に職員が移動する必要がある。また、統合端末は限られた台数であり、複数の使用者がいる場合には待機時間が発生する。届出受付窓口にある住民記録システムで格納有無の確認が可能であれば、設置場所への移動や、待機時間を無くし、届出受付窓口における届出人の待ち時間を短縮できるため。	対応なし。 （実装しない機能として整理している。	対応なし
154	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	一般市区町村においては、個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書の出力や、異動内容等の情報のカード券面プリンタへの出力に関する機能を実装しなくても良い。	一般市区町村においても、個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書の出力や、異動内容等の情報のカード券面プリンタへの出力に関する機能を実装すること。	住民サービスの向上	昨年から、取得率が大幅に増加しているため、異動に伴うカード所持者が非常に多い。一般市区町村においても中核市と同様の取り扱いをお願いしたい。 異動完了後に、券面プリント画面に自動機維できる機能を要望する。別画面へ職員の操作が必要となれば、時間ロスと操作ミスが生じるため、業務の効率化が図れる。また後日記載に来た場合も、カードの券面未追記の内容については、検索により印字画面を呼び出し、カードの追記が行えるようにすべき。	不要な団体への配慮であり、必要とする団体の要求を阻害するものではないため対応しない。	対応なし
1017	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。	券面事項印刷プリンタの印刷機器側の仕様も統一する。	業務効率の向上	既に印字されている場合、券面印字プリンター上、何文字記載可能かどうかは目検で確認し、手入力とするのか。 カード券面状態をスキャナー等で解析できるのか？ 導入する券面プリンタの仕様次第で仕様がぶれるため	プリンター出力機能の定義自体も行わないため対象外とする。	対応なし
51	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	住基カード及び個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。	住基カード及び個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。加えて、個人番号カードの交付前設定の状況についてもCS連携できること。	住民サービスの向上	個人番号カードを申請し受け取らずに転出する方がおり、転出してから個人番号カードを受け取りに来て、個人番号カードの廃止が判明することがある。住基とCSの両方を確認すればいいが、窓口混雑時には大変である。	申請中に転出された場合は必ず転入先で申請し直す必要がある。申請済みであることを転入先で把握した場合でも、申請が必要であることは変わりないため、申請済みである旨を共有する必要はない。よって、対応不要。	対応なし
1016	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。	券面事項印刷プリンタの印刷機器側の仕様も統一する。	システム上の理由	各ベンダーのプリンタごとに仕様が異なるのではないかと？ その場合、全券面事項プリンタに合わせた印刷指示機能を作成しなければならないのか？	プリンター出力機能の定義自体も行わないため対象外とする。	対応なし
701		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況			業務精度の向上	カードの券面記載について、改行位置の指定ができた方がよい。	「印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。」で対応できると想定される。	対応なし
390	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード管理システム連携	「CSから送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を自動送信する機能」を設ける。」と記載がある。	「J-LISからCSへ送信される更新対象者のデータを取り込み、住民記録システムと突合し、送付先情報を自動送信する機能」を設ける。」と修正する。	住民サービスの向上	元の記述だと、複数のベンタからJ-LISがCSから取り込むインターフェイスを用意していないので、住民記録システムに安全にデータを取り込む方法がない。との回答を受け、実質行うことが不可能である。CSから住民記録システムへ更新対象者のデータを取り込む部分についても記述して欲しい。（申請書1Dがついていない住民に対して、送付先情報が送信されない、通知にQRコードが記載されず、住民に不便をかけることになる。）	表現については対応なし。 ただし、J-LISからCSへ送信される更新対象者の送付先情報については、住民記録システムに取り込まずに確認する方法もあることから、住民記録システムへの取り込みや同システムとの突合、送付先情報の自動送信については、【実装してもしなくてもよい機能】として整理する。	仕様書修正
388	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード管理システム連携	「個人番号カードの送付先情報のCSへの連携については、異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。」と記載がある。	「カード個人番号カード管理システムより受信した送付先情報突合結果通知において、突合結果区分が「再作成依頼」となっているものについて、送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。又、突合結果区分が「交付取りやめ」となっているものについて、通知書が自動で作成できること。」と加える。	業務効率の向上	20.0.1 様式・帳票全般 の中に「送付先情報突合結果通知」とあるが、本文中に記述がなかったため。交付件数も増え、1件ずつ手入力で送付先情報を作成したり、通知書を作成するのは非常に効率が悪い。技術的に可能と思うので実装して欲しい。（1件5分と考え、月に200件あったとして、1人の職員が毎日1時間行う必要がある。）	個人番号カード関連事務はご指摘の通り今後も増えと想定されるが、現時点では帳票が実装してもしなくても良い機能であることから、機能も実装してもしなくても良い機能として、左記の機能を追記する。	仕様書追加
387	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード管理システム連携	「個人番号カードの送付先情報のCSへの連携については、異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。」と記載がある。	「異動」を「異動、及び交付」に修正する。	業務効率の向上	個人番号カード交付後、送付先情報を作成しないと、個人番号カード有効期限切れ通知書にスマホ申請に必要なQRコードが記載されない。交付件数も増え、交付した者全員を1件ずつ手入力で送付先情報を作成するのは非常に効率が悪い。技術的に可能と思うので実装して欲しい。（1件5分と考え、月に1万件交付があったとして、8時間勤務の職員が毎日1人が専任で1日中行う必要がある。）なお、住基ネットで個人番号カード交付により、カード運用状況のステータスが「運用中」になったときに送付先が連携される仕組みでも、当意見の内容は充足するため、いずれかのシステムで実現されたい。	異動の概念の方が交付より広いため、対応なし。	対応なし
179		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード管理システム連携	番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる居所を送付先として設定できること。	削除	法令への対応	現在、番号通知書類の送付先は「原則」現住所となっているが、転送を不要とする申出の申請を受理した場合を想定しているのか。それとも今後法改正が行われるのか。	特別な事情がある場合、現住所以外への送付も考えうするため、対応なし	対応なし
45	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	「【実装しない機能】番号法の「団体内統合宛名 システム」で付番された「団体内統合宛名番号」を取り込むことができること」	同左（修正なし）	業務精度の向上	住民記録システムとしては実装しなくても良いことは理解するが、今後標準仕様の出てくる予定のマイナンバー利用事務(児童手当など)には必須の機能であるため、「住登外宛名システム」には必ず実装されるように働きかけを行っていただきたい。	税？のシステム対応であるため、本仕様書の対象外とする。	対応なし
547	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	【実装しない機能】番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された 団体内統合宛名番号」を取り込むことができること。	左記を【実装すべき機能】に変更	業務効率の向上	業務システム側が団体内統合宛名番号を取り込まないことで、以下のような状況が生じた際に、自動的な修正ができず運用負荷が生じていることから、団体内統合宛名番号を取り込む機能を実装するとともに、副本の再登録処理を自動化してほしい。 ○ある方について、他システムが住登外として作成したのち、その方が転入し、新たな宛名が作成された場合を想定する。 1. 住登外宛名として、宛名番号（a）と団体内統合宛名番号（A）が付番され、情報提供用個人識別行号（以後、「符号」という）が取得される。 2. その方が転入すると、住民記録システムにて新たな宛名番号（b）が、団体内統合宛名システムにて団体内統合宛名番号（B）が付番される。同時に符号取得要求が行われるが、すでに団体内統合宛名番号（A）で符号がとられているため、団体内統合宛名番号（B）では符号を取得することはできない。 3. 転入処理を行った日に副本登録（宛名番号（b）＋特定個人情報）が行われる。この際、団体内統合宛名システム側で宛名番号（b）が団体内統合宛名番号（B）（符号未取得）に変換されて登録される。しかし、団体内統合宛名番号（B）では符号が取れていないため、この副本情報を外部に提供することができない。（「情報なし」として回答させていただきます。） 上記のため、当自治体では、団体内統合宛名システムで名寄せを行い、宛名番号（b）と団体内統合宛名番号（A）を紐づけを行っている。紐づけ後に、再度、副本登録（宛名番号（b）＋特定個人情報）を行うことで、団体内統合宛名システムで符号が取得されている団体内統合宛名番号（A）に変換がかり、正しく副本登録がされることになる。この運用は非常に煩雑であり、情報連携の仕組みをよく理解できていないと対応できないため、他自治体でも課題になっているものと考えている。団体内統合宛名番号を取り込むことができれば、団体内統合宛名番号が変更された場合の副本再登録も自動的に行うことができるため、機能として実装してもらいたい。	対応なし。 （団体内統合宛名システム内での紐付けで対応すべき内容、住記の範囲外） （参考） 本件については 住登外の 団体内統合宛名番号を「1」、転入時に改めて振られた 団体内統合宛名番号を「2」とした場合「1」と「2」の紐付けができていないため、「団体内統合宛名システム」から取り込める機能をご要望されているという解釈だが、「団体内統合宛名システム」から取り込んだとしても、団体内統合宛名番号「1」と「2」を紐づけるためには、別途「個人番号」が必要になる。しかし、住登外の方の「個人番号」を持つことが住基システムで許されないのでは、という課題がある。	対応なし
381	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	住基システムとの整合性は7.1.1.2に記載されているが、中間サーバとの整合性確認の機能がない	中間サーバ登録データ（副本）との整合性を定期的に確認できること	業務精度の向上	住民情報側、中間サーバ側、ネットワーク不具合等により情報連携の一部がうまく処理できていない場合やシステム移行時には突合チェックできる機能が必要。また、差異があった場合のデータ再送機能が必要。	団体内統合宛名システムで求めるべき機能であるため対応無しとする。	対応なし
1095	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得	「住基ネットの稼働状況が確認できること。また、住基ネットへ送信した電文がエラーとなった場合、そのことが確認ができること。」の記載がある。	「7.1.1.1（CSへの自動送信）」の最後に追記する。	業務効率の向上	シリアル番号取得のみでなく、CS連携全体に関係することのため。	情報の照会および「CSへ連携できなかった場合のエラー表示」が定義されているため対応不要	対応なし
2-1113	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	-	法第24条の2第3項の期待に基づく通知に関する転出証明書情報を基に作成した転入届出情報も連携レイアウトに示されるべき。	業務効率の向上	本データを利用した手続きの作成やデータ引き渡しができることでペーパーレスなどの運用業務フローが標準仕様書外で対応可能になるため。 本意見照会が妥当な質問の場合でなければ、質問の場として、適切なところはありますか。	法第24条の2 第3 項の規定に基づく通知のデータ連携含め、今後IT室にてデータ連携仕様が整理される予定である。	対応なし
746	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	P.212【実装すべき機能】地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。		システム上の理由	住民記録システムを標準化した後であって、他の業務ユニットが標準化するまでの経過期間において、現行の他業務システムとのデータ連携の方式について明記されていませんが、この経過期間においては、市区町村判断として差し支えないでしょうか。	法第24条の2 第3 項の規定に基づく通知のデータ連携含め、今後IT室にてデータ連携仕様が整理される予定である。	対応なし
224	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	データ要件・連携の標準 に基づき標準IT総合戦略 室を中心に策定されること	令和3年秋までに データ要件・連携の標準 に基づき標準IT総合戦略 室を中心に策定されること	システム上の理由	住記システム、ひいては標準システムの根幹ともいうべきデータ連携が、地プラではなく、デジタル庁が集めた優れた専門家の手によって再度検討される点は素晴らしい取り組みだと考える。が、根幹であるゆえ決定されれば先に進められず、確定を急いでほしい、時間がかかるのであれば移行期限を延ばしてほしい。	データ連携含めた標準化全体に対する意見が主であるため、対応なしとする	対応なし
255	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携	地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。	地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。 なお、同一ベンダーシステム間の場合には、直接業務ユニットのデータ参照を可能とし、データの送受信において、地域情報プラットフォーム標準仕様を利用しなくともよい。	システム上の理由	同一ベンダーのシステム間では、地域情報プラットフォームに定義されたデータ連携を業務ユニット間で行うことは、システムのパフォーマンスや維持管理の観点から合理的でないため。	今回は対応なし。今後固まるデータ要件・連携要件によっては見直しが必要となりうる。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
377	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.2 市内他業務連携	7.2.2 他業務照会	【実装すべき機能】住基カード又は個人番号カードの保有有無	【実装すべき機能】住基カード又は個人番号カードの保有有無、カード運用状況、カード回収情報、カード有効期限	業務精度の向上	証明書自動交付機において、有効期限切れの住民基本台帳カードで証明書が発行できてしまうため、定期的に有効期限切れ対象者を抽出し発行停止の処理を行っている。抽出する項目として管理していただきたい。	対応せず。 (カードの運用状況は原則としてカード管理システムで管理。)	対応なし
607	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.2 市内他業務連携	7.2.2 他業務照会	P.212【実装すべき機能】 以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新の登録情報が照会でき、管理できること。	【実装してもしなくても良い機能】 以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新の登録情報が照会でき、管理できること。 ・印鑑登録の有無	住民サービスの向上	転出届受付時において、届出人本人が印鑑登録をしている場合は、その者に対して印鑑登録証を返納するよう案内しています。住民異動届と一体として事務処理を行うため、印鑑登録の有無についても照会できるよう要望します。 なお、第1.0版意見照会において、「総合窓口の業務については、全国において地域の実情等にに応じて様々な取組が行われているものであり、住民記録システムとして標準化を行うことは適当ではなく、総合窓口用の機能を別途用意するなどにより対応すべきものだと考えている。」として総合窓口機能に整理されており、上記理由により改めて要望させていただきます。	住民記録業務としては法令上定められていないこと、印鑑登録システム側で実施する内容は標準仕様書対象外としていないこと、また住基異動起因の業務は多岐にわたりどこまで対応するか、どのように対応するかは総合窓口と同様自治体毎に異なるため、標準仕様書としては追記しない	対応なし
53	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.2 市内他業務連携	7.2.4 戸籍附票システム連携		住所は住所、方書は方書に入れて附票を作成・送信すること。	業務効率の向上	ペンダーによって、C Sを通して住所の一部として方書がついて附票のデータが送られてくるため、その都度、どこからが方書か電話照会しなければならず、事務の手間である。	戸籍附票システムにおいて、住所と方書を分けて管理することが定まっていなため、定まってからの対応とする。	対応なし
5	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.2 市内他業務連携	—	—	就学事務システムとの連携	システム上の理由	就学システム（学齢簿編成等）の標準仕様書案では、転入処理を行った窓口で転入学通知書を即時発行できるよう記載されており、住民記録システムと就学事務システムとの連携方法について記載しないとカスタマイズの要因となるため。	17業務のデータ連携についてはIT室協議結果を踏まえ修正予定のため現時点では対応なし。	対応なし
4	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	7 連携	7.2 市内他業務連携	—	—	総合窓口システムとの連携	システム上の理由	総合窓口システムを導入する際にカスタマイズの要因となるため、総合窓口システムとの連携方法（インターフェイス）を記載する必要がある。	総合窓口システムとの連携方法については本仕様書では定義しない。（本仕様書のつくりに合わせて総合窓口システムを設計いただく必要がある。）	対応なし
1054	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	8 実装してもしなくても良い機能	8.1 本人通知	8.1.1 登録管理	「本人通知」は市区町村間で実施形態が異なることから、実装するかしないかは、当該市区町村の判断とする。	「本人通知」は住民基本台帳制度にないが、多くの市区町村ではほぼ同じ形態で実施されていることから、実装する。	システム上の理由	実装すべき要件に修正を依頼	本人通知制度は自治体任意（2020年4月時点で699団体）であり、必要な団体が機能を求める仕様のままとする。 https://www.honnintuuchi.com/news/2020/04/01/items/%E6%9C%AC%E4%BA%BA%E9%80%9A%E7%9F%A5%E5%88%B6%E5%BA%A6%E5%B0%8E%E5%85%A5%E5%B8%82%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%B8%80%E8%A6%A7%2820.4.1%EF%BC%89.pdf	対応なし
328	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	8 実装してもしなくても良い機能	8.1 本人通知	8.1.1 登録管理	実装してもしなくても良い機能として、「本人通知」の申出内容について、登録・管理できること。また、登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせが出力できることの記載がある。	修正前の記載に加えて、実装してもしなくても良い機能として「通知書の送付先として、住民票上の住所以外への送付先が登録できること」を追加する。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、現状において本人通知制度を運用しており、通知書の送付先として住民票上の住所以外を指定できるようになっている。標準システムへの移行後も、現状のサービス水準を維持する必要があると考えるため。	対応なし。 (実装してもしなくても良い機能の「実装方法」に過ぎないので仕様書には規定しない)	対応なし
1096	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	8 実装してもしなくても良い機能	8.2 特別永住者	8.2.1 切替異動者リスト及び案内作成	「8.2特別永住者」の記載がある。	「8.2特別永住者証交付」に修正する。	業務効率の向上	目次からの誤認を防ぐため。	対応なし (特別永住者に特有の実装してもしなくても良い機能であるため。	対応なし
155	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	8 実装してもしなくても良い機能	8.2 特別永住者	8.2.1 切替異動者リスト及び案内作成	【実装してもしなくても良い機能】 指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異動者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成すること。切替年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に切替案内が作成されること。	【実装すべき機能】 指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異動者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成すること。切替年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に切替案内が作成されること。	業務効率の向上	毎月切替対象者リストを作成し対象者に切替の案内を送付しているの、あらかじめ機能として実装してほしい。	考え方・理由の記載から、実装してもしなくても良い機能のままとする。必要な団体が要求する仕様とする。	対応なし
1020	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	8 実装してもしなくても良い機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理	「申請を行った者について、申請受理状態にし、特別永住者証明書交付予定通知書・受領書を出力できること。」と記載がある。	「特別永住者証明書有効期間更新申請書等を出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。」という記載を追加する。	住民サービスの向上	出入国在留管理庁から指定され、全国的に同じ様式の申請書を使用している。	氏名などのシステム印字した場合の効果あまり高くないと想定され申請書の出力要件は要求しない。	対応なし
389	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	8 実装してもしなくても良い機能	—	—	8.2の次に「8.3 個人番号カード交付進捗管理」を加える。	業務精度の向上	個人番号カードの円滑な交付のため、申請方式、カード再交付に係る手数料の有無、受領督促の通知書を作成する機能等、その他カード交付に関する必要な事項を一元管理できる個人番号カードの交付進捗管理を行う機能を追加して欲しい。また、その際には「4情報、住民票コード及び個人番号で検索する機能を有していること」との記述も入れていただきたい。（進捗状況を正確に確認できない、手数料を適切に徴収できない等の問題が生じる。）	住民記録システムとして交付進捗管理機能は対象外とする。	対応なし	
425	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.1 パッチ処理	—	【実装すべき機能】1段落目	システム上の理由	【実装すべき機能】1段落目 「マルチベンダ環境において、発注者が、運用を効率化するために統合システム運用管理用のエージェントソフトウェアを提供する場合は、提供されたソフトウェアを導入し、外部サーバからのジョブ実行、スケジュール制御、監視等に対応できること。」を追加する	本市では、基幹系システムをマルチベンダ環境で運用しており、システム運用の効率化・安定化のためには、統合運用事業者が提供するエージェントソフトウェアを各業務システムに導入して、各業務システムサーバのサービス起動・停止や、複数の業務システムにまたがるジョブスケジュール等を運用管理サーバから集中的に管理・実行・監視するといった現在の運用を継続する必要があると考えるため。	ソフトウェアに関する要件は住基の標準仕様書として定義しない。	対応なし
336	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.1 パッチ処理	—	また、異常終了した場合の警告を他の通報システムに連携できること。	システム上の理由	他の通報システムという表現があいまいで、どこに実装されるものを示しているかわからない。	ご指摘のとおりであるため、修正を行う。	仕様書修正	
468	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.2 抑止対象者	—	「抑止対象者一覧を作成できること。」	業務精度の向上	抑止対象者は、支援措置、実態調査対象者、その他の抑止対象者と様々な種類があり、抑止の種類により確認するタイミングが異なることが想定されるため、抑止の種類等により対象者を抽出したい。また、確認をする際に抑止を設定した職員の所属等により並び替えを行いたい。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正	
703		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.2 抑止対象者	—		業務効率の向上	ある程度の人口規模の市区町村は支所等の単位で業務を分担している。支所情報なども活用できるようにしたい。	8.2.特別永住者などの考え方・理由と合わせると、「支所別」というのは各市区町村固有要件]であることから、実装してもしなくても良い機能として「一覧表を支所単位で分割できること。」を追加する。	仕様書追加	
180		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.3 除票用データベースへの移行	—	1年に回以上、市区町村ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票について、パッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を随時行う。	業務効率の向上	5年を経過した除票について、パッチ処理により、除票用データベースへの移行を随時行う。	市区町村の処理となると手間が多い、除票になって5年経過した時点でシステムで落とせないのか。	除票となる対象を確認した上で処理を行うことが処理誤りを回避できると想定されるため対応無しとする。	対応なし
918	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.4 成年被後見人	—	「対象者については、成年被後見人の設定ができること。」と記載がある。	「対象者については、成年被後見人の設定ができること。照会した者に成年被後見人の設定がされている場合は成年被後見人の設定がされている旨がポップアップ等により明示的に確認できること。」と追記する。	業務精度の向上	成年被後見人については特段の対応を要する。当該者を照会した際に成年被後見人の設定がされている旨がポップアップ等により明示されれば、対応漏れを防ぐことができる。	11.1エラー・アラート項目アラートNo.4に定義済みのため対応無しとする。	対応なし
1097	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.4 成年被後見人	—	「対象者については、成年被後見人の設定ができること。」の記載がある。	削除する。	業務効率の向上	パッチ処理ではないため。 一覧を作成できることの誤認の可能性もある。	元の中核市市長会のひな形では通知書を作成部分のみがパッチ処理に記載されている。設定については指摘の通り手入力であるため、削除する。 (成年被後見人の設定ができる旨については、「1.1.1日本人住民データの管理」・「1.1.2外国人住民データの管理」において「成年被後見人の該当有無」について登録可能であることで代替可能)	仕様書修正
14	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.4 成年被後見人	—	なお、異動処理と運動した対象者の一覧表作成・出力については、EUC機能により対応する。	なお、異動処理と運動した対象者の一覧表作成・出力については、EUC機能により少なくとも以下の項目を抽出できるとする。①成年被後見人氏名・生年月日・ふりがな・住所②住民・消除者の別③最新異動事由④印鑑登録の有無（印鑑登録システムとの連携）	業務効率の向上	成年被後見人に関する事務を円滑に進めるため、左記の項目を出力した一覧が必要。特に、④については、住基システムの中で特筆すべきではないかもしれないが、成年被後見人に関する事務の中でも非常に大きな位置を占めているため、敢えて記載している。	EUCでの出力項目については詳細に記載しない。	対応なし
923		住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.4 成年被後見人	—	成年被後見人の転出があった場合、転入地市区町村に発送する通知書を作成できること。	成年被後見人の転出があった場合、転入地市区町村に発送する通知書を作成できること。また、転入通知を受けた場合は転入地市区町村に発送する通知書を作成できること。	業務精度の向上	転入予定地として通知書を受けても対応が難しい。また市区町村が変わる場合もある。転入通知の受理を受けて再度出力したほうが確実であると考えます。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正する。 「成年被後見人の転出があった場合、転入通知受領後、転入地市区町村に発送する通知書を作成できること。」	仕様書修正
1098	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.5 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	—	「全件リストについては」の記載がある。	「リストについては」と修正する。	業務効率の向上	全件とは限らないため。	「リストについては」と修正する。	仕様書修正
331	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.5 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	—	【実装すべき機能】 抽出条件を指定（例：支援対象者を除く、ランダム順位）した住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成・出力ができること。 全件リストについては、PDF 又は CSV 形式のテキストファイルで出力ができること。	出力機能の他、住民票閲覧の予約オンライン機能、閲覧範囲の設定、媒体出力、閲覧に関する統計、監査情報の取得といった機能も実装できないか。	住民サービスの向上	大阪市内で実装されている機能であり、実装を行えない事による業務効率、および市民サービスの低下を懸念しているため。	通常住民記録システムに備わっている機能ではないため、標準仕様書としては要件を定義しない。 また、閲覧範囲の設定は抽出条件の指定にあたと想定される。	対応なし
1099	事業者	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 パッチ	9.7 住所一括変更	—	「・現住所については、世帯番号と変更前後が入力されたCSV データより、住民記録データの一括更新ができる。・本籍については、宛名番号と変更前後が入力されたCSV データより、住民記録データの一括更新ができる。」の記載がある。	「・現住所、本籍について、世帯番号と変更前後が入力されたCSV データより、住民記録データの一括更新ができる。」と修正する。	業務効率の向上	分けての記載だと、住所地と本籍で違いがあると誤認するため。	記載を別にしてはいるのは、現住所＝世帯番号、本籍＝宛名番号と紐付け項目が異なるからであり、処理が別であるわけではないため対応はなしとする。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
792	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 / パッチ	9.7 住所一括変更	—	【実装しない機能】 …戸籍附票記載事項通知（法第19条第1項） 情報を作成し、通知が一括送信できること。	なし	業務精度の向上	実装すべき機能には「自動送信」できる旨記載があるが、それは間違いないか。実装しない機能として記載のある「一括送信」とは違うものか。実装すべき機能の「自動送信」の意味と判別しにくく、両者が表すものが分らない。ペナに確実に伝わるよう詳細に記載していただきたい。	通知の一括送信であり、考え方・理由に記載があるため対応無しとする。	対応なし
308	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 / パッチ	9.7 住所一括変更	—	【実装すべき機能】 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できること。対象者に事前又は事後の通知を出力できること。	【実装すべき機能】 住居表示・区画整理等対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できること。対象者に事前又は事後の通知を出力できること。	住民サービスの向上	住居表示に関する法律によるものや、土地区画整理法によるもの以外にも、住民異動によらない住所の表記の変更があるため。 区画整理が、町・字の変更、地番変更等も含むものであればその旨補記することが望ましい。	指摘のとおりであるため、等を追記する。	仕様書修正
782	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 / パッチ	9.7 住所一括変更	—	P.225【実装すべき機能】 一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。…	【実装すべき機能】 一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報、市町村通知の自動送信ができる。	システム上の理由	出入国在留管理庁に市町村通知を送信が必要があるため、自動送信できることを明記していただきたい。	対応なし。 （市町村通知は、現状自動送信とは限らない）	対応なし
164	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 / パッチ	9.7 住所一括変更	—		【実装すべき機能】 ・行政区がある場合は、変更前後が入力されたCSVデータにより、一括変更ができる。	業務効率の向上	住所一括変更について 区画整理において、「行政区」が一括で変更となる場合がある。 （実装すべき機能にないのは、全自治体向けではなく、個別自治体対応という理解で良いか）	4.2.3.2軽微な修正に行政区画へに含まれるものと想定し、追記対応無しとする。	対応なし
783	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第4章 機能要件	9 / パッチ	9.7 住所一括変更	—	区画整理・住居表示対象者を抽出し、	区画整理・住居表示・住所方書変更対象者を抽出し、	業務効率の向上	住所方書の一括変更後、対象者への通知の自動印刷を行う事により、職員の負担が減り、業務の精度と効率の向上が図られる。	No.308で等と修正したため対応無しとする。	対応なし
225	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	(2) 仮登録内容の確認用帳票 等の内部帳票 について、画面を出力できること。 ※項番としては、20.0.1帳票様式全般	(2) 仮登録内容の確認用帳票 等の内部帳票 について、画面を出力できること。 市民確認用の仮登録内容出力ができること	業務精度の向上	https://www.soumu.go.jp/main_content/000611439.pdf 総務省が提供する「地方独立行政法人制度を活用した窓口業務改革」 P 21において、窓口業務を委託する際に精度を向上させるため、「仮登録内容に対して帳票発行し、市民に確認させる」業務フローを記載している。自治体の委託事業者に対する管理責任を明確に担保し、入力の精度を高めるためである。また、地方独立行政法人への窓口業務委託は、今般のシステム標準化を経て加速すると考えるため。	仮登録は、異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、住民票（原票）にまだ記載されていない状態である。入力内容の精度は、審査時に併せて内部で併せて担保すべきものとするため、対応なし。	対応なし
26	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	【標準様式・帳票 共通項目】 項番7 自治体名 「・郡がある場合は郡名を含めないこと」	【標準様式・帳票 共通項目】 項番7 自治体名 「・郡がある場合は郡名を含む」	業務精度の向上	280 / 493 ページ 同ページの項番3住所型では郡名を含むとなっているため、合わせた方がよいと考えます。	対応なし （住所と自治体名で分けている）	対応なし
995	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	【標準様式・帳票 共通項目】の表中、「項番：1、共通項目：本人氏名型」の「注意事項」に「（外国人）漢字氏名は英字氏名と区別がつくように、間に全角スペースを入れること」と記載がある。	【注意事項】における「（外国人）漢字氏名は英字氏名と区別がつくように、間に全角スペースを入れること」に、「漢字氏名は、日本人氏名の氏＋△＋名の形式に固定しない。」を追加する。	業務精度の向上	外国人の漢字氏名で、■＋△＋■＋△＋■（■が漢字、△が空白）の形式で表記される者がいる。外国人の漢字氏名の記載が、日本人氏名の形式（氏＋△＋名）で固定されてしまうと、上記の形式で表記されている者の証明書が交付できないため。	漢字氏名について、日本人氏名の氏＋△＋名の形式に固定した記載がないため、既に指摘のあったバターンも現在の表記で含まれていると考えられる。対応なし。	対応なし
631	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	【各種帳票共通の最低文字数】 旧氏（20桁）	業務精度の向上	【最低文字数の理由】 住基ネット既存住基改修仕様書のインターフェースが20桁であり、当区実在の日本人の氏の最長文字数が15文字程度です。40桁程度確保することが望ましいですが、カナを含めなければ20桁程度でも概ね足りるかと考えられます。当区では20桁としています。	カナ氏名は、カナ氏名に関する本人確認実施済みの場合に括弧を含め記載することとしているため、40桁は必要と考えられる。対応なし。	対応なし
636	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	【各種帳票共通の最低文字数】 国籍・地域（20桁）	業務精度の向上	【最低文字数の理由】 国籍・地域は在留カード等に基づいて記載され、出入国在留管理庁通知のデータレイアウト及び在留カードにおいて、文字数が全角20桁と定義されています。	現在の桁数で、要望の桁数は確保できているため、一旦対応なし。他の修正状況によっては修正する可能性がある。	対応なし
638	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	【各種帳票共通の最低文字数】 在留資格（16桁）	業務精度の向上	【最低文字数の理由】 出入国在留管理庁通知のデータレイアウトにおいて、在留資格部分と在留期間部分を含めて25桁とされています。在留期間部分を除外して、当区では16桁としています。	現在の桁数で、要望の桁数は確保できているため、一旦対応なし。他の修正状況によっては修正する可能性がある。	対応なし
630	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	【各種帳票共通の最低文字数】 氏名（全角53桁・半角104桁）	業務精度の向上	【最低文字数の理由】 外国人住民の氏名は在留カード等に基づいて記載され、出入国在留管理庁通知のデータレイアウト及び在留カードの氏名文字数が半角104桁全角52桁と定義されていることから、最低半角104桁全角52桁を印字できる必要があります。 なお、当区では英字氏名60文字を超過する方が数名実在します。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
634	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	【各種帳票共通の最低文字数】 住所（75桁） 転入前住所（75桁）	業務精度の向上	【最低文字数の理由】 当区住民票の住所文字数を確認すると、50文字を超えており、60桁では不足する可能性があります。当区では75桁としています。 また、転入前住所も住所と同じ文字数を確保する必要があります。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
633	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	【各種帳票共通の最低文字数】 世帯主（全角53桁・半角104桁）	業務精度の向上	【最低文字数の理由】 氏名欄と同じ文字数が必要です。20桁では外国人住民の世帯主氏名の桁あふれが頻発します。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
632	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	【各種帳票共通の最低文字数】 通称（40桁）	業務精度の向上	【最低文字数の理由】 当区実在の通称の文字数を確認すると、20桁では不足します。当区では40桁としています。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
637	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	【各種帳票共通の最低文字数】 筆頭者（25桁）	業務精度の向上	【最低文字数の理由】 筆頭者は日本人のみであるため、当区のシステムでは25桁としています。可能であれば、40桁程度確保できることが望ましいと考えます。	現在の桁数で、要望の桁数は確保できているため、一旦対応なし。他の修正状況によっては修正する可能性がある。	対応なし
635	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	【各種帳票共通の最低文字数】 本籍（50桁）	業務精度の向上	【最低文字数の理由】 本籍には方書が含まれないため、住所より少ない文字数で足りると考えます。 当区では50桁としています。文字溢れは発生していません。	現在の桁数で、要望の桁数は確保できているため、一旦対応なし。他の修正状況によっては修正する可能性がある。	対応なし
748	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写しP.273 ～ 20.5.13区画整理に伴う住所変更通知P.405	No.72と同様			No.72が何を示すか不明（回答様式を確認したがそれでも不明）なため、対応なし	対応なし
627	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	P.273【実装すべき機能】 住民票の写し（世帯連記式を含まない。）について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に認証文を記載でき、住民の求めに応じ、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」又は「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」のいずれかを選択できること。	【実装すべき機能】 住民票の写し（世帯連記式を含まない。）について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に認証文を記載でき、住民の求めに応じ、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」又は「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」のいずれかを〔自動判定して印字〕できること。	業務精度の向上	認証文の世帯全員が否かの切り替えは、システムによる自動判定が可能であるため、自動判定とすべきと考えます。	「選択できること」とすれば自動で判定する実装も可能であることから、対応なし。	対応なし
628	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	P.274【実装すべき機能】 （右記を追記）	【実装すべき機能】 同一世帯内の現存者（転出予定者を含む）のうち、住民等から求めのあった特定の対象者又は世帯全員について一つの証明書として発行できること。	業務精度の向上	「住民票の写し（世帯連記式を含まない。）」様式により、複数の人の証明発行が可能か不明確であるため、複数人を一つの証明書として発行できることを明記していただくをお願いします。		対応なし
747	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	P.277 記載諸元【20.1.1住民票の写し】 №3氏名（20桁/3行） №7旧氏名又は通称（20桁） №9世帯主（20桁） №11続柄（20桁） №14住所（20桁/3行） №18本籍又は国籍・地域（20桁/3行） №20筆頭者又は在留資格（14桁/3行） №21転入前住所（40桁）	全項目「桁数にこだわらず、圧縮等することにより全文字を表示させること」と変更したい。	住民サービスの向上	当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【20.1.1住民票の写し】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に重大な支障を及ぼすことが明白です。また、文字溢れが発生するとコンビニ交付サービスが利用できなくなり、本来国民が享受できる利便性が得られなくなり、デジタルDX推進計画の方向性と逆行することとなります。 文字溢れは、区民に影響を及ぼし事務効率を著しく低下させる要因となるため、発生しないよう再検討していただくよう切にお願いします。 当区の住民票の写しにおいては、文字溢れが発生しないよう住民記録システムDBと同じ文字数を印字できるように設計して対応しています。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
639	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	P.280【標準様式・帳票 共通項目】 項番1:本人氏名型 (日本人) 氏＋△＋名＋△ (カナ氏＋△＋カナ名) (外国人) 英字氏名＋△＋漢字氏名	【標準様式・帳票 共通項目】 項番1:本人氏名型 (日本人) 氏＋△＋名＋△ (カナ氏＋△＋カナ名) (外国人) 英字氏名＋△＋漢字氏名△ (カナ氏＋△＋カナ名)	法令への対応	カナ氏名を日本人のみ記載し外国人に記載しない理由が法令上説明できないと思われるので、カナを表記するのであれば、外国人についても日本人と同様に表記すべきと考えます。 なお、左記のとおり修正するのであれば、注意事項欄の説明も修正する必要があります。	当該機能は5.3フリガナにおいて、実装してもしなくても良い機能とされているため、対応なし	対応なし
640	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	P.280【標準様式・帳票 共通項目】 項番7:自治体名型 ・都道府県又は郡名を含まないこと	P.280【標準様式・帳票 共通項目】 項番7:自治体名型 ・都道府県及び郡を省略しない	業務精度の向上	自治体名型は通称の記載及び削除に関する事項において使用されていますが、住所地と通称記載区市町村が同一である場合において、住民票の写しの本人の住所と通称記載の区市町村の表記に齟齬が生じるため、区民から誤記と誤解されないよう、郡も含めて住所の表記と同じ表記にした方が良いと考えます。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。(諸元表・サンプルを合わせる)	仕様書修正
641	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	P.286【考え方・理由】 ○ 住民票の写し (外国人住民) のレイアウトの考え方 下部欄外【氏名】の吹き出し説明「～」。なお、ここで決める文字数はあくまでも様式に印字する文字数であり、データ上は住基ネットに合わせ、全角1 0 0 文字まで持てることとする。」	【考え方・理由】 ○ 住民票の写し (外国人住民) のレイアウトの考え方 下部欄外【氏名】の吹き出し説明「～」。なお、ここで決める文字数はあくまでも様式に印字する文字数であり、データ上は〈出入国在留管理庁通知のデータレイアウトに合わせ、全角1 0 4 文字までは〉持てることとする。」	業務精度の向上	住民記録システムは住民票の原本となるものであるため、出入国在留管理庁通知のデータレイアウトに合わせて最低1 0 4 文字保持する必要がありますので、左記の {} 部のとおり修正していただくをお願いします。 住基ネットでは、氏名が1 0 0 文字を超過する場合は桁あふれ処理という特殊処理で対応する仕様となっていますので、住民記録システムにおいて最低1 0 4 文字を保持してなければ、住基ネットにおける桁あふれ処理にも対応できません。 なお、データ要件については、住記システム標準仕様書第2.0版P.21において、「IT総合戦略室を中心に検討されることとされた。」とされましたが、APPLIC標準仕様V3.6の項目セット辞書においては、氏名は全角205桁と定義されています。 また、標準仕様書の除票用データベースにおいては、氏名文字数3 0 0 桁と定義されています。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。(諸元表・サンプルを合わせる)	仕様書修正
499	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	項目がない	カタカナ表記の項目がない	法令への対応	印鑑登録条例 印鑑登録において住民基本台帳のあるカタカナ表記名が記載されていないと印鑑登録においてカタカナ登録ができない	No.639で対応 (当該機能は5.3フリガナにおいて、実装してもしなくても良い機能とされているため、対応なし)	対応なし
798	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	氏名、住所欄	横2列ではなく、横1列とする。	業務精度の向上	外国人氏名、住所、本籍等はかなり長い例があることから、時数は多く入力できるとしても、折り返しによっては正確に把握しづらくなるため。	横1列にした場合、現在より確保できる桁数が減る可能性があるため、対応なし	対応なし
2-1120	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	住民票に記載すべき項目として「届出日」と記載がある。	「住民となった届出年月日」に修正する。 または「住民となった年月日」の下段に届出日を印字する。	住民サービスの向上	レイアウトでは「住民となった年月日」「住所を定めた年月日」「届出日」の順に記載されており、「届出日」という項目名称では「住所を定めた年月日に対する届出日」と混同する可能性がある。 (転居の履歴のある外国人が帰化等で外国人住民から日本人となった者の場合、「住民となった年月日」と「届出日」で日付に開きがあり、遅れて転居届出している様に見えてしまう。)	対応なし (法第7条第8号を指す)	対応なし
988	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	住民票の記載項目について、「世帯主」の折り返しが無となっている。	住民票の記載項目について、「世帯主」の折り返しを有に修正する。	業務精度の向上	世帯主の氏名が枠の範囲を超えて長い時にフォントサイズを小さくするなど自動調整するパッケージの場合、氏名のフォントサイズと比べて世帯主の氏名が大幅に小さくなる恐れがあるため。	フォントに関連する内容 (桁数、表示方法等含む) については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
107	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	住民票の内容に変更があった場合は、見え消して履歴が確認できる。	A方式：異動履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する。	住民サービスの向上	住民票を取れば、確認できた転居や、婚姻による氏変更等について、履歴が確認できないことによる不都合もあるため履歴については現在のとおり記載する方が良い。	異動履歴については記載することを選択可としているため、対応不要。	対応なし
927		住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	世帯票の住所・転入前住所桁数が35文字。	桁数/行を35/2	住民サービスの向上	方書の名称が長くなっており住所の文字数が多い。窓口での証明書交付は、文字溢れでも窓口に対応できるが、コンビニ交付では世帯票は文字数に不安があり個人票を選択せざるを得ない。住所、転入前住所を異動前住所と同様に35/2にしたらどうだろうか	フォントに関連する内容 (桁数、表示方法等含む) については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
2-1116	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	前住所	転入前住所	法令への対応	住民基本台帳法第7条第8号による「従前住所」の記載欄が「前住所」となっているが、「前住所」とは、転居前住所と誤解する記載となっているため。	修正済みのため、対応なし	対応なし
2-1123	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	「本籍については、都道府県名のみ出力選択もできること。」と記載がある。	「本籍については、都道府県名まで、市町村名までの出力選択もできること。その場合証明書上の項目の表記をそれぞれ判別できるようにしておくこと。」と修正する。	住民サービスの向上	都道府県名までが良いのであれば市町村名までも可能としておくのが汎用性が高いと考ええる。都道府県名まで、市町村名まで、地番までの本籍とそれぞれ条件が異なるにもかかわらず、項目が全て「本籍」のみの表記の場合、判別がつかず問合せが発生する可能性がある。わかりやすい住民票を提供すること、記載をすれば避けられる問合せは事前に対応すべきことから本修正が必要と考える。	市町村名までの表示を求められる事例はないと考えられるため、対応なし。	対応なし
643	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	5.4方書の記載P.198において以下のとおり記載されている。 【実装すべき機能】 住所等に方書が含まれる場合は、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書の交付請求において、省略することが求められている場合を除き、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。 【考え方・理由】 方書については、要領第2－1－(2)－キにおいて、アパート名、居室の番号や「何某(間貸人氏名)方」まで含め、記載すべきことが明示されているため、必ず記載することとする。	P.288【実装すべき機能】 住所については、方書を省略することができること。	業務精度の向上	5.4方書の記載P.198の内容と整合性を図る必要があると考えますので、「住所については、方書を省略することができること。」と追記してはいかがでしょうか。 なお、当区の現行事務においては、要領第2－1－(2)－キの考え方を踏襲して、住民票記載事項証明書であっても、方書を省略する取り扱いを行っています。方書の省略が可能であるならば、その根拠を併せてご教示できれば幸いです。	5.4の記載事項 (実装すべき機能) を以下のとおり修正する。 「住所等に方書が含まれる場合は、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書の交付請求において、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。」	仕様書修正
642	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	P.288【実装すべき機能】 住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1、20.1.2及び20.1.3に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力できること。 また、本籍については、都道府県名のみ出力選択もできること。 レイアウトは、20.1.1、20.1.2及び20.1.3に規定するレイアウトに以下の変更を加えたものとする(参考までにレイアウトを次に示す。)。	【実装すべき機能】 住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1、20.1. {3} 及び20.1. {4} に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力できること。 また、本籍については、都道府県名のみ出力選択もできること。 レイアウトは、20.1.1、20.1. {3} 及び20.1. {4} に規定するレイアウトに以下の変更を加えたものとする(参考までにレイアウトを次に示す。)。	業務精度の向上	住民票の写し (世帯連記式) 及び住民票の除票の写しの項番は「20.1.3」及び「20.1.4」に変更されました。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。	仕様書修正
2-1124	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	住民票に記載すべき項目として「届出日」と記載がある。	「住民となった届出年月日」に修正する。 または「住民となった年月日」の下段に届出日を印字する。	住民サービスの向上	レイアウトでは「住民となった年月日」「住所を定めた年月日」「届出日」の順に記載されており、「届出日」という項目名称では「住所を定めた年月日に対する届出日」と混同する可能性がある。 (転居の履歴のある外国人が帰化等で外国人住民から日本人となった者の場合、「住民となった年月日」と「届出日」で日付に開きがあり、遅れて転居届出している様に見えてしまう。)	# 2-1120 (対応なし (法第7条第8号を指す))	対応なし
644	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し (世帯連記式)	P.294【実装すべき機能】 統合記載欄に、1.1.14 (統合記載欄) と20.0.3 (異動履歴の記載) に定めるとおり異動履歴、留意事項及び備考を記載できること。	P.294【実装すべき機能】 統合記載欄に、異動前の前住所 (転居による直前の住所に限る) 及び当該異動の年月日を記載できること。	業務精度の向上	P.298欄外右端の吹き出し説明において、住民票の写し (世帯連記式) においては、統合記載欄に異動前の前住所 (転居による直前の住所に限る) 及び当該異動の年月日を記載する旨が記載されています。 住民票の写し (世帯連記式) には、留意事項及び備考を記載できるスペースがないことから、整合性を図るために「異動履歴、留意事項及び備考を記載できること。」の文言を削除した方が良いと考えます。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。(サンプルを合わせる)	仕様書修正
757	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し (世帯連記式)	P.296 記載諸元【20.1.3住民票の写し (世帯連記式) 】 No.3住所 (35桁) No.4世帯主 (35桁) No.5氏名 (20桁/2行) No.9旧氏又は通称 (20桁) No.14続柄 (5桁) No.17本籍又は国籍・地域 (25桁/2行) No.20筆頭者又は在留資格 (12桁) No.21転入前住所 (35桁)	No.72と同様	住民サービスの向上	当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【20.1.3住民票の写し (世帯連記式) 】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に重大な支障を及ぼすことが明白です。また、文字溢れが発生するとコンビニ交付サービスが利用できなくなり、本来国民が享受できる利便性が得られなくなり、デジタルDX推進計画の方向性と逆行することとなります。 文字溢れば、区民に影響を及ぼし、事務効率を著しく低下させる要因となるため、発生しないよう再検討していただくよう切にお願いします。 世帯連記式 1 枚あたりの記載人数を増やすことにより、公証すべき住民票の内容が表記できなくなるのは、本末転倒かと思います。 当区の住民票の写しにおいては、文字溢れが発生しないよう住民記録システムDBと同じ文字数を印字できるよう設計して対応しています。	フォントに関連する内容 (桁数、表示方法等含む) については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
645	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）	P.296 記載諸元【20.1.3住民票の写し（世帯連記式）】 No.3住所（35桁） No.4世帯主（35桁） No.5氏名（20桁/2行） No.9旧氏又は通称（20桁） No.14続柄（5桁） No.17本籍又は国籍・地域（25桁/2行） No.20筆頭者又は在留資格（12桁） No.21転入前住所（35桁）	記載諸元【20.1.3住民票の写し（世帯連記式）】 No.3住所（全角75桁） No.4世帯主（全角53桁・半角104桁） No.5氏名（全角53桁・半角104桁） No.9旧氏（全角20桁） 通称（全角40桁） No.14続柄（全角20桁） No.17本籍（全角50桁） 国籍・地域（全角20桁） No.20筆頭者（全角25桁） 在留資格（全角16桁） No.21転入前住所（全角75桁）	住民サービスの向上	住民票の写し（世帯連記式）は文字溢れが発生しないよう再検討をお願いします。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【20.1.3住民票の写し（世帯連記式）】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に重大な支障を及ぼすことが明白です。また、文字溢れが発生するとコンビニ交付サービスが利用できなくなり、本来国民が享受できる利便性が得られなくなり、デジタルDX推進計画の方向性と逆行することとなります。 文字溢れは、区民に影響を及ぼし事務効率を著しく低下させる要因となるため、発生しないよう再検討していただくよう切に願います。 世帯連記式 1 枚あたりの記載人数を増やすことにより、公証すべき住民票の内容が表記できなくなるのは、本末転倒かと思えます。 区市町村の実務においては、1 枚の模式に多くの対象者を印字できるよりも、印字できる対象者数を減らしても文字溢れが発生しない事が重要です。 当区の住民票の写しにおいては、文字溢れが発生しないよう住民記録システムDBと同じ文字数を印字できるよう設計して対応しています。この案では、現行より住民の待ち時間及び事務処理時間が増大し、住民サービス及び事務効率が低下してしまいます。 なお、左記の文字数はカナを表記しない場合における当区の最低文字数です。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
2-664	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）	記載諸元 1.項目・記載内容のうち、項番：14、項目名：続柄の桁数が「5」と記載がある。	日本加除出版発行の住民基本台帳六法（通知・実例編）における住民基本台帳事務処理要領【第2－1－（2）－エー（オ）】世帯主と続柄の記載方法で、「内縁の夫婦の子の世帯主（夫）との続柄は、世帯主である父の認知がある場合は「子」と記載し、世帯主である父の認知がない場合には「妻（未届）の子」と記載する。」との記述に合わせ、「妻（未届）の子」と記載できるよう、P277【20.1.1住民票の写し】のレイアウトと同様の桁数に修正する。	システム上の理由	本市は地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体基盤クラウドシステムサービス」を利用して、住民票の写しと印鑑登録証明書とをコンビニで交付できるサービスを市民向けに提供しております。このシステムでは住民票の写しにおける続柄の出力桁数を「5」と標準仕様書の定義に沿った形となっておりますが、「妻（未届）の子」という続柄の対象者の住民票の写しは桁数オーバーとなり、事務処理要領で示された記述での出力はされず、コンビニ出力対象外となってしまいます。市民にとっては生活環境の差異により「出力される方」と「出力されない方」が発生していまう現状の問題点は、公平なサービスの提供の観点から修正すべき事項と考えます。 もしくはこういった事象にが発生する場合には、システムがどのように対応すべきであるかの仕様（例：文字溢れが発生しても出力されること）をお示し頂きたい。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
27	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）	諸元表 項番31 異動前住所 項番32 異動日項目名 項番33 異動日 項番34 異動事由項目名 項番35 異動事由	諸元表 項目番31 転居前住所 内容：異動前住所が空白ではない場合 「異動前住所：【異動前住所】（【異動日】【異動事由】）」を記載」	業務精度の向上	20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）の異動前住所の編集について、諸元表とサンプルが異なっています。記載諸元は項番31 異動前住所から項番35 異動事由まで、個人様式と同様の編集となっています。他方、321ページのサンプルでは異動前住所：【省略】（令和元年 1 2月 4 日転居）と記載が異なっています。ここには転居した場合のみの一つ前の異動前住所のみ記載されるためサンプルの方が合理的であるため、サンプルに合わせて諸元表を修正したほうがよいと考えます。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
646	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等	20.1.4 住民票の除票の写し	P.301 記載諸元【20.1.4住民票の除票の写し】 No.3氏名（20桁/3行） No.7旧氏又は通称（20桁） No.9世帯主（20桁） No.11続柄（20桁） No.14住所（20桁/3行） No.18本籍又は国籍・地域（20桁/3行） No.20筆頭者又は在留資格（14桁/3行） No.21転入前住所（40桁）	【20.1.4住民票の除票の写し】 No.3氏名（全角53桁・半角104桁） No.7旧氏（全角20桁） 通称（全角40桁） No.9世帯主（全角53桁・半角104桁） No.11続柄（全角20桁） No.14住所（全角75桁） No.18本籍（全角50桁） 国籍・地域（全角20桁） No.20筆頭者（全角25桁） 在留資格（全角16桁） No.21転入前住所（全角75桁）	業務精度の向上	住民票の除票の写しは文字溢れが発生しないよう再検討をお願いします。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。【20.1.4住民票の除票の写し】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に重大な支障を及ぼすことが明白です。また、住民票の除票は150年間保存して長期にわたり証明書を発行するため、文字溢れが年々増加し区市町村の負担が年々増加しつづけます。 文字溢れは、事務効率を著しく低下させる要因となるため、発生しないよう再検討していただくよう切に願います。 当区の住民票の写し（除票）においては、文字溢れが発生しないよう住民記録システムDBと同じ文字数を印字できるよう設計して対応しています。この案では、現行より住民の待ち時間及び事務処理時間が増大し、住民サービス及び事務効率が低下してしまいます。 なお、左記の文字数はカナを表記しない場合における当区の最低文字数です。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
35	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.1 住民票の写し等		文字コード IPAmj明朝	「文字コード」は「フォント」に修正 全角文字のみにIPAmj明朝を記載もしくは 文字情報基盤文字対応フォント	システム上の理由	「IPAmj明朝」は文字コードではなくフォント名です。 また、IPAmj明朝フォントの半角文字はプロポーションアルフォント（可変幅フォント）です。これで行政文書は不適切です。 IPAmj明朝の記載は全角文字のみにするのが適切と考えます。 もしくは、等幅となるIPAmjフォントの提供が必要です。	諸元表内の「文字コード」の表記を「文字フォント」へ修正する。	仕様書修正
818	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.2 住民基本台帳の一部の写し	20.2.1 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	「町ごとに改ページになったりはしないようにする。」と記載がある。	「町ごとに改ページしたりファイルを分割してもよい。」に修正する。	住民サービスの向上	閲覧者（サービス利用者）は町丁単位での閲覧を希望する場合が多く、必要な範囲だけを提供するために町ごとに改ページ・ファイルを分割できるとが望ましい。また、全住民で1ファイルとなった場合、そのページ数は当区の場合約27,000となることが予想されており、運用管理上も扱いが難しくなるため。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。	仕様書修正
647	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.2 住民基本台帳の一部の写し	20.2.1 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	P.308 記載諸元【20.2.1住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）】 No.4住所（22桁/2行） No.5氏名（14桁/2行） No.7旧氏又は通称（11桁）	記載諸元【20.2.1住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）】 No.4住所（全角75桁） No.5氏名（全角53桁・半角104桁） No.7旧氏（全角20桁） 通称（全角40桁）	業務精度の向上	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）は文字溢れが発生しないよう、帳票レイアウトを横にする又は氏名（通称）欄の行数を可変にする等、再検討をお願いします。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【20.2.1住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）】にある文字数では文字溢れが頻繁に発生し、帳票を出力する都度、大量の補記作業が発生することとなり、業務に重大な支障を及ぼすことが明白です。また、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）は、災害発生等により住民記録システムが稼働できない場合において住民票の写しとして各種災害復旧業務等に活用することを予定しており、非常に重要なものでもあるため、全住民の内容が文字溢れすることなく全件印字できるよう、ご考慮くださるよう切に願います。 区市町村の実務においては、1 枚の模式に多くの対象者を印字できるよりも、印字できる対象者数を減らしても文字溢れが発生しない事が重要です。 当区の住民基本台帳の閲覧台帳においては、文字溢れが発生しないよう住民記録システムDBと同じ文字数を印字できるよう、印字行を可変にする等の対応を行っています。 なお、左記の文字数はカナを表記しない場合における当区の最低文字数です。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
2-614	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	－	転入届レイアウトの後続業務連携用書式に続柄、届出人、連絡先欄の追加。	業務精度の向上	国民健康保険法等後続業務の多くでは、有資格者による住所異動の届出は、各保険資格の変更届出があったものとみなすと規定されている。 後続業務の中に世帯構成や続柄を参照する業務も存在するため、後続業務への書式にも続柄の記載は必要と考える。 また、住民異動届にのみ署名を求める形式となっているが、後続業務が届出人へ連絡する必要性が生じる場合が想定されておらず、届出人の連絡先が後続業務に伝わらず、都度住基異動担当課へ確認が必要になることを考えると、円滑な業務遂行の妨けになりかねない。 以上を踏まえると、MSノーマン紙のような複写式書式かつプリンタでの印刷が可能などの方法について検討が必要であると考える。	複写式でのプリントアウト自体を否定するものではない。 他方で、マイナポータルとのインターフェイスについては、今後、デジタル庁を中心に、公募自治体との検討会での検討等を踏まえ、検討が進められるものと認識しており、分科会での議論ではなく、デジタル庁を中心に、さらなる議論がなされることを期待。	対応なし
2-1150	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「※赤字に関しては人手記載を想定」	「※赤字に関しては住民にて記載を想定」	誤記と認識	ご意見を踏まえ、次のとおり修正する。 「※赤字に関しては、届出の任に当たる者による記入を想定」	軽微な修正（不整合、誤字など）	
305	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「1枚目の余白に自治体ごとに自由記載欄を設定できる」	「1枚目の余白に自治体ごとに手書き入力のための自由記載欄を設定できる」	業務精度の向上	「手書き入力のための自由記載欄」と記載し、住記システムで入力/印刷する項目ではないことを明確にすることで、住記システムのカスタマイズの余地を排除したい。	当該箇所においては、住民記録システムで入力する/しないについても含めて自治体・ベンダにそれぞれ決めていただくこととしているため、対応不要。	対応なし
2-1149	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「1枚目の余白に自治体ごとに自由記載欄を設定できる」	「その理由は～」という形でP318のように利用想定を記載頂くことは可能でしょうか。また、その中の例として、複数出力を配慮し、キー情報やページ番号なども記載可能な範囲ということが良いでしょうか。	業務精度の向上	文脈からみてどちらにも判断出来てしまうため、明確にしておくことと各自治体間での運用差がなくなると考えたため。	利用想定は記載例の中のコメントボックスに記載があるため対応なし。 ページ番号については出力枚数によって記載変更が可能な旨追記する。「キー情報が記載可能な範囲」というご指摘は意図が不明のため対応なし。	対応なし
2-1148	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「また、本様式の余白については本仕様書の対象外とする」と記載がある。 「1枚目の余白に自治体ごとに自由記載欄を設定できる」	システムにて、自由に印字内容を考えることを可能ということをさせているのが記載に内容以外は、印字は不可。ただし、枠のみや手書きは可能ということを指しているのが明示頂けると良いと考えます。	業務精度の向上	文脈からみてどちらにも判断出来てしまうため、明確にしておくことと各自治体間での運用差がなくなると考えたため。	どちらの方法も許容しているため、対応なし。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
2-836	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「届出人区分」が「本人・世帯主・世帯員・代理人」となっている。	「届出人区分」から「本人」を削除し、「世帯主・世帯員・代理人」とする。	業務精度の向上	異動者による届出であれば、世帯主または世帯員の項目を使用することとなり、本人を使用する事例がないと思われるため。また、本人の定義が明確でなく、どの欄の記載に対しての「本人」なのかわからないため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
2-560	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。」という記載がある。	「法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷による出力及びcsv形式でデータ出力できること。」という記載に修正する。	システム上の理由	本市を含めて、デジタル化の趣旨から届書入力補助システム等を導入している自治体は、増加傾向にある。標準仕様書は、現行法令に基づき紙様式運用をベースに策定していることは理解しているものの、住民記録システムから届書入力補助システム等への情報連携を選択できる余地を作っておかなければ、すでに届書入力補助システム等を導入している自治体にとっては、今回の法改正や標準化によって事務効率が増えなければならず、今回の法改正や標準化によって事務効率が向上しないばかりか、現在よりも事務効率及び精度が低下することになりかねず、デジタル化の流れがむしろ後退することになる。また、これから届書入力補助システム等を導入してデジタル化を進めていこうとする自治体にとっても、システム導入のメリットを減少させることにつながりかねない。 なお、修正案は「csv形式でデータ出力」としているが、方式はQRコードを利用したもので、その他の方法でも構わないが、統一的方法とすることで、届書入力補助システム等のベンダーがそれぞれ対応できるようにしてほしい。	ご意見をふまえ、【実装してもしなくても良い機能】として、「CSV形式データ出力できること」を追加	仕様書追加
2-1151	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「余白を残し、当該欄において用紙上で自治体ごとに自由項目を設定できることとする。」	国保・介護などの資格異動届出において、複数の課に渡すことを想定し、標準仕様書の例でいると3枚目/4枚目の各課毎の記載内容で5枚目/6枚目となっていくことを想定している認識であれば、その旨を記載して頂きたい。	業務効率の向上	文脈からみて、3枚目4枚目のみなのか以降も自治体毎に繰り返して続けることが可能なかどうかにも判断出来てしまうため、明確にしておく各自治体間での運用差がなくなると考えたため。	「後続業務連携用の用紙については、必要に応じて出力枚数を調整可能とする。」といった旨を追記する。	仕様書追加
2-559	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【考え方・理由】において、人手記載を想定している赤字部分が「あたらしい世帯主」、「届出人区分」、「連絡先」、「続柄」のみとなっている。	人手記載を想定する部分に「異動日」、「あたらしい住所」を追加する	業務精度の向上	「異動日」・「あたらしい住所」の設定元となっている、転出証明書情報内の「転出先住所」・「転出予定年月日」は、あくまでも転出届時点の予定のものである。 特に転出証明書情報内の「転出先住所」については、転出届時点では、最小行政区までで届出が可能であり、そのまま転入届の「あたらしい住所」とはできない蓋然性が高い。 あたらしい世帯主・続柄について届出人に記載させるのであれば、「異動日」・「あたらしい住所」についても届出人に記載をさせるべき。	対応なし。（予め転出証明書情報を元にプリ印刷可能なものは、しておくという考え方に基づくものであり、結果として人手記載で修正が生じることやむを得ないものと認識。）	対応なし
42	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【実装すべき機能】また、本様式の余白欄については本仕様書の対象外とする。	【実装すべき機能】また、本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。	業務効率の向上	余白欄にはシステムから何らかの出力することが想定され、「対象外」の場合実装不可となるため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
29	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	310 ～ 314 ページ	削除	自治体個別の条例・政策などの対応	引越OSSの導入にもなつて、事前準備として転入届を作成すること自体は必要と考えますが、窓口の運用が団体毎に異なることを考慮すると、様式まで規定する必要はないのではないと考えます。 住記標準仕様の検討において、庁舎のレイアウトや窓口サービスに対する考え方が団体毎に異なることを踏まえて、窓口機能については標準化の範囲外と整理した経緯があります。 様式を規定することで各団体の窓口運用の自由度を阻害することになり、仕様案の自由記載欄を設けたことにより、むしろカスタマイズでの要望が増えるのではないかと思います。	転入届を作成することに伴い、様式を定めるべきとの自治体からの強い要望があったため、必要最低限の様式は定める。	対応なし
2-1213	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	P.311 ○法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届のレイアウト通称、旧氏の欄がない。	○法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届のレイアウト通称、旧氏の欄を設ける。	業務精度の向上	住民票に記載する通称及び旧氏のカナは、本人の申し出により記載しているため、転入届出時に届けられた（届書記載された）カナを住民票に記載しているため、届書には通称、旧氏の欄（カナを含む）が必要です。 なお、住基ネットの転出証明書情報では、カナは任意扱いであるため、本人への確認が必要となります。	原則、届出事項となっていない事項は様式化しないこととしているため、対応なし。	対応なし
2-1214	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	P.315 記載諸元【20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】 Na7 異動する（した）人の氏名【日本人の場合は【本人型氏名型（日本人）、外国人の場合は、本名（英字）を記載	記載諸元【20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】 Na7 外国人の場合は、本名（英字）及び本名（漢字）を記載と追記する。	業務精度の向上	制度上、特別永住者においては、英字氏名が無く漢字氏名のみが多数存在します。そのため、外国人については、氏名欄に漢字氏名及びカナも併記する必要があります。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
2-210	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	P.315の「2.構成」の最低余白（上）の記載がある。	1ページ目から4ページ目のレイアウト毎に「最低余白（下）」「最低余白（左）」「最低余白（右）」を追加する。	システム上の理由	余白の自由記載欄を設定した用紙を利用することも想定されるため、余白の位置は正確に規定しておく必要がある。	調整が必要であるため保留	保留
2-1215	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	P.316 ○法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届のレイアウトの考え方「代理人の住所【旧（現）住所で同じ世帯の場合は不要	○法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届のレイアウトの考え方「代理人の住所【新住所で同じ世帯の場合は不要	業務精度の向上	代理人が新住所の同じ世帯員の場合は住所の記載は不要と考えるが、代理人が旧住所（前住所）で同じ世帯員の場合は、新世帯とは別世帯と考えられるため、住所を記入させる必要があると考えます。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
2-831	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	P310【実装すべき機能】記載なし	言語は日本語と英語が選択できることを追加	住民サービスの向上	区民の方からの要望、および区の通訳職員から業務負担軽減の為に依頼があり、英語での届出書も設置している。区民の方からお叱りをいただくこともあるので、項目名が英語表記の確認票の表示・印刷をお願いしたい。	対応なし。 （多言語対応については、仕様書としては規定せず。）	対応なし
2-645	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	タイトル以外のフォントサイズ8又は9となっている。	タイトル以外のフォントサイズを10以上に修正する。	住民サービスの向上	届出人は内容を確認の上、署名することとなっている。標準様式の関係から制限があると思うが、できる限りフォントサイズを大きくすることで、届出人の確認時の負担を軽減できたため。	フロントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
2-137	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	なし	本人確認欄、個人番号カード・在留カード持参欄の追記	業務効率の向上	来庁者の本人確認書類を記載する欄があっても良いのではないだろうか。個人番号カード・在留カードは持参していなければ券面更新に進めません。持参の確認をする欄があっても良いと思います。	内部の運用にて使用する欄については、それぞれの自治体において使用する欄や項目が様々であることから、余白に記載いただくこととし、自由に記載してよいこととするため対応不要。	対応なし
2-94	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	レイアウトの様式中に、本籍・筆頭者欄がない。	レイアウトの様式中に、本籍・筆頭者欄があり。	業務精度の向上	前住地以外にて戸籍届出をした場合、転入届の際に氏名等の本籍事項を届出人に認識させることができ、正確な情報で転入させることができるため。	転入地市区町村で婚姻届が提出されていれば、それに基づき職権で修正するため住基法における届出は不要と考える。また、転出地にて届出をした際にも住基法の9条2項にて転入地市区町村へ通知がなされ、その通知についても職権でシステムに反映される流れとなる。どちらで婚姻届が提出された場合も、本籍・筆頭者に関しては住基法における届出なしに、正しく住民記録システムへ入力される。以上から、対応不要。	対応なし
2-508	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	異動する人の氏名（フリガナ）	削除	法令への対応	現時点では事務処理上の内部データでしかないヨミガナを転入届にプリントし市民の目に触れさせていいはずがないため。	フリガナは住民票の写し等でも表示させており、住民の目に触れられている。要領においても「氏名には、できるだけふりがなを付することが適当であるが、その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。」と記載があるため、住民に確認させることは問題がない。そのため、対応なし。	対応なし
2-509	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	異動日	異動日（転出届の予定日から変更したときは訂正可能）	法令への対応	市民への説明として転出届の予定日から変更したときは訂正可能な説明文の印刷が必要であるため。	すべての印字項目において訂正が可能な旨を追記する。	仕様書修正
175	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	記載緒元としてラスタ形式の表を使用している。	記載緒元をベクター形式の表に修正する。	業務効率の向上	表の記載内容が判読しにくい。他の帳票の記載諸元と同様にベクター形式にて作表いただきたい。	ベクター形式に変更する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-646	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	空白の続柄欄（届出人に記載させる）	続柄欄にあらかじめ続柄を記載しておき、届出人に該当する続柄に丸印をする方法に修正する。	住民サービスの向上	続柄欄の枠の大きさの問題があると思うが、記載するより丸印をする方が届出人の負担軽減につながるため。	対応なし。 （続柄については様々なパターンがあり得ることから、丸印方式は、スペースの都合上採用しがたい。）	対応なし
2-830	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	参考 3 のP2(仕様書P311)署名	届出人署名	住民サービスの向上	当たり前ではあるが、誰の名前を書けば聞かれることが多いため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
2-128	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	仕様で様式のレイアウトが決まっている。	従来から各市町村で使用している様式に転入情報を印字することも可とするよう修正する。	業務効率の向上	住民基本台帳事務処理要領に「各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であらう。」との規定があること及び担当者の入力や点検の作業効率性的にも、当該転入届のみの様式を定めることが入力や点検などのミスの要因になるため。	転入届を作成することに伴い、様式を定めるべきとの自治体からの強い要望があったため、必要最低限の様式は定める。	対応なし
2-544	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	新しい世帯主のフリガナを窓口で届出人が記載	新しい世帯主のフリガナ記載は無しとする	業務効率の向上	異動する（した）人の氏名の欄で既にフリガナ記載欄がある。 新しい世帯主に記載すると二重に届出人が記載することになるため、対応なし。	異動する（した）人とは別の方が世帯主になる可能性もあることから（既に住まわれている方が世帯主になるケース等）、別途記載が必要である。そのため、対応なし。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
2-545	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	続柄を届出人が窓口で記載	マイナポータルで入力された続柄がシステム印字される	業務効率の向上	転入時続柄が変更する可能性があるが、届出人に記載していたのではなく、先にマイナポータルで入力し印字され、窓口対応の中で変更となれば、住基システムで変更ができる仕様のほうが、届出人の手間がからないため。	対応なし。 (続柄については様々なパターンがあり得ることから、スペースの都合上採用しがたい。)	対応なし
2-914	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	転入届様式に「住民票コード・個人番号」欄がある。	欄は不要であると考える。	業務効率の向上	住民票コード・個人番号については転出証明情報に記載がありそちらを保管するようになるため欄は不要であると考える。	住民票コードについては法第22条において届出事項として規定されているため、対応なし。 個人番号カードの有無については、券面書換の要否確認を容易にする観点から欄を設け、印字するため、対応なし。	対応なし
2-932	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	転入届様式に以下の事項がある。 「生年月日」「性別」「住民票コード」「国保」「後期高齢」「介護保険」「児童手当」「国民年金」	転入届様式から以下の事項を削除する。 「生年月日」「性別」「住民票コード」「国保」「後期高齢」「介護保険」「児童手当」「国民年金」	業務効率の向上	住民基本台帳法において届出事項として規定されているが、これらの事項は転出証明書記載事項に網羅されている。これらの事項の削除によりできたスペースに、転入届に絡む国保加入等の福祉事項の事務処理欄（下記の当市届出様式参照）を設けることができる。総合窓口として機能するため一葉の届書で完結したい。	届出事項とされているものは、住民基本台帳法施行令第26条において「当該届出の任に当たつている者が署名した書面で行わなければならない。」とされているため、書面で確認いただく必要があるため削除できないことから、対応なし。 外国人項目を削除したことから、右側にスペースができたため、そちらを活用いただきたい。	対応なし
2-943	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	－	－	自治体個別の条例・政策などの対応	(No.1の意見に関連して) システムの機能修正とは別ですが、転入側の運用面は自治体側の自由度を持たせるのが良いと考えます。 ・本市の状況を例にあげると、転入の受付窓口が本庁、支所をあわせて28か所ありますが、いつ、どこへ届出に来るかはわかりませんので、受付窓口で個別の転入に対する準備をしておくことは困難です。また、本市の住民異動届（紙）については、4枚複写で、2枚目以降が各関連課へ情報連携（回送）する仕組みのため、標準仕様書の様式だとコピーなどの対応が別途必要と想定されます。 ・住記システムとは別に、窓口支援システムを導入している自治体は、おそらく住民異動届作成とあわせて関連する他課の申請書を作成する機能を持たせていることが多いと考えますが、標準仕様書に示す住民異動届作成のみでは不足し、1から窓口支援システムで作成する方が効率的と考えます。	受付した時点で転入届を印刷すればよいため、対応なし。現在複写で使用しているものは、後続業務連携用用紙にて対応いただきたい。 窓口支援システムとの連携については、#2-560の対応とする。	対応なし
31	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届		個人番号の追加	業務精度の向上	318/493P 既存の転入届 2～3枚目に個人番号を記載している団体の場合 個人番号は住基法の転入届の項目ではありませんが、他業務では必要です。もし個人番号は庁内データ連携されるから不要、という判断であれば、外国人固有項目（国籍地域、30条45規定区分、在留資格、在留期間等、在留カード番号、在留期間満了日）も同様です。	ご指摘のとおり、庁内データ連携されるから不要といった整理である。そのため、外国人固有項目についても削除とする。	仕様書修正
537	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	・一人分ずつの情報を格納したQRコードを人数分印字する。	・転出証明書1通につき、QRコードを1つ印字する。	業務効率の向上	当該QRコードを異動入力補助に活用することを想定しているのであれば、複数QRコードが印字されていることで、読み取り漏れや読み取りエラーにより処理停滞に繋がる可能性があるため。	今後、QRコードで読み取り可能な情報の拡張性を考慮すると世帯員ごとに定義したほうがよいという意見があったことから、対応なし。	対応なし
2-1216	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	P.324 記載諸元【20.3.2 転出証明書】 「特例による転出処理済」の出力項目が無い	「特例による転出処理済」の出力項目を追加	業務精度の向上	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出 には【必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できると。】と明記されていますが、転出証明書の様式には該当項目が見当たりません。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
649	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	P.324 記載諸元【20.3.2転出証明書】 No.5転出先住所（40桁） No.6転出前住所（40桁） No.7転出前の世帯主（40桁） No.9氏名（23桁/3行） No.14旧氏又は通称（23桁） No.16続柄（10桁） No.18本籍又は国籍・地域（20桁/2行） No.21筆頭者又は在留資格（15桁） （QRコード） No.41転出先住所（40桁） No.42転出前住所（40桁） No.43転出前の世帯主（40桁）（通称履歴） No.60記載市町村名（11桁/2行） No.62削除市町村名（11桁/2行） No.63通称（11桁/2行）	記載諸元【20.3.2転出証明書】 No.5転出先住所（全角75桁） No.6転出前住所（全角75桁）※当区は最大50桁 No.7転出前の世帯主（全角53桁・半角104桁） No.9氏名（全角53桁・半角104桁） No.14旧氏（全角20桁）通称（全角40桁） No.16続柄（16桁） No.18本籍（全角50桁）国籍・地域（全角20桁） No.21筆頭者（全角25桁）在留資格（全角16桁） （QRコード） No.41転出先住所（全角75桁） No.42転出前住所（全角50桁） No.43転出前の世帯主（全角53桁・半角104桁） （通称履歴） No.60記載市町村名（全角15桁） No.62削除市町村名（全角15桁）	業務精度の向上	転出証明書は文字溢れが発生しないよう、再検討をお願いします。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【20.3.2転出証明書】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に重大な支障を及ぼすことが明白です。 文字溢れは、事務効率を著しく低下させだけでなく、住民の待ち時間の増大になる要因ともなるため、発生しないよう再検討していただくようお願いいたします。 区市町村では、1枚の様式に多くの対象者を印字できるよりも、印字できる対象者数を減らしても文字溢れが発生しないの方が重要です。 当区の転出証明書においては、文字溢れが発生しないよう、住民記録システムDBと同じ文字数を印字できるように対応を行っています。この案では、現行より住民の待ち時間及び事務処理時間が増大し、住民サービス及び事務効率が悪化してしまいます。なお、左記の文字数はカナを表記しない場合における当区の最低文字数です。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
2-1169	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	QRコードの記載場所	転出証明書とQRコードが分かれているが、転出証明書の該当者等の欄の横にQRコードを記載することはできないか。	業務精度の向上	慣れの問題もあるが、2枚に分かれて別の並び方をしているのので、そのまま横にあったほうが、正確に読み取れるように思える。	各対象者の記載事項の横に掲載した場合、QRコード同士が近くなり、誤った情報を読み取りかねないので、対応なし。	対応なし
933	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	記載諸元【20.3.2】転出証明書1.項目・記載内容の項番9「氏名」の基本フォントサイズ9ポイント。	転出証明書の「氏名」の基本フォントサイズは、10ポイント以上のサイズを要望する。	業務精度の向上	現在でも氏名のフォントが小さい市区町村の転出証明書の複雑な文字の判読（外字であるか否かの判断等）に苦慮している。QRコードによる読込ができなかった場合なども想定されるため、氏名の文字を効率的かつ誤りなく入力するために、フォントサイズは可能な限り大きくすることを要望する。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
500	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	転出証明書の末尾には、認証文を記載できるとし、複数枚に及ぶ場合には、最終ページ（通称の記載及び削除に関する事項がある場合は、当該事項も含む。）の末尾に認証文を印字できること。	転出証明書の末尾には、認証文を記載できるとし、複数枚に及ぶ場合には、右上に全体枚数分の枚数（1/○・2/○・3/○）及び最終ページ（通称の記載及び削除に関する事項がある場合は、当該事項も含む。）の末尾に認証文を印字できること。	業務効率の向上	複数枚発行された場合、証明書の未印刷、とじ込み忘れなどから必要な機能である	発行番号が印字され、その中にページ数/総ページ数も含まれるため、対応なし。	対応なし
188	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	転出証明書へのQRコードの印字については、QRコード化する主体（転出地区区町村）とそれを使う主体（転入地区区町村）とが異なり、転出地区区町村でQRコードを印字しなければ転入地区区町村でも読み取れないことから、転出証明書にQRコードを印字することを標準とする。なお、QRコードリーダーを実装するかどうかは各市区町村の判断に委ねられる。	QRコードリーダーの実装を標準とするように修正する。	業務効率の向上	QRコードを読み取りCSVデータを取り込むことを想定しているのであればQRコードリーダーは実装すべきであり、それにより業務の効率化と省力化につながる。	どのような方法でCSV形式とするか（例：QRコード、タブレット、OCR、個人番号カード券面AP）は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。これにより、各市区町村・ベンダは、様々な技術を選択できることとなるため、対応なし。	対応なし
653	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票	P.336 記載諸元【20.4.1住民票コード通知票】 No.10認証文 内容：左詰め「あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。」「あなたの変更後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」「又は「あなたの修正後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」と記載	記載諸元【20.4.1住民票コード通知票】 ※住民票コード修正通知票も同様 No.10認証文 内容：左詰め「あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。」「あなたの変更後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」「又は「あなたの修正後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。」と記載。なお、文章の内容は、各市区町村の実態に合わせて任意に設定することを可能とする。	自治体個別の条例・政策などの対応	通知の文章については法定されていないため、各市区町村で任意に設定、変更できることが望ましいと考えます。	対応なし (解説を通知文本体に記載する必要はない。)	対応なし
654	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票	P.336 記載諸元【20.4.1住民票コード通知票】 No.17（お問い合わせ先） 9桁 No.18＜ 担当課名 ＞ 26桁 No.19＜ 住所 ＞ 26桁 No.20＜ 電話 ＞ 26桁 P.338 ○ 住民票コード通知票のレイアウトの考え方 吹き出し説明 郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する）	○ 住民票コード通知票のレイアウトの考え方 吹き出し説明 ※他様式も同様 郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する） お問い合わせ先の欄（担当課名、住所、電話）は、出力する場所に応じて支所、出張所等を自動選択して出力する。	住民サービスの向上	各種通知を支所、出張所等でも発行するため、お問い合わせ先の欄は、帳票を出力する場所に応じて担当課名等を自動的に選択して出力できるよう、吹き出し説明に追記してくださるようお願いいたします。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（サンプルを合わせる）	仕様書修正

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
650	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票	P.336 記載諸元【20.4.1住民票コード通知票】 No.2宛名住所 17桁/3行 No.3宛名氏名 17桁/2行 P.338 ○ 住民票コード通知票のレイアウトの考え方 郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する）	記載諸元【20.4.1住民票コード通知票】 No.2宛名住所 17桁/3行 No.3宛名氏名 17桁/{3行} ○ 住民票コード通知票のレイアウトの考え方 郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する） 外国人氏名の英数字全角で文字溢れが発生する場合は、必要に応じて英数字半角とする。 通知対象者が15歳未満の場合は、宛先を世帯主とし、次行に通知対象者を印字することも可能とする。	業務精度の向上	宛名欄にあるNo.3宛名氏名2行を3行としていただくようお願いします。（他様式も同様） また、英数字全角で文字溢れが発生する場合は、必要に応じて半角表示でも差し支えない旨についても表記してくださるようお願いします。 郵送のための住所欄は他様式と共通様式となっており、文字溢れに該当すると全ての郵送用様式において溢れ文字の追記作業等が必要となります。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【20.4.1住民票コード通知票】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生し、業務に支障を及ぼすことが想定されます。 また、吹き出し説明に、通知対象者が15歳未満の場合は、宛先を世帯主宛とし、宛名欄に通知対象者名を併記できるよう追記してください。 当区では、通知対象者が15歳未満の場合は、通知の宛先を世帯主宛とし、宛名欄に通知対象者名を併記しています。これは、出生等による住民票コード通知等を0歳の新生児あてに送付するのではなく、世帯主あてに送付するための措置です。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
652	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票	P.336 記載諸元【20.4.1住民票コード通知票】 No.9氏名 38桁/2行	記載諸元【20.4.1住民票コード通知票】 No.9氏名 38桁/3行	業務精度の向上	住民票コード通知票のNo.9氏名欄は文字溢れが発生しないよう、No.9氏名2行を3行にしたいです。当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体であり、年間13,000件を超える住民票コード通知票を発行しています（H30年度）。記載諸元【20.4.1住民票コード通知票】にある文字数では文字溢れが発生する可能性がありますので、帳票レイアウトにも余白があることから対応可能と考えます。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
947	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票	認証文「あなたの住民票コードは上記のとおりです」で通知します。」と記載がある。	「この通知により、特に手続等は必要ありませんが、住民票コードは行政機関への届出や申請の際に必要な場合がありますので、大切に保管してください。…………（続く）」と説明文を加える。	住民サービスの向上	説明文がないと、別紙のお知らせを同封する必要があると思います。現在塩尻市で使用しているように、通知票に説明文を記載していただきたい。	対応なし （解説を通知文本体に記載する必要はない。）	対応なし
799	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票	表題、氏名、住民票コードのみ	住民票コードについての説明を追加	住民サービスの向上	当市では住民票コードについての説明書を別途配布しているが、住民票コードについては何に用いるのが把握しづらいため、説明を追加することで理解が深まり、住民サービスの向上が図れた	対応なし （解説を通知文本体に記載する必要はない。）	対応なし
704		住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票			法令への対応	「性別」については必須記載ではない。 当区は性別の記載が必須ではない帳票類について精査し削除を行った。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
705		住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.2 住民票コード変更通知票			法令への対応	「性別」については必須記載ではない。 当区は性別の記載が必須ではない帳票類について精査し削除を行った。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
706		住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.3 住民票コード修正通知票			法令への対応	「性別」については必須記載ではない。 当区は性別の記載が必須ではない帳票類について精査し削除を行った。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
655	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知	P.345 記載諸元【20.5.1支援措置期間終了通知】 No.13支援対象者 30桁 No.14併せて支援実施中の者 25桁 No.18その他 34桁 P.346 ○ 支援措置期間終了通知のレイアウトの考え方 ・「併せて支援実施中の者」が複数人いる場合は、「●●●●●、△△△△、…」と並べて記載、又は「4その他」に記載することにより対応すること。	P.345 記載諸元【20.5.1支援措置期間終了通知】 No.13支援対象者 30桁 No.14併せて支援実施中の者 25桁 No.18その他 行数（繰り返し） 5行 34桁 ○ 支援措置期間終了通知のレイアウトの考え方 ・「併せて支援実施中の者」が複数人いる場合は、「●●●●●、△△△△、…」と並べて記載、又は「4その他」に記載することにより対応すること。 ・外国人氏名の英数字全角で文字溢れが発生する場合は、必要に応じて英数字半角とすること。	業務精度の向上	近年、外国人住民からの支援措置の申出件数が増加しています。支援措置期間終了通知における文字溢れの発生頻度を少なくすべしと考えますので、No.13支援対象者及びNo.14併せて支援実施中の者及びNo.18その他の文字数を可能な限り増やしてくださるよう再検討をお願いします。 また、No.18その他の「折り返し」の欄が「有」にもかかわらず、「行数（繰り返し）」の欄は5行程度と考えてよろしいでしょうか。 また、外国人氏名の英数字全角で文字溢れが発生する場合は、必要に応じて英数字半角とする旨を表記していただくようお願いします。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
18	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知	支援措置終了通知	支援措置終了予告通知	住民サービスの向上	「支援措置終了通知」では、終了が確定したような印象を受けることから、通知の名称を「支援措置終了予告通知」にした方が分かりやすい。	「支援措置期間終了通知」であり、期間の終了を通知するものであるから、修正対応なし。	対応なし
103	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.11 成年被後見人異動通知	「添付書類」についての記載がない。	「添付書類」の欄を追加し「登記事項通知書（写）」を記載するか、空いているスペースにその旨記載する。	業務効率の向上	「成年被後見人」であるという根拠資料は、事務の遂行に必要なものであるため。	住民記録システムにて出力する根拠資料でなく、運用で実施する内容であるため、本仕様書には記載しない。	対応なし
672	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.11 成年被後見人異動通知	P.394 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウト P.395 記載諸元【20.5.11 成年被後見人異動通知】 No.18転出先住所（予定） 32桁/2行 No.19転出前住所 32桁/2行 No.21転出予定年月日 11桁 P.396 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウトの考え方	P.394 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウト P.395 記載諸元【20.5.11 成年被後見人異動通知】 No.18転出先住所 32桁/3行 No.19転出前住所 32桁/3行 No.21転出年月日 11桁 P.396 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウトの考え方	システム上の理由	No.18転出先住所及びNo.19転出前住所は文字溢れが発生する可能性があるため、2行を3行に増やす等、文字数を増やしていただくようお願いします。 「成年被後見人異動通知」は、転入通知により転出先が確定してから発送しておりますので、「No.18転出先住所（予定）」の表記を「No.18転出先住所」に、「No.21転出予定年月日」の表記を「No.21転出年月日」に修正していただくようお願いします。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
671	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.11 成年被後見人異動通知	P.394 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウト P.395 記載諸元【20.5.11 成年被後見人異動通知】 No.3宛名 23桁 P.396 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウトの考え方	P.394 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウト P.395 記載諸元【20.5.11 成年被後見人異動通知】 No.○郵便番号 No.○宛名住所 17桁/3行 No.○宛名氏名 17桁/2行 No.○カスタマーコード P.396 ○ 成年被後見人異動通知のレイアウトの考え方	システム上の理由	P.338 ○住民票コード通知票のレイアウトの考え方の吹き出し説明において、「郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する）」とありますので、この様式も同じレイアウトになるのではないですか。 また、P.396 ○成年被後見人異動通知のレイアウトの考え方の例を見ますと、宛先が首長となっていますが、区市町村では日々大量に配達される郵便物を対象部署へ分配しているため、「（住民基本台帳事務担当部署 御中）」のように、宛先の部署を表記していただくようお願いします。	当該通知は郵送のための住所欄等を設ける想定ではなく、通知はあくまで首長宛にあるものとするため、対応なし	対応なし
313	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.12 住居表示決定通知書	<記載例> 住居表示決定通知書 住所の表示欄 ・「住所の表示」、「居所の表示」又は「施設の場所の表示」の該当するものを記載すること。	<記載例> 住居表示決定通知書 住所、居所又は施設の場所の表示	法令への対応	昭和37年11月20日自治丙振初第52号によるものと思われるが、すぐ上の段の記載は「氏名、名称又は施設の名称」であり、場合により記載を変更する理由に乏しい。 住民登録者のみが対象である場合は、別システム上での2重処理が必要となる。また、これら表示項目名自体も氏名と住所のみでよいこととなる。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
311	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.12 住居表示決定通知書	記載諸元 【20.5.12 住居表示決定通知書】 1. 項目・記載内容 <項番13>氏名、名称又は施設の名称のその他編集条件	記載諸元 【20.5.12 住居表示決定通知書】 1. 項目・記載内容 <項番13>氏名、名称又は施設の名称のその他編集条件 日本人の場合は旧氏併記、外国人の場合は英字氏名と通称併記	法令への対応	住居表示に関する法律は事業所・施設も対象としており、それらのデータも格納、処理する必要がある。 住民登録者のみが対象である場合は、別システム上での2重処理が必要となる。また、これら表示項目名も氏名と住所のみでよいこととなる。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
310	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.12 住居表示決定通知書	記載諸元 【20.5.12 住居表示決定通知書】 1. 項目・記載内容 <項番13>氏名、名称又は施設の名称の内容 日本人の場合は【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】において記載、本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともにフリガナは出力しない	記載諸元 【20.5.12 住居表示決定通知書】 1. 項目・記載内容 <項番13>氏名、名称又は施設の名称の内容 日本人の場合は【本人氏名型（日本人）】、及び外国人の場合【本人氏名型（外国人）】において記載、本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともにフリガナは出力しない、事業所・施設はその名称	法令への対応	住居表示に関する法律は事業所・施設も対象としており、それらのデータも格納、処理する必要がある。 住民登録者のみが対象である場合は、別システム上での2重処理が必要となる。また、これら表示項目名も氏名と住所のみでよいこととなる。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
314	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知	【実装すべき機能】 区画整理に伴う住所変更通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷より出力できること。（9.7（住所一括変更）参照）	【実装すべき機能】 区画整理に伴う住所変更通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷より出力できること。（9.7（住所一括変更）参照）	住民サービスの向上	住居表示に関する法律によるものや、土地区画整理法によるもの以外にも、住民異動によらない住所の表記の変更があるため。 区画整理が、町・字の変更、地番変更等も含むのであればその旨補記することが望ましい。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
320	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知	<記載例> 区画整理に伴う住所変更通知 住所の表示欄 ・「住所の表示」、「居所の表示」又は「施設の場所の表示」の該当するものを記載すること。	<記載例> 区画整理に伴う住所変更通知 住所、居所又は施設の場所の表示	住民サービスの向上	昭和37年11月20日自治丙振初第52号に倣ったものと思われるが、すぐ上の段の記載は「氏名、名称又は施設の名称」であり、場合により記載を変更する理由に乏しい。 市町村での住所変更通知事務は事業所・施設も対象としており、それらのデータも格納、処理する必要がある。 住民登録者のみが対象である場合は、別システム上での2重処理が必要となる。また、これら表示項目名自体も氏名と住所のみでよいこととなる。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
315	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知	○ 区画整理に伴う住所変更通知のレイアウト 区画整理に伴う住所変更通知	○ 区画整理に伴う住所変更通知のレイアウト 区画整理等に伴う住所変更通知	住民サービスの向上	住居表示に関する法律によるものや、土地区画整理法によるもの以外にも、住民異動によらない住所の表記の変更があるため。 区画整理が、町・字の変更、地番変更等も含むものであればその旨補記することが望ましい。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
316	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知	記載諸元【20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知】 1. 項目・記載内容 <項番12>通知文の内容 表題の3行下、「この度、●●区土地区画整理事業の換地処分に伴い、下記のとおり地番が変更されますので、お知らせいたします。」と記載、 <●●区>部分は自市区町村に合わせ可変	記載諸元【20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知】 1. 項目・記載内容 <項番13>通知文の内容 表題の3行下、「この度、●●に伴い、下記のとおり町名又は地番が変更されますので、お知らせいたします。」と記載、 <●●>部分は自市区町村に合わせ可変	住民サービスの向上	住居表示に関する法律によるものや、土地区画整理法によるもの以外にも、住民異動によらない住所の表記の変更があるため。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
318	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知	記載諸元【20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知】 1. 項目・記載内容 <項番13>氏名、名称又は施設の名称のその他編集条件 日本人の場合は旧氏併記、外国人の場合は英字氏名と通称併記	記載諸元【20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知】 1. 項目・記載内容 <項番13>氏名、名称又は施設の名称のその他編集条件 日本人の場合は旧氏併記、外国人の場合は英字氏名と通称併記	法令への対応	令和2年12月1日総行住第159号等による。住民票の記載事項でもあり、住民側より求められることが多いため。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
317	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知	記載諸元【20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知】 1. 項目・記載内容 <項番13>氏名、名称又は施設の名称の内容 日本人の場合は【本人氏名型（日本人）】、外国人の場合【本人氏名型（外国人）】において記載、本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともにフリガナは出力しない	記載諸元【20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知】 1. 項目・記載内容 <項番13>氏名、名称又は施設の名称の内容 日本人の場合は【本人氏名型（日本人）】、及び外国人の場合【本人氏名型（外国人）】において記載、本人氏名型（日本人）・本人氏名型（外国人）ともにフリガナは出力しない、事業所・施設はその名称とする	住民サービスの向上	市町村での住所変更通知事務は事業所・施設も対象としており、それらのデータも格納、処理する必要がある。 住民登録者のみが対象である場合は、別システム上での2重処理が必要となる。また、これら表示項目名も氏名と住所のみでよいこととなる。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
319	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知	記載諸元【20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知】 1. 項目・記載内容 <項番14>住所の表示項目の内容 「住所の表示」、「居所の表示」又は「施設の場所の表示」のうち該当する項目名とする	記載諸元【20.5.13 区画整理に伴う住所変更通知】 1. 項目・記載内容 <項番14>住所の表示項目の内容 住所、居所又は施設の場所の表示とする	法令への対応	昭和37年11月20日自治丙振初第52号に倣ったものと思われるが、すぐ上の段の記載は「氏名、名称又は施設の名称」であり、場合により記載を変更する理由に乏しい。 市町村での住所変更通知事務は事業所・施設も対象しており、それらのデータも格納、処理する必要がある。 住民登録者のみが対象である場合は、別システム上での2重処理が必要となる。また、これら表示項目名自体も氏名と住所のみでよいこととなる。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
656	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.2 世帯主変更通知書	P.349 記載諸元【20.5.2世帯主変更通知書】 No.12通知文 40桁/4行		業務精度の向上	世帯主変更通知のNo.12通知文については、区市町村により申出期間を設ける等の状況があるため、各区市町村で任意に設定、変更できることが望ましいと考えます。	当該項目は、4.0.4や4.0.5にて自治体毎に運用方法が異なるため、実装しなくても良い機能とされているので、文言は任意で変更できるようにする。	仕様書修正
657	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.2 世帯主変更通知書	P.349 記載諸元【20.5.2世帯主変更通知書】 No.14元の世帯主 25桁 No.15新しい世帯主 25桁	P.349 記載諸元【20.5.2世帯主変更通知書】 No.14元の世帯主 全角26桁/2行・半角52桁/2行 No.15新しい世帯主 全角26桁/2行・半角52桁/2行	業務精度の向上	世帯主変更通知のNo.14元の世帯主及びNo.15新しい世帯主は、文字溢れた発生しないよう再検討をお願いします。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体であり、出入国在留管理庁からの通知により世帯主を削除するケースが少なくありません。記載諸元【20.5.2世帯主変更通知書】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に支障を及ぼします。帳票レイアウトに余白があることから対応可能と考えますので、再検討くださるようお願いいたします。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
658	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.2 世帯主変更通知書	P.349 記載諸元【20.5.2世帯主変更通知書】 No.16変更事由 25桁 P.350 ○ 世帯主変更通知書のレイアウトの考え方 吹き出し説明 ・職権により世帯主の変更をした理由を手入力により簡潔に記載する。	P.349 記載諸元【20.5.2世帯主変更通知書】 No.16変更事由 25桁 ○ 世帯主変更通知書のレイアウトの考え方 吹き出し説明 ・職権により世帯主の変更をした理由を（選択入力又は）手入力により簡潔に記載する。	業務精度の向上	世帯主変更通知のNo.16変更事由の設定方法について、手入力する方法に加えて、標準的な固定文字列を選択する方法も実装してくださるようお願いいたします。 死亡や出入国在留管理庁通知による削除については、頻度が多く固定文字列を選択する方法が効率的であり、虚偽の届出や不現住による職権削除の際は個別事情により手入力も必要となることから、双方の機能を実装することが好ましいと考えます。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
19	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.2 世帯主変更通知書	変更事由 ・職権により世帯主の変更をした理由を手入力により簡潔に記載する。	変更事由 ・職権により世帯主の変更をした理由をプルダウンによる選択または手入力により簡潔に記載す	業務精度の向上	変更事由の文言については、できるだけ定型文である方が事務の精度が向上する。	多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため、修正案を反映する。	仕様書修正
659	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.3 世帯主変更依頼通知書	P.353 記載諸元【20.5.3世帯主変更依頼通知書】 No.12通知文① 40桁/2行 No.13通知文② 40桁/2行 No.14通知文③ 40桁/2行		業務精度の向上	世帯主変更通知のNo.12通知文①～No.14通知文③については、区市町村により申出期間を設ける等の状況があるため、各区市町村で任意に設定、変更できることが望ましいと考えます。	当該項目は、4.0.4や4.0.5にて自治体毎に運用方法が異なるため、実装しなくても良い機能とされているので、文言は任意で変更できるようにする。	仕様書修正
660	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.3 世帯主変更依頼通知書	P.353 記載諸元【20.5.3世帯主変更依頼通知書】 No.15現在の住民票の世帯主 25桁	P.353 記載諸元【20.5.3世帯主変更依頼通知書】 No.15現在の住民票の世帯主 全角26桁/2行・半角52桁/2行	業務精度の向上	世帯主変更依頼通知のNo.15現在の住民票の世帯主は、文字溢れた発生しないよう再検討をお願いします。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体であり、出入国在留管理庁からの通知により世帯主を削除するケースが少なくありません。記載諸元【20.5.3世帯主変更依頼通知書】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に支障を及ぼします。帳票レイアウトに余白があることから対応可能と考えますので、再検討くださるようお願いいたします。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
661	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.3 世帯主変更依頼通知書	P.353 記載諸元【20.5.3世帯主変更依頼通知書】 No.16世帯主変更が必要となる事由 25桁/3行 P.354 ○ 世帯主変更依頼通知書のレイアウトの考え方 吹き出し説明 ・本通知を受け取った者が、世帯変更が必要となる理由がわかるように、当該理由を手入力で簡潔に記載する。	P.353 記載諸元【20.5.3世帯主変更依頼通知書】 No.16世帯主変更が必要となる事由 25桁/3行 P.354 ○ 世帯主変更依頼通知書のレイアウトの考え方 吹き出し説明 ・本通知を受け取った者が、世帯変更が必要となる理由がわかるように、当該理由を（選択入力又は）手入力で簡潔に記載する。	業務精度の向上	世帯主変更依頼通知のNo.16世帯主変更が必要となる事由の設定方法について、手入力する方法に加えて、標準的な固定文字列を選択する方法も実装してくださるようお願いいたします。 死亡や出入国在留管理庁通知による削除については、頻度が多く固定文字列を選択する方法が効率的であり、虚偽の届出や不現住による職権削除の際は個別事情により手入力も必要となることから、双方の機能を実装することが好ましいと考えます。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
662	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.4 住民異動届受理通知	P.357 記載諸元【20.5.4住民異動届受理通知】 No.15異動者氏名 22桁 No.27異動者氏名 22桁	P.357 記載諸元【20.5.4住民異動届受理通知】 No.15異動者氏名 全角26桁/2行・半角52桁/2行 No.27異動者氏名 全角26桁/2行・半角52桁/2行	業務精度の向上	住民異動届受理通知の「No.15No.27異動者氏名」は、文字溢れが発生しないよう再検討をお願いします。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【20.5.4住民異動届受理通知】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に支障を及ぼします。帳票レイアウトの異動者氏名欄を2行する余白があると思われますので、再検討くださるようお願いいたします。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
859	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.4 住民異動届受理通知	ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしているものです	ひいては予防の観点から異動前又は現在の住所にお送りしているものです	法令への対応	平成17年2月23日住民異動届審査における本人確認の取扱いに係る質疑応答等について問11の回答による	ご意見等理解するため、「異動前の住所に」を削除（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
663	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表	P.363 ○ 転入通知情報取込エラー一覧表のレイアウト 【フリガナ】 ※この欄を削除 P.364 記載諸元【20.5.5転入通知情報取込エラー一覧表】 （転入通知情報） No.7転入前住所 15桁/3行 No.9転出先住所 15桁/3行 No.11氏名（漢字） 15桁/2行 No.12フリガナ 15桁/3行 （住民記録システムの情報） No.19住所 15桁/3行 No.20転出先住所 15桁/3行 No.21氏名（漢字） 15桁/2行 No.22フリガナ 15桁/3行	P.363 ○ 転入通知情報取込エラー一覧表のレイアウト 【フリガナ】 ※この欄を削除 P.364 記載諸元【20.5.5転入通知情報取込エラー一覧表】 （転入通知情報） No.7転入前住所 15桁/5行 No.9転出先住所 15桁/5行 No.11氏名（漢字） 15桁/3行 No.12フリガナ ※この欄を削除 （住民記録システムの情報） No.19住所 15桁/5行 No.20転出先住所 15桁/5行 No.21氏名（漢字） 15桁/3行 No.22フリガナ ※この欄を削除	業務精度の向上	転入通知情報取込エラー一覧表の「No.12No.22フリガナ」は不要ですので、削除してはいかがでしょうか。 フリガナは本人等から届出された内容を住民票に記載するため、前住所地のフリガナを確認する必要はないと考えます。 No.7転入前住所、No.9転出先住所、No.19住所、No.20転出先住所の文字数15桁/3行では頻繁に文字溢れが発生することが想定されますので、15桁/5行とする等、文字数を増やしてくださるようお願いします。 当区住民票の住所文字数を確認すると、50文字を超えており45桁では不足します。 No.11No.21氏名（漢字）の文字数15桁/2行では頻繁に文字溢れが発生することが想定されますので、15桁/4行とする等、文字数を増やしてくださるようお願いします。 また、外国人氏名の英数字半角で文字溢れが発生する場合は、必要に応じて英数字半角とする旨を表記してはいかがでしょうか。	転入通知情報取込みエラー一覧表は内部帳票であり、内部帳票は画面を印刷するため画面要件となる。そのため本帳票の要件は削除とする。	仕様書削除
777	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表	なし	転入通知更新対象者一覧	業務精度の向上	誤りなく更新したことを照合するため。また記録を残すため。	本帳票を削除とするため、対応なし。	対応なし
719	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表	なし	転入通知情報取込一覧表	業務効率の向上	9 パッチの処理では、それぞれ結果の一覧表が作成できるようになっていないので、転入通知情報取込についても結果の一覧表が作成できるのでしょうか。更新結果を確認したいと思います。	本帳票を削除とするため、対応なし。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
471	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表	レイアウトの考え方のページにおいて「※転入通知書の「転入先住所」と既存住基システムの「転入先住所（予定）」が一致しなかった場合」	この文面の削除を求める。	業務効率の向上	記載された文脈であれば、転入先住所については、転出届出時においては、他市の情報なので不確定な部分であり、転入時において正しい表記が住民票に記載されるため、ほとんど全ての場合において、エラーが発生すると考える。確認が不要な箇所であるため文面と仕様の削除を求める。	本帳票を削除するため、対応なし。	対応なし
470	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表	レイアウトの考え方のページにおいて「なお、既存住基情報と異なっており、エラーとなった項目のみ表示する。」と記載がある。	「エラーとなった項目のみ表示する。」を「エラーとなった項目について対象者情報及びエラー情報を表示する。」と記載がある。	業務効率の向上	記載された文脈であれば、エラーとなった項目のみ表示される仕様であり、氏名や生年月日がエラー項目であれば良いが、性別であった場合、対象者の把握が困難となり事務に支障をきたすため。	本帳票を削除するため、対応なし。	対応なし
778	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.5 転入通知情報取込エラー一覧表	左右対比	上下対比 データごとに対比ができるよう前後に配置する。	業務精度の向上	例えば「中町」「中根」など紛らわしい町名、アルファベットで長い方書の誤入力を把握するため、住所は住所で上下に対比できる形で表記されることを希望する。	本帳票を削除するため、対応なし。	対応なし
207	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 転入通知未着照会書	「転入通知未着者照会書及び転入通知未着者一覧を作成できること。」との記載がある。	「転入通知未着者一覧を作成できること。」に修正する。	システム上の理由	転入通知未着者照会書については、転出先市区町村において転入届が行われた場合、住記システムから自動的にCSへ転入通知情報が送信される（本仕様書にも記載あり）ため、転入通知が届いていない＝転入届が行われていないとなる。また、転入通知を何らかの事情で送信・受信・入力漏れが発生したとしても、転入通知未着者一覧を基にCSの本人確認情報を検索することで、転入の有無は確認できることから、照会書の送付事務そもそもが不要と考える。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）4.1.3.1.4の項目の一部及び20.5.6の全項目を削除。	仕様書削除
959	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 転入通知未着照会書	371ページ 記載諸元 2 構成 項番2 記載人数 6 373、374ページ	371ページ 記載諸元 2 構成 項番2 記載人数 20 削除	システム上の理由	示された標準書案にある照会書の様式に合わせるものであれば2枚目以降の記載可能人数は20だと思います。	当該項目を削除するため、対応なし（No.207）	対応なし
960	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 転入通知未着照会書			業務効率の向上	上記2行の意見については、使用する前提で修正案を示しましたが、複製様式は不要と考えます。照会書の内容としては、1世帯（1件の転出届ごと）に1通であると考えますが、その場合25人も記載されることはかなりのレアケースと考えます。1枚目の記載数を増やして1様式でよいと考えます。それでも25名記載するようなレアケースは同じ様式で複数枚出力されればよいと考えま	当該項目を削除するため、対応なし（No.207）	対応なし
34	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 転入通知未着照会書	374 / 493 ページ 1 1 名用様式	373 / 493 ページ 1 0 名用様式 削除 374 / 493 ページ 1 1 名用様式を6～2 5 名様式に変更	業務精度の向上	392ページの5人以下の単葉様式と393＆394ページの複製様式があります。この場合、6～10人の場合、複製様式の1枚目だけ出力し、お問い合わせ先欄が無いという帳票になってしまいます。393ページの複製様式の1枚目は削除し、394ページの複製様式の2枚目を6～25名までを記載できるようにしたいと思います。	当該項目を削除するため、対応なし（No.207）	対応なし
665	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 転入通知未着照会書	P.370 ○ 転入通知未着照会書のレイアウト P.371 記載諸元【20.5.6転入通知未着照会書】 No.10通知文 40桁/2行 No.13転出先住所（予定） 30桁/2行 No.14転出前住所（予定） 30桁/2行 No.15氏名 21桁/2行	P.370 ○ 転入通知未着照会書のレイアウト 【生年月日】の下に【住民票コード】の欄を追加する。 【性別】の右隣に【該当有無】欄を追加する。 P.371 記載諸元【20.5.6転入通知未着照会書】 No.10通知文 40桁/3行 No.13転出先住所（予定） 30桁/3行 No.14転出前住所（予定） 30桁/3行 No.15氏名 21桁/3行 No.○住民票コード 11桁を追加	業務精度の向上	転入通知未着照会書の出力項目に【住民票コード】の欄を追加するようお願いします。転入通知未着照会を受け取った区市町村において、住民票との照合作業を効率的に行うため、際の検索キーとして活用するためです。 転入通知未着照会書の出力項目に【該当有無】欄を追加するようお願いします。転入通知未着照会を受け取った区市町村が調査結果を記入して返送するための欄です。 No.10通知文については、各区市町村が回答方法等を任意に設定、変更できるよう考慮してください。また、これに合わせて通知文の行数を2行から3行に増やす等、文字数を増やしていただくようお願いします。 No.13転出先住所（予定）及びNo.14転出前住所（予定）は、60桁では文字溢れが生じる可能性がありますので、30桁/3行にする等、文字数を増やしてくださるようお願いします。 No.15氏名は、21桁/2行では文字溢れが生じるため、21桁/3行にする等、文字数を増やしてくださるようお願いします。 また、外国人氏名の英数字全角で文字溢れが発生する場合は、必要に応じて英数字半角とする旨を表記してはいかがでしょうか。	当該項目を削除するため、対応なし（No.207）	対応なし
664	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 転入通知未着照会書	P.370 ○ 転入通知未着照会書のレイアウト P.371 記載諸元【20.5.6転入通知未着照会書】 No.3宛名 23桁	P.370 ○ 転入通知未着照会書のレイアウト P.371 記載諸元【20.5.6転入通知未着照会書】 （宛名） No.○郵便番号 No.○宛名住所 17桁/3行 No.○宛名氏名 17桁/2行 No.○カスタマーコード	システム上の理由	P.338 ○住民票コード通知票のレイアウトの考え方の吹き出し説明において、「郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する）」とありますので、この様式も同じレイアウトになるのではないのでしょうか。 また、P.372 ○転入通知未着照会書のレイアウトの考え方の例を拝見しますと、宛先が首長となっていますが、区市町村では日々大量に配達される郵便物を対象部署へ分配しているため、「（住民基本台帳事務担当部署 御中）」のように、宛先の部署を表記していただくようお願いします。	当該項目を削除するため、対応なし（No.207）	対応なし
709	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 転入通知未着照会書	照会書のためのレイアウトとなっている	①照会書下部余白に、切り取って回答にできる部分を設ける。②照会書と内容の「回答書」をもう1枚同時に出力できる。 いづれかを加えていただきたい。	業務精度の向上	回答様式が任意だと、区市町村により戻ってくるレイアウトが異なるため管理しにくい。 ①の例（照会番号、回答自治体名、回答部分例 1有り2なし など） ②の例（照会書と同様式の氏名欄横に「有・無」など）	当該項目を削除するため、対応なし（No.207）	対応なし
33	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 転入通知未着照会書	「市区町村宛先住所」の追加 「郵便バーコード」の追加 「住民基本台帳事務所管覧」の追加	「市区町村宛先住所」の追加 「郵便バーコード」の追加 「住民基本台帳事務所管覧」の追加	業務精度の向上	宛先欄が首長名のみとなっておりますが住所欄がありませんが、郵便正確性確保のため、役所住所と郵便バーコードを印字して空き封筒様式とした方がよいと考えます。 また、「住民基本台帳事務所管覧」という宛先所管名がないと、受けとった市区町村では封を空けないと該当部署がわからないため、非効率です。	当該項目を削除するため、対応なし（No.207）	対応なし
666	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.7 転入通知未着者一覧	P.374 ○ 転入通知未着者一覧のレイアウト P.377 記載諸元【20.5.7転入通知未着者一覧】 No.○住民票コード 11桁を追加	P.374 ○ 転入通知未着者一覧のレイアウト 【性別】の右隣に【住民票コード】の欄を追加する。 P.377 記載諸元【20.5.7転入通知未着者一覧】 No.○住民票コード 11桁を追加	業務精度の向上	転入通知未着者一覧の出力項目に【住民票コード】の欄を追加するようお願いします。対象者の住民票コードを検索キーとして利用する等、転入通知未着者に係る調査及び管理作業を効率的に行うためです。	ご指摘のとおり、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
667	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.8 職権記載等通知書	P.381 ○職権記載等通知書（日本人住民）のレイアウト及び○職権記載等通知書（外国人住民）のレイアウト	P.381 ○職権記載等通知書（日本人住民）のレイアウト及び○職権記載等通知書（外国人住民）のレイアウト 「住民票修正内容」の欄を追加する。	業務精度の向上	P.384 ○職権記載等通知書（日本人住民）のレイアウトの考え方の右上部の吹き出し説明「（記載例 2）」を拝見しますと、職権修正の場合は、通知文の本文に修正内容を表記する取り扱いと見受けられます。 職権修正の場合は、修正の内容（修正前と修正後）を通知する必要があると考えますので、「住民票修正内容」の欄を設けて修正内容するようにした方が望ましいと考えます。 また、通知文の本文に修正内容を表記する取り扱いをすとした場合においては、筆頭者氏名、世帯主氏名、本人氏名等複数の修正箇所が生じる場合に、本文の文字数が足りずに文字溢れるケースが想定されます。	ご指摘理解したが、修正前修正後のすべての項目を表示することで住民にとってわかりづらい帳票となることを懸念するため、「記載理由」欄を追加し、当該欄に任意で（内容の前後なども含めた）記載を可能とする。	仕様書修正
668	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.8 職権記載等通知書	P.382 記載諸元【20.5.8 職権記載等通知書】 No.22氏名 20桁/3行 No.27世帯主 14桁 No.31住所 20桁/3行 No.36本籍又は国籍・地域 25桁/3行	P.382 記載諸元【20.5.8 職権記載等通知書】 No.22氏名 25桁/3行 No.27世帯主 25桁/3行 No.31住所 25桁/3行	業務精度の向上	職権記載等通知書の職権記載は、必ずしも必要ではないよう、No.22氏名と同じ文字数を確保していただくようお願いします。 通知対象者が世帯主である場合、世帯主の欄には本人の氏名欄と同じ文字列を表記する必要があります。また、当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体であり、記載諸元【20.5.8職権記載等通知書】にある世帯主の文字数14桁では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に支障を及ぼします。 また、No.36本籍又は国籍・地域が25桁/3行となっていますので、No.22氏名、ひNo.27世帯主及びNo.31住所も同じ文字数としてくださるようお願いします。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
669	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.9 出入国在留管理庁長官通知更新確認票	P.388 記載諸元【20.5.9 出入国在留管理庁長官通知更新確認票】	P.388 記載諸元【20.5.9 出入国在留管理庁長官通知更新確認票】	法令への対応	出入国在留管理庁長官通知の処理においては、特定個人情報である「個人番号」は利用しませんので、「個人番号」欄は削除していただくようお願いします。	ご指摘のとおり、修正案を反映する。（諸元表・サンプルを合わせる）	仕様書修正
670	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.9 出入国在留管理庁長官通知更新確認票	P.391 ○ 出入国在留管理庁長官通知更新確認票のレイアウトの考え方 出入国在留管理庁長官通知情報「在留資格期間」及び「（旧情報）」の記載例：「5年」	P.391 ○ 出入国在留管理庁長官通知更新確認票のレイアウトの考え方 出入国在留管理庁長官通知情報「在留資格期間」及び「（旧情報）」の記載例：「日本人の配偶者等 5年」	法令への対応	出入国在留管理庁長官通知における「在留資格期間」は、「在留資格」＋「在留期間」のコードが通知されますので、実際と同じ記載例になるよう修正した方がよろしいかと思います。	ご指摘のとおり、修正案を反映する。（サンプルを合わせる）	仕様書修正
2-1186	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.9 出入国在留管理庁長官通知更新確認票		内容が市町村通知だが誤りか。	システム上の理由	出入国在留管理庁長官通知であれば異動事由に「転入」ではなく、「在留期間更新」、「在留資格変更」、「再入国許可期間経過」等が想定される。	ご指摘のとおり、修正案を反映する。（サンプルを合わせる）	仕様書修正
112	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他		「火葬許可証」「埋葬許可証」が印刷できる仕様となっていない	「火葬許可証」「埋葬許可証」が印刷できる仕様とする。	業務効率の向上	火葬許可証、埋葬許可証については、事件本人並びに届出人とも、本籍とともに住所も表示されるため、住民記録システムから打ち出せるようにすることが、システムを行ったり来たりすることが減り、業務効率が向上するとともに、住民の待ち時間もへりサービス向上となる。	戸籍システムで対応すべき機能である、介護保険システムで対応すべき機能である、住民票の写し又は住民票記載事項証明書で対応可能である等の理由から、本機能が不要との意見が多数であったため、実装しないとしたため、修正は不要。 ※旧版の住民記録システム仕様書から引用	対応なし
1006	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他		帳票の追加	既存住基システムのデータを基に宛名（郵便番号、住所、氏名）のみが印刷された帳票を出力する。	業務効率の向上	静岡市では現住基システムで「宛名印刷（郵便番号、住所、氏名）」帳票が出力可能で非常に汎用性が高いので、新システムにおいても必要とする。	当該機能については、統合宛名等のシステムで別管理を前提としている。	対応なし

No	発出者	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②			項番③	区分		
929	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.5 その他		「異動通知書」を追加する。	外部機関への対応	本市では、行政区長に市からの配付物や災害時の対応等を依頼しているため、月毎に各行政区の世帯の異動状況を報告しなければならぬため。	各行政区において、異動状況は把握できるものと考えられるため、当該機能は必要ないとする。対応なし	対応なし
711	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	【実装してもしなくても良い機能】 ・住民異動受付審査票	業務精度の向上	異動届出・印鑑登録等受付時、印刷により出力した住民異動受付審査票を用いて資格確認を行っているため。異動入力確認を行う際には、出力した住民異動受付審査票をもとに複数の職員で資格確認を行う。	対応なし	対応なし
619	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	【実装してもしなくても良い機能】 以下の様式・帳票について、出力できること。	住民サービスの向上	・区民から国外転出届をした旨の証明書を求められことがあります。が、予定転出の場合は住民票の写しでは対応できないため、手書きの行政証明（有料300円）を作成してで対応しています。証明書を発行する所要時間を短縮し、住民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、【実装してもしなくても良い機能】に加えてくださるようお願いします。 なお、第1.0版の意見照会において、国外転出予定者に対する証明書交付についての要望が寄せられておりましたが、本機能により対応可能と考えます。当区では年間200件以上の交付実績があります。	対応なし。 （住基事務として想定されている事務ではないことから仕様書の範疇外）	対応なし
728	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	【実装しない機能】の中で、住民票（原票）との記載がある。	業務効率の向上	入力確認や住民への通知がある場合、原票を出力して確認している。原票を使った確認方法が浸透しているが、他自治体でも原票を出力した事務運用はされていないのだろうか。	対応なし	対応なし
618	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	P.259【実装すべき機能】 (1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 ○その他 (2) 仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票について、画面を出力できること。 【考え方・理由】 〈仮登録内容の確認用帳票、〉住民異動受付審査票、未審査一括消除一覧、送付先情報送信エラーリスト等の内部帳票については、分科会における議論や構成員・準構成員に対する意見照会の結果、基本的には紙に印刷することなく、ペーパーレスで対応すべきとの意見が多かったことから、標準様式は定めぬこととするが、大規模自治体においては繁忙期に端末を独占して確認作業を行うことは難しい場合もあると考えられるため、必要に応じて画面を直接印刷できる機能のみを実装することとした。	業務効率の向上	内部帳票については、原則ペーパーレスの方針が示されましたが、「仮登録内容の確認用帳票」については、直接印刷による方法を許可していただくをお願いします。 当区は年間約17万件を超える住民異動の入力処理を行っており、その確認作業を複数職員による二重チェックで行っています。画面による確認方法では、画面表示のための検索やスクロール操作が必要となり、修正指示においてはその都度、指示書を作成または印刷する作業が必要となることから、帳票による確認方法と比較すると事務効率の低下が見込まれます。 都市圏においては人口流動が激しく異動処理件数が多い傾向がみられ、限られた人員、端末、執務時間内で膨大な住民異動届を処理するためには、視認性に優れた専用の「仮登録内容の確認用帳票」による確認方法が最も効果的かつ正確性が高いと考えます。 「仮登録内容の確認用帳票」はシステムに入力された住民票の内容が正しいものであることを確認する最も重要な帳票であるため、誤入力や文字の差異等を発見し、かつ効率的に確認及び修正業務を行うためには専用の確認用帳票を活用すべきと考えます。 なお、確認用帳票のレイアウトデザインの良否により、確認作業の正確性及び効率性に大きく影響を及ぼします。このため、画面の印刷ではなく、専用の帳票を出力できるよう検討くださるようお願いします。 なお、当区では、確認用帳票 1 頁あたり 2 名かつ桁あふれを発生させないレイアウトを作成して有効活用しています。	「4.0.9因力確認・修正」において、「更新前（仮登録状態）」には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。」としているため、対応なし。	対応なし
620	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	P.260【考え方・理由】	システム上の理由	コンビニ交付の「広域交付システムインターフェース仕様書」において、「世帯連記式が否か」及び「履歴の有無」の選択機能が用意されていないため、J-LISによりシステム改修が行われない限り、コンビニ交付では「住民票の写し（個人様式）」と「住民票の写し（世帯連記式）」の選択は対応できませんので、コンビニ交付では世帯連記式の住民票の写しは発行できないと解釈してよろしいでしょうか。 なお、コンビニ交付において世帯連記式の住民票の写しに対応できる場合は、コンビニ交付の画面に「住民票の写し（個人様式）」と「住民票の写し（世帯連記式）」の違いを表示する等、利用者がわかりやすい操作説明が必要と考えます。	コンビニ交付は世帯連記式も出力可能であり、対応なし。	対応なし
781	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	なし	業務効率の向上	定期で行う実態調査については多量の調査を作成する。手書き、ワード等での作成は効率が悪く現在システムから印刷を行っているためこの運用を維持したい。	実態調査についてはシステム要件ではなく、フローにも既に盛り込んであるため対応なし。	対応なし
2-1073	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	確認帳票の記載内容	業務精度の向上	届出書に記載されているフリガナが読みにくい場合もあり、最後に住民に登録の内容を確認してもらい誤りに気付くこともあるので、確認帳票にフリガナがあったほうがよい。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。	仕様書修正
370	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.2 各項目の記載	【実装すべき機能】 記載すべきものがない項目（例：転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、出生に伴い、・・・	住民サービスの向上	「1.1.1日本人住民データの管理 考え方・理由」の記載では、「・・・データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ日付を保持する・・・」となっており、記載すべきものがないとはならないのではないかと。 また、住民票の写しは住民の住所等を公証する重要な証明書であり、直近の異動の内容に関わらず、現住所に「住所を定めた年月日」が記載されていた方が住民サービスの観点からも有用である。	「住所を定めた年月日」は、転居していない場合表示する必要がないことから、対応なし。	対応なし
622	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.3 異動履歴の記載	P.265【実装すべき機能】 住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1参照）、住民票の除票の写し（20.1.3参照）、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書（20.1.4参照）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。	業務精度の向上	住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書、住民票の除票の写しの項番は「20.1.2」及び「20.1.4」に変更されました。	誤記または不整合のため、要対応	軽微な修正（不整合、誤字など）
623	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.3 異動履歴の記載	P.266【実装すべき機能】 （記載例）婚姻に伴う転居を行った場合 〈留意事項：転居届と同じ日に婚姻届を提出〉 〈婚姻前の氏 鈴木〉	業務精度の向上	転居の履歴及び婚姻による氏名変更等は【異動履歴】に自動記録されるため、留意事項に転居届と同じ日に婚姻届を提出した旨及び婚姻前の氏を記録する処理は必要ないと考えますがいかがでしょうか。	対応なし。 （同日に提出したことを記録するため統合記載欄に記載すべき	対応なし
624	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.3 異動履歴の記載	P.267 また、住民票の写し（世帯連記式）（20.1.2）には、転居（直近のものに限る。）による住所の異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。	業務精度の向上	住民票の写し（世帯連記式）の項番は「20.1.3」に変更されました。	誤記または不整合のため、要対応	軽微な修正（不整合、誤字など）
925	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.3 異動履歴の記載	また、同一の氏であっても、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更したものと、履歴を記載すること。	業務効率の向上	現在は、氏名の修正があった場合のみ修正を行っている。システム更改後は、入力・確認に時間を要することになる。住記、戸籍の業務を分けている自治体はより深く戸籍業務の理解が必要になる。	対応なし （氏名の変更は生じており、履歴管理は必要。）	対応なし
626	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.5 備考の記載	P.272【実装すべき機能】 住民票の写し（世帯連記式を含む。）（20.1.1及び20.1.2参照）、住民票の除票の写し（20.1.3参照）、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書（20.1.4参照）には、備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。	業務精度の向上	住民票の写し（世帯連記式）の統合記載欄は「異動前住所」「異動日」「異動事由」のみを記載する欄（記載諸元20.1.3参照）となっており、備考を記載する領域が確保されていないため、左記 {} 部のとおり「世帯連記式を除く」としてはいかがでしょうか。 また、第2.0版において、項目番号が変更となりましたが修正されておりませんので、左記 {} 部のとおり修正が必要です。	項目番号についてはご指摘のとおりのため、修正する。	仕様書修正
797	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	なし	業務効率の向上	就学通知書の帳票出力は、住民記録事務と密接に関連しており、一体不可分であるため。	本システムの対象外であるため、対応なし。	対応なし
256	事業者	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い直接印刷より出力できること。	業務効率の向上	内部帳票について標準仕様書の実装できる機能に定義がなくわかりづらい。考え方・理由に一部記載があるが、分かりづらいため様式帳票全般として、ホワイスト方式の標準仕様書の考え方として明示することが肝要と考えたため。	ご指摘理解するため、下記に修正する。 「（2）仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。」	仕様書修正
800	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	－	20.0.1 様式・帳票全般	仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票について、画面を出力できること。	住民サービスの向上	当市では、登録内容について職員の確認及び、窓口で本人にも確認していただき署名をいただきたい。世帯異動の際の確認に当たり、個人票を複数枚確認し署名をいただく場合、市民の負担が大きくなるため、世帯単位でのレイアウトを希望する。	画面要件については本仕様書において規定しないため、対応なし。	対応なし

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針	対応方針仕分け
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由		
550	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－			259ページの実装しない機能として、「実装すべき機能」に示す様式・帳票について、以降で示す以外のレイアウトで出力できることと記載がある。	実装してもしなくても良い機能として、自治体でカスタマイズした内部帳票を出力できる旨を記載して欲しい。	業務精度の向上	文京区では9条2項通知等により職種で、住民票の記載事項を修正等する場合に、内部帳票を出力し、職種記載書として事務処理に利用している。また、他手続においても確認用の内部帳票として使用しているので、事務の正確性を確保するために必要である。	内部帳票については画面を直接印刷できるとするため、本仕様書においては規定しない。	対応なし
227	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－			不明	住民票の写し等が複数枚となった場合、改ざん防止用紙を契印・ホチキス止めて交付する必要があるが、本市においては、バーコードを証明書に印字し、それに基づき自動で契印・ホチキス止めを行う契印連動機を導入している。標準化システム様式に自治体がバーコードを印字できる余白・連携機能を設けることができるか仕様書で不明なため教えて欲しい	業務効率の向上	現在は、住民の写し等をバーコードで読み取ることにより、契印連動機が自動で契印・ホチキス止めを行うため、人的ミスを防ぐことができるが、標準化により、バーコードでの読み取りができない場合、手作業で「仕分け・契印・ホチキス止め」を行うことになり、市民サービスが低下するほか、誤交付のリスクが高くなる。	「20.0.1様式・帳票全般」の【実装してもしなくても良い機能】として、「契印連動機等」に使用する場合、バーコードを印字できること。証明書の上部又は左余白に縦じ代（15mm程度）を設けることができること。】を追加する。	仕様書追加
2-996	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届の様式（案）について	余白に受付、入力、点検等の職員確認欄・点検欄を設ける。	業務精度の向上	転入届の受付者、入力者、点検者の各担当者欄の枠が必要であるため。	余白欄に設ける項目についてはそれぞれの自治体にて設計可能としていることから、対応なし。	対応なし
729	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.1 データ構造	－	【実装すべき機能】 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容	記載を削除する。	システム上の理由	従来のデータ構造及びデータを保持・運用することを許容すると、ベンダ毎に独自のデータが保持され、標準化の目的の一つであるベンダ間での円滑なシステム更改に支障をきたす可能性がある。記載を削除するか、少なくとも従来のデータの運用の範囲を明確に記載するべきと考える。	対応なし。 （データ要件・連携要件が固まった段階で表現を見直し）	対応なし
176	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.1 データ構造	－	除票用データ構造としてラスター形式の表を使用している。	除票用データ構造をベクター形式の表に修正する。	業務効率の向上	表の記載内容が判読しにくい。ベクター形式にて作表いただきたい。	ベクター形式に変更する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
48	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字	－	p.425の図表に付記されているURLは無効である。 「https://mojikiban.ipa.go.jp/contents/2014/06/20140613-4.pdf」	不明	外部機関への対応	文字情報基盤は文字情報技術促進協議会(moji.or.jp)に移管されたので掲載の可否から改めて問い合わせせられたし。	削除とする。	仕様書削除
49		住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字	－	p.426「文字情報基盤導入テクニカルスタディ」等のURLは無効である。 「https://mojikiban.ipa.go.jp/contents/2014/03/study.1.0.pdf」	https://moji.or.jp/wp-content/mojikiban/2014/03/study.1.0.pdf	外部機関への対応	文字情報基盤は文字情報技術促進協議会(moji.or.jp)に移管されたので掲載の可否から改めて問い合わせせられたし。	「https://moji.or.jp/wp-content/mojikiban/2014/03/study.1.0.pdf」に修正する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
299	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字	－	P425 4行目～ ～住基ネット統一文字と文字情報基盤文字の対応表は「文字情報基盤」として整備された「MJ文字情報一覧表」において提供されたものを基本とし国が変換テーブルを示すことから、～ 記載がない。	～住基ネット統一文字と文字情報基盤文字の対応表は「文字情報基盤」として整備された「MJ文字情報一覧表」において提供されたものを基本とし国が変換テーブルを示すことから、～	業務精度の向上	文字基盤は全国で統一されることが望ましく、国により変換テーブルを示すか、一定の方針を示してほしい。	各ベンダ文字フォントから文字情報基盤への共通的な変換テーブルを示すことは難しく、移行作業で行う役割であると考え対応無しとする。	対応なし
1100	事業者	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字	－		「久」「塚」など戸籍にない文字がフォントの違いによるデザイン差として複数存在する文字について、利用する場合のルールを追加する。	業務精度の向上	全国共通であるはずの住所もシステムによって違う文字で入力されているため、実際に移行を行った場合に移行前と移行後で文字が変わる可能性があるため、本稼働前に文字を統一する必要があるため。 現在も戸籍附属記載事項通知を送信した際に、文字が違つとの連絡があるがデザイン差と説明しているが納得してもらえないこともあるため、この機会に明確なルールを示していただきたい。特に「久」は、個人番号カードの申請書に代替文字の記載があると住民からも問合せがあり、説明が難しいため。	各文字に対する運用ルールまたは住基の標準仕様書としては定めない方針とする。	対応なし
226	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字	－	当面システム処理の便宜上経過措置として、	5年間を目途に、システム処理の便宜上経過措置として、	業務効率の向上	ベンダ文字の使用継続を経過措置として許しているため、移行時点ではIPaMJ明朝を採用しないベンダがある。理由は、「IPaMJ明朝」が多くの団体で使用されており、問題が出尽くしていないリスク」に尽きる。多くの自治体で同時に決断をもって採用し、強い意志を持ってエラーを出し尽くしていかないと仕方ない問題である。そこで、経過措置自体は必要であるが、5年等（はっきりと期限を設けることで、「5年後には住民票発行時に字体が変わり、市民に説明せねばならない」とおそれを抱く自治体を増やし、導入に踏み切らせてほしいところである。	IPaMJ明朝導入を推進・浸透させるための前向きな意見ではあるが、5年といった具体的な年数が国や法令上方針が決まっていない以上、現時点では反映を行わない	対応なし
38	事業者	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字	－	変体仮名に合成可能な濁点「U+3099」をつけて表現してもよいか？「U+3099」は「JIS X 0213:2012」の文字セットには含まれていないが使用できるか？	合成可能な濁点「U+3099」を使用できるようにする。	業務精度の向上	戸籍で使用できる変体仮名には濁点付きのものもあるため、「ISO/IEC 10646:2017附属書A」の「1042 KANA SUPPLEMENT」では表現できない文字があるため。	下記ベンダ調査の結果を踏まえ、対応なしとする。 ・IPaMJ明朝では変体仮名＋濁点文字の合成文字としなくても、濁点付き変体仮名に対応可能となり、IPaMJ明朝に対応したベンダではこのような対応が不要となること ・該当文字は戸籍でも殆ど無いと考えられ、万が一発生した場合外字として定義で運用上問題無いと考えられること	対応なし
158	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字	－			業務効率の向上	情報連携の際に、外字や文字コード・字形の違いにより、環境によってはトラブルになることもあったととも、コストの増大につながっている。情報システム上、標準字形を定めて、外字の利用を禁止してほしい。（日本のデジタル化を推進するためにも、国として外字を禁止する方針を明確に打ち出してほしい）	標準仕様書で定義されているIPaMJ明朝が今まで外字とされた漢字の多くを内字として扱うことの出来るフォントであり、今後はこれらにより外字となる文字をなくしていく方針である。ただし外字自体を禁止する方針は無いため、左記の対応はなしとする。	対応なし
258	事業者	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字		【記載なし】	IPaMJ明朝のバージョンについては、利用開始時期を総務省より別途通知する。	業務精度の向上	IPaMJ明朝のバージョンアップがなされた場合には、国民を含め、各団体、関係機関がどのバージョンでの利用となるか把握する必要がある。通知を行わない場合に、団体間でデータ連携した場合、データ受信側で表示できない（または、字形が変わってしまう）文字が発生するリスクがあるため。	APPLICからの質問No.163と同様現時点では追記は実施しない。 「原則として、最新のバージョンへの対応が必要と認識。文字の取扱いについては、今後、内閣官房IT室を中心に定めるデータ要件の中でどのような位置づけがなされるかを含め、必要に応じて対応を検討	対応なし
257	事業者	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字		【記載なし】	文字情報基盤で定められる文字フォントを利用する場合は、一般社団法人文字情報技術促進協議会提供のIPaMJ明朝を利用すること。	システム上の理由	従来の文字フォントの利用を許容しているためか、30.2文字の章に、実際利用する見込みのIPaMJ明朝について定義がない。（ただし、帳票の諸元表の文字コード欄には「IPaMJ明朝」と定義があるため。	フォントに関連する内容（桁数、表示方法等含む）については対応案を検討する中で、調整を図るため、保留とする。	保留
52	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第6章 データ要件	－	30.2 文字			住所を入力する際、システムから市区町村→大字→小字を選択して入力するが、統一コードで統一の正しい文字を使用した市区町村（大字・小字）の文字を使用すること。	業務効率の向上	システムで市区町村（大字、小字）を選択した後、正しい文字を選択し入力しなおしている。（例：久、塚）本来、住所は固有名詞であるのに、システムベンダーにより使用文字が違い、その都度入力しなおしているのは効率が悪いし、間違いのもとである。	「1.3.3 住所辞書管理」において、「住所及び本籍について都道府県名→市区町村名→大字→小字の順に一覧表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。」との規定があるため、対応不要。	対応なし
46	情報政策担当課	住民記録システム標準仕様書	第7章 非機能要件	－	－	－	記載なし	住民記録システムは、Webブラウザから利用できる形態のサービスとして提供すること。	業務効率の向上	利用端末が入れ替わる都度、専用アプリケーションのインストールするのは情報政策課の作業が増え、とても効率が悪い。 また、近年ChromeBookなどの安価な端末が増えており、これらの安価な端末でも動作するようWebブラウザから利用できるようにすべく。（閉域通信SIMとChromeBookの組み合わせによる環境構築なども可能になることが望ましいため）	システムの環境や非機能に関する定義は仕様書の対象外のため対応なし。	対応なし
839	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第7章 非機能要件	－	－	－		【実装すべき機能】に追加 本番系システムに障害が発生した際に、待機系を用意してあるなど、業務を継続できるような仕組みを確保できること。その際、待機系等の緊急時のシステムで異動・証明発行した内容を本番系に反映できること。	業務精度の向上	本番系に障害が発生した際に業務を継続するため、何らかの手段が取られると思うが、住民記録システムとしては異動・証明の履歴を本番系に正確に反映させる必要があると考えるため。	標準非機能要件に則するため、左記の個別の定義は行わない。	対応なし
998	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第8章 用語	－	－	－	「あ」の用語定義に、「EUC」が記載されている。	「EUC」を「い」の用語定義に記載する。	業務精度の向上	記載誤りであるため。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-1021	事業者	住民記録システム標準仕様書	第8章 用語	－	－	－	「令和3年通常国会において、住民基本台帳法が改正され、マイナンバーカード所持者が、マイナンバーからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日 など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。」と記載がある。	「令和3年通常国会において、住民基本台帳法が改正され、ワンストップ化を図ることとされた。」と修正する。	業務効率の向上	直前の文章と重複しているため。	誤記または不整合のため、要対応	軽微な修正（不整合、誤字など）
169	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第8章 用語	－	－	－	P2から1/493だが最終頁数は470	P2から 最終頁数1/ 470	外部機関への対応	本仕様書のP471～493が存在しないが、記載漏れか。それとも、既に用意しているが、現時点で記載出来ないものなのか。情報は可能な限り早く開示していただきたい。	ヘッダーの最終頁数が異なるため、修正する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
2-1020	事業者	住民記録システム標準仕様書	第8章 用語	－	－	－	転出・転入手続のワンストップ化について、「事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化を図るサービス。」と記載がある。	「事前準備を行うことで、転入手続の時間短縮化を図るサービス。」と修正する。	業務効率の向上	転出の時短には関係ないため。	転出届を提出しに市区町村役所に出向が必要がなくなることから、転出の時短にも関係するため、対応なし。	対応なし

No	意見詳細											対応方針仕分け
	発出者	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針	
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
673	住基担当課	住民記録システム標準仕様書	第 8 章 用語	—	—	—	標準仕様書内において以下のとおり表現のバラツキがある ・宛名管理システム：P.120 ・宛名システム：P.143、P.153、P.159、P.177、P.210	「宛名管理システム」と「宛名システム」の用語をどちらかに統一する。 ※用語の記載例 「宛名システム」…市区町村固有の宛名システム。業務上必要となる宛名、住所、所在地等の「個人情報」を業務横断的に保持・管理するシステム。	業務精度の向上	「宛名管理システム」「宛名システム」の用語について、標準仕様書内の表示を整理して統一していただくをお願いします。 また、「宛名管理システム」又は「宛名システム」の用語について、市区町村固有の宛名システムであることを、第8章用語に定義してはいかがでしょうか。	宛名システムに修正する。	軽微な修正（不整合、誤字など）
423	住基担当課	住民記録システム標準仕様書					本機能は一般市区町村において実装しもなく良。（本機能は一般市区町村において実装しもなく良。（4.1.3.1.1（転入通知の受理）の処理が適用される。		業務効率の向上	この箇所だけではなく全般的に、中核市以上と一般市区町村で区別せず、実装するべきものは実装するで統一してほしい。	規模が小さい自治体に規模が大きい自治体の要件を追加する場合過剰処理となることから、対応なし。	対応なし
157	住基担当課	住民記録システム標準仕様書						土地地番検索機能を実装する。	業務効率の向上	戸籍届出に伴う他市からの本籍地番確認時に必要のため実装をお願いしたい。 対象資料がなかったと思いますので、左記空白としている。	住所辞書で対応可能であると考えられるため、対応なし	対応なし